

美里町総合計画・美里町総合戦略

【 目 次 】

はじめに

1	計画策定の経緯	1
2	計画の位置づけ	2
3	基本理念	3
4	計画期間	3
5	目標年度	3
6	町のすがた	4
7	主要課題	12
8	計画の推進	13
9	進行管理	13

基本構想

1	将来目標	14
	(1) 将来像	14
	(2) 目標人口	14
2	将来目標の実現に向けた基本的方向	16
	(1) 主要課題の解決に向けた基本的方向	16
	(2) 各分野における取組の基本的方向	17
3	土地利用構想	18

基本計画

	計画体系図	20
--	-------	----

第1章 生涯を通して学び楽しむまちづくり	21
政策1 社会教育の充実	24
施策1 住民による主体的な学習の推進と学びのための環境整備.....	24
施策2 図書館資料と情報提供の充実及び読書活動の推進.....	26
政策2 学校教育の充実	29
施策3 個性・心・基礎的学力を重視した教育の推進.....	29
施策4 学校教育の充実.....	32
施策5 地域が支える学校づくり、地域に開かれた学校づくりの推進	33
施策6 安全・安心を確保するための対策	35
施策7 学校給食の充実、食育の推進.....	36
施策8 就学前教育の充実.....	38
政策3 文化・芸術の振興、伝統文化・文化財の継承.....	40
施策9 歴史的・文化的な地域資源を確実に継承するための対策.....	40
政策4 社会体育の振興	43
施策10 健康づくり、生きがいづくり、人とのつながりをつくる	
スポーツ活動の推進.....	43
第2章 健やかで安心なまちづくり.....	45
政策5 保健の充実.....	48
施策11 生活習慣病などから住民を守るための保健活動の推進.....	48
施策12 健やかな母子保健活動の推進.....	50
政策6 医療の充実.....	52
施策13 地域医療体制と町立南郷病院の充実.....	52
施策14 救急医療体制・広域医療体制の整備と充実	53
政策7 高齢者福祉の充実.....	55

施策 1 5	高齢者が安心して暮らすための対策.....	55
政策 8	地域福祉の充実.....	57
施策 1 6	地域で支え合う社会の充実.....	57
政策 9	障害者福祉の充実.....	59
施策 1 7	安心して暮らせる地域づくりの推進.....	59
政策 1 0	子育て支援の充実.....	62
施策 1 8	働きながら子育てする家族を支援するための対策.....	62
施策 1 9	出産や子育てに不安な家族を支援するための対策.....	64
施策 2 0	児童虐待を防止するための対策.....	66
第 3 章	力強い産業がいきづくまちづくり.....	69
政策 1 1	農業の振興.....	71
施策 2 1	多様な生産者の確保.....	71
施策 2 2	農地の高度利用と産地形成の促進.....	73
施策 2 3	個性をいかした魅力ある農業の展開.....	76
施策 2 4	畜産経営の安定化.....	78
施策 2 5	流通及び販路の充実.....	80
施策 2 6	農村機能及び生産基盤の維持.....	82
政策 1 2	工業の振興.....	85
施策 2 7	工業を振興するための対策.....	85
政策 1 3	商業・サービス業の振興.....	88
施策 2 8	商業・サービス業を振興するための対策.....	88
施策 2 9	物産・観光を振興するための対策.....	90
政策 1 4	雇用の確保.....	93
施策 3 0	安定した雇用を確保するための対策.....	93

第4章	くらしやすさを実感できるまちづくり	95
政策15	地域基盤の確立	97
施策31	安全、安心な生活環境基盤の整備	97
施策32	公共交通網を確立するための対策	98
政策16	生活安全の確保	101
施策33	安全、安心な防災・消防・救急体制を確立するための対策	101
施策34	安全、安心な交通環境、防犯体制を確立するための対策	104
政策17	環境・景観の保全・創造	107
施策35	生活環境の保全と公衆衛生対策	107
政策18	居住環境の質の向上	109
施策36	水道水を安定して供給するための対策	109
施策37	下水道を普及推進するための対策	110
第5章	自立をめざすまちづくり	113
政策19	定住化の促進	116
施策38	定住化を促進するための対策	116
政策20	住民活動の促進	118
施策39	地域における住民の活動を活性化させるための対策	118
政策21	交流の促進	120
施策40	地域間交流を推進するための対策	120
施策41	国際交流を促進するための対策	121
政策22	平和行政の推進	123
施策42	非核・平和社会を実現するための対策	123
政策23	男女共同参画社会の推進	125
施策43	男女共同参画社会を推進するための対策	125

政策 2 4 健全な行財政運営.....	127
施策 4 4 行政運営の効率化を推進するための対策.....	127
施策 4 5 財政を健全化するための対策.....	130
施策 4 6 住民の立場に立った行政サービスを提供するための対策.....	132
重点実施施策.....	135

資料編

1 . 住民意向調査概要.....	143
2 . 住民からの主な意見	147
3 . 美里町総合計画審議会.....	160
4 . 美里町総合計画等策定委員会.....	165
5 . 国勢調査人口と住民基本台帳人口について.....	170
6 . 用語集	173

本文中の 印の付いた用語につきましては、資料編「6.用語集」に説明を記載しています。

はじめに

1 計画策定の経緯

平成18年1月の旧小牛田町と旧南郷町の合併時において、合併後の10年間を計画期間とする「美里町まちづくり計画 美里町建設計画」（以下「建設計画」という。）を策定し、これを合併後のまちづくりの基本指針としてきました。

その後、平成19年3月に、建設計画を承継する「美里町総合計画」を策定し、その後の平成19年度から平成27年度までのまちづくりの基本指針としました。

東日本大震災の発生等、社会情勢の変化に対応するため、計画期間の中間年度に当たる平成23年度に「美里町総合計画」の見直しを行いました。見直し後の「美里町総合計画」は、平成24年4月から施行し、平成28年3月をもって計画期間が終了します。

一方、平成26年11月にまち・ひと・しごと創生法（以下「創生法」という。）が施行され、国において平成26年12月に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されました。また、市町村においても、「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「地方版総合戦略」という。）」の策定に努めるものとされました。

本町は、今後のまちづくりの基本指針となる「美里町総合計画」を定めるとともに、創生法に規定する責務を果たすため「美里町総合戦略」を策定することといたしました。

まち・ひと・しごと創生法（抄）

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、まち・ひと・しごと創生に関し、国との適切な役割分担の下、地方公共団体が実施すべき施策として、その地方公共団体の区域の実情に応じた自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 計画の位置づけ

(美里町総合計画)

美里町における「まちづくりの基本指針」

これまで「まちづくりの基本指針」としてきた「美里町総合計画」が、平成27年度をもって終了します。しかし、その後も総合的かつ計画的なまちづくりに取り組むためには、「まちづくりの基本指針」が必要であることから今回、「美里町総合計画」を策定し、平成28年4月からの本町の新しい「まちづくりの基本指針」とするものです。

(美里町総合戦略)

美里町における「地方版総合戦略」

創生法に規定する地方公共団体の責務を果たすため、同法第10条第1項に規定する「市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画」を策定し、本町における「地方版総合戦略」とするものです。

- * まち・ひと・しごと創生の趣旨は、本町が今後行うまちづくりと同一の方向性であることから、本町は美里町総合計画と美里町総合戦略を一体的に策定するものです。

こうしたことから、この計画の名称を「美里町総合計画・美里町総合戦略」とします。

まち・ひと・しごと創生法(抄)

(市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略)

第10条 市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。)は、まち・ひと・しごと創生総合戦略(都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略が定められているときは、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略)を立案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画(次項及び第三項において「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標

(2) 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策に関する基本的方向

(3) 前二号に掲げるもののほか、市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 市町村は、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

3 基本理念

人の和を大切に、住民と行政がともに力を出し、魅力ある地域づくりに努め、一人ひとりが輝き、「幸せ」と「豊かさ」を実感できるまちづくりを推進します。

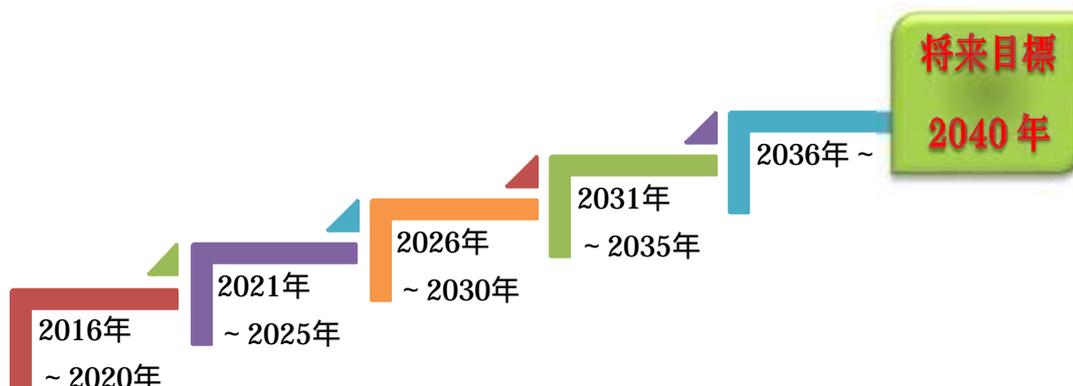
4 計画期間

計画期間は、平成28年度(2016年度)から平成32年度(2020年度)までの5年間とします(ただし、平成27年度からの開始事業を一部含みます。)

5 目標年度

将来にわたって「活力ある美里町」を維持していくためには、長期的な視点と観測が不可欠であることから、計画の目標を遠い将来に設定する必要があります。

本計画では、その目標(将来像及び目標人口)を平成52年度(2040年度)に設定し、それを実現するための今後5年間の計画を策定するものです。



* 将来目標に向けて、これから2040年までの期間を5つの期間に分け、その期間ごとに、実績、次期の課題及び到達点を見極め、将来目標に近づけていきます。

6 町のすがた

本町は、平成18年1月に旧小牛田町と旧南郷町が合併し、誕生した町です。

宮城県の北部に広がる大崎平野の南端に位置し、平坦な土地が74.90km²にわたって広がっています。

山がない平坦な土地に加え、鳴瀬川と江合川の河川にも恵まれ、古くから稲作が盛んに行われてきました。

東北本線、陸羽東線及び石巻線が交わるJR小牛田駅は、鉄道交通の要衝として、多くの通勤・通学する人に利用されています。

人口

(1) 人口・世帯数（平成28年1月12日発表の平成27年国勢調査結果速報）

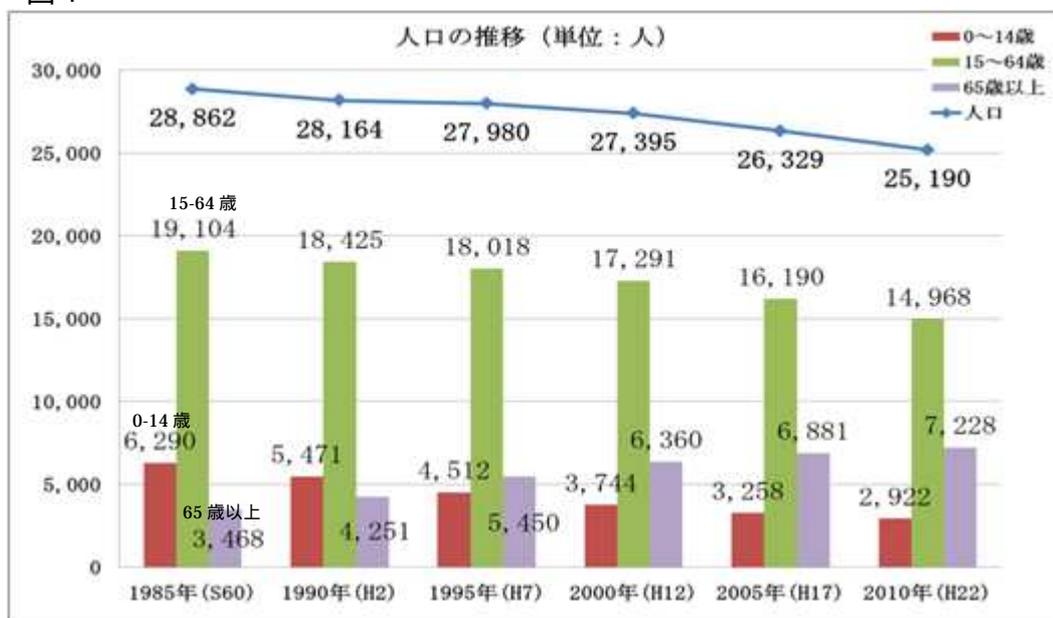
平成27年（2015年）10月1日に実施した国勢調査では、本町の人口は24,865人で、世帯数は8,324世帯です。1世帯当たりの構成員数は、2.99人で、宮城県の2.47人に比べて多くなっています。

人口、世帯ともに速報値であることから、図1以降の資料については、上記の速報値を使用していません。

これまでの人口と世帯数の推移は、人口が減少傾向、世帯数は増加傾向にあり、1世帯当たりの構成員数が減少しています。

（図1・図2・図3）

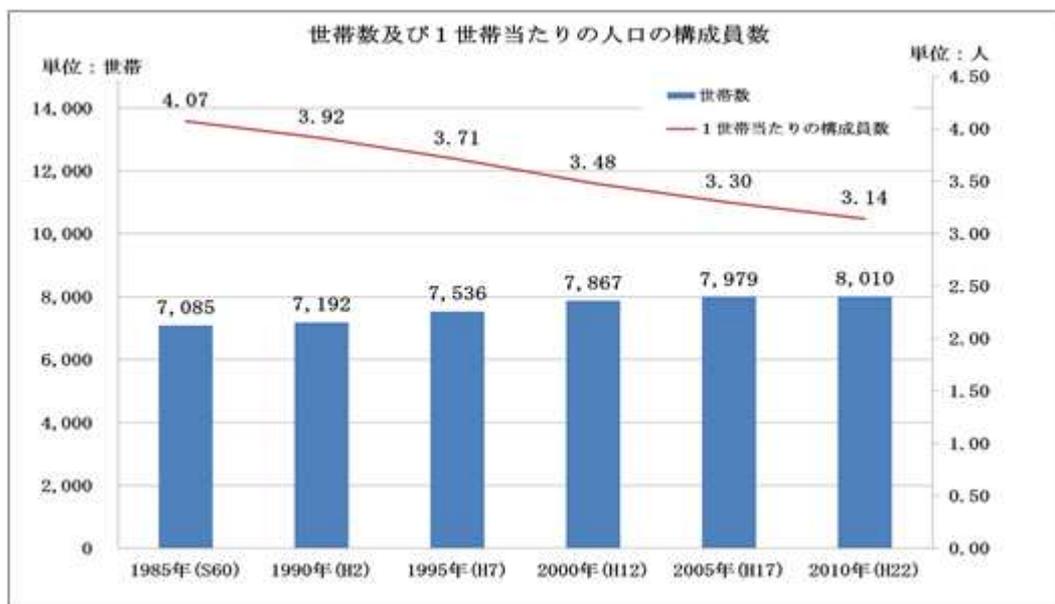
図1



* 年齢区分不明者 1990年17人、2010年72人

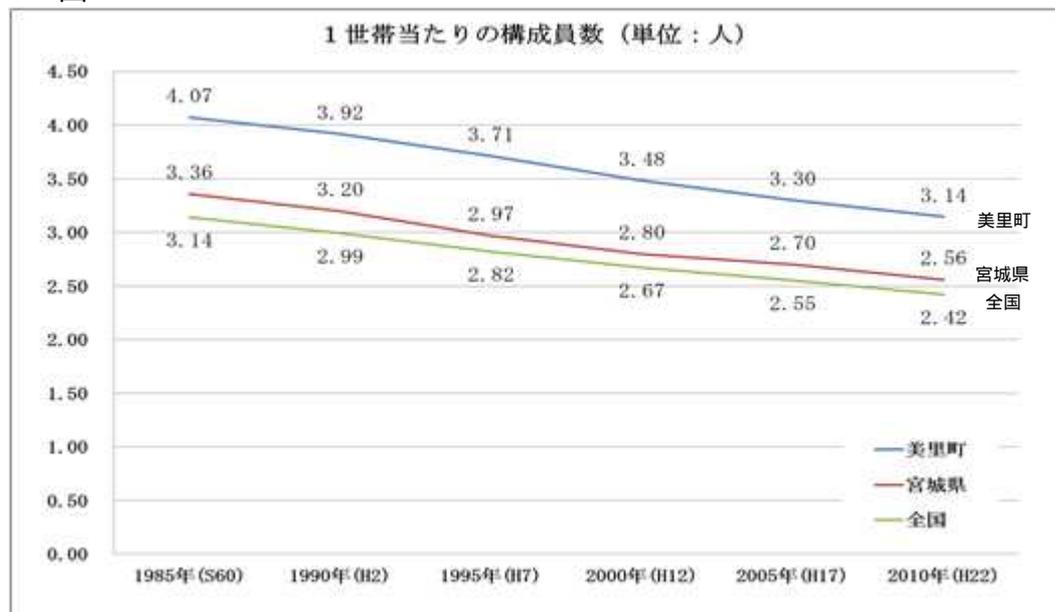
（資料：国勢調査）

図2



(資料: 国勢調査)

図3

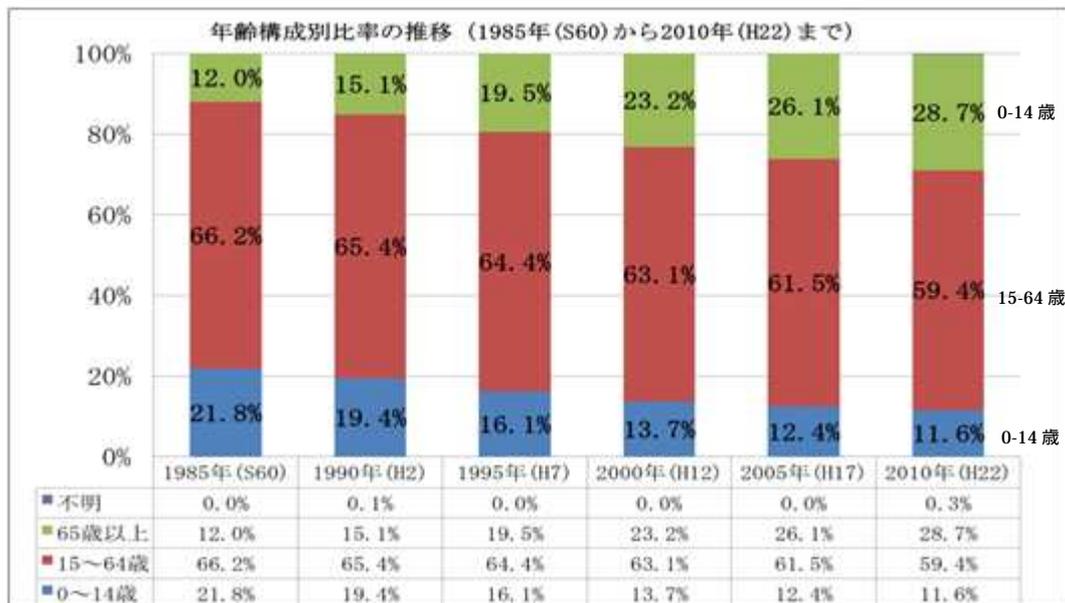


(資料: 国勢調査)

(2) 年齢構成

年齢構成別の人口と構成比率の推移は、年少人口（0歳から14歳まで）と生産年齢人口（15歳から64歳まで）が減少し、老年人口（65歳以上）が増加しています。（図1・図4）

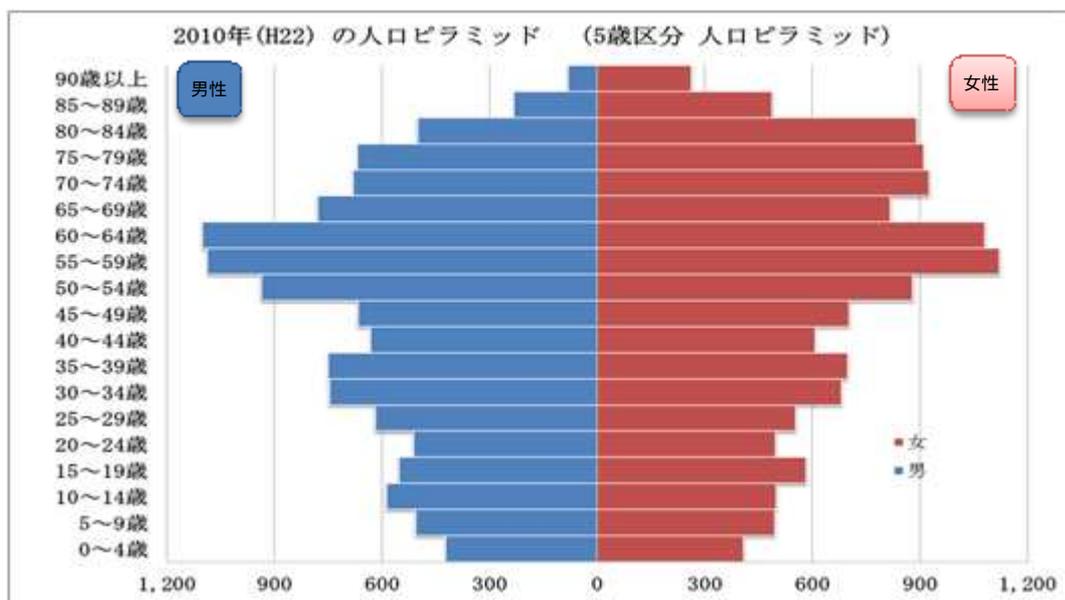
図4



（資料：国勢調査）

平成22年（2010年）の人口を基に、男女別に5歳年齢ごとの人口を積み上げた人口ピラミッドは、次のとおりです。（図5）

図5



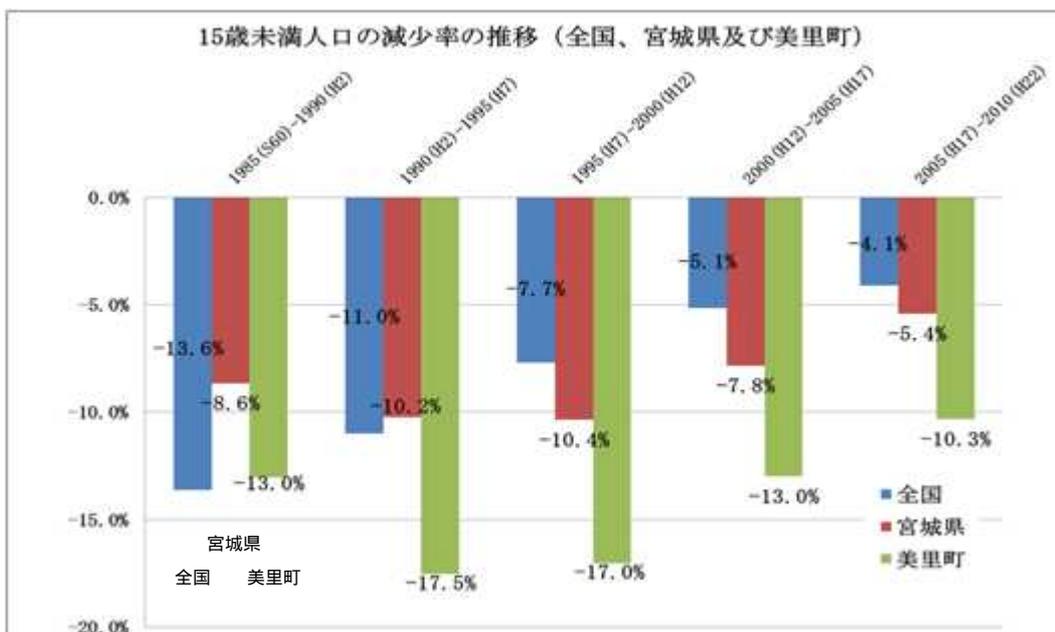
（資料：国勢調査）

昭和60年(1985年)から平成22年(2010年)までの25年間を、5年間を1つの期間として、5つに区切り、各期間における15歳未満人口の減少の程度をグラフに示しました。

これによれば、平成2年(1990年)以降の本町における15歳未満人口の減少率は、全国及び宮城県の減少率を大きく上回り、本町の15歳未満人口が、全国及び宮城県に比べ、著しく高い割合で減少してきたことが分かります。

しかし、減少の比率は平成2年(1990年)から平成7年(1995年)までの減少率をピークに、その後は縮小しています。(図6)

図6

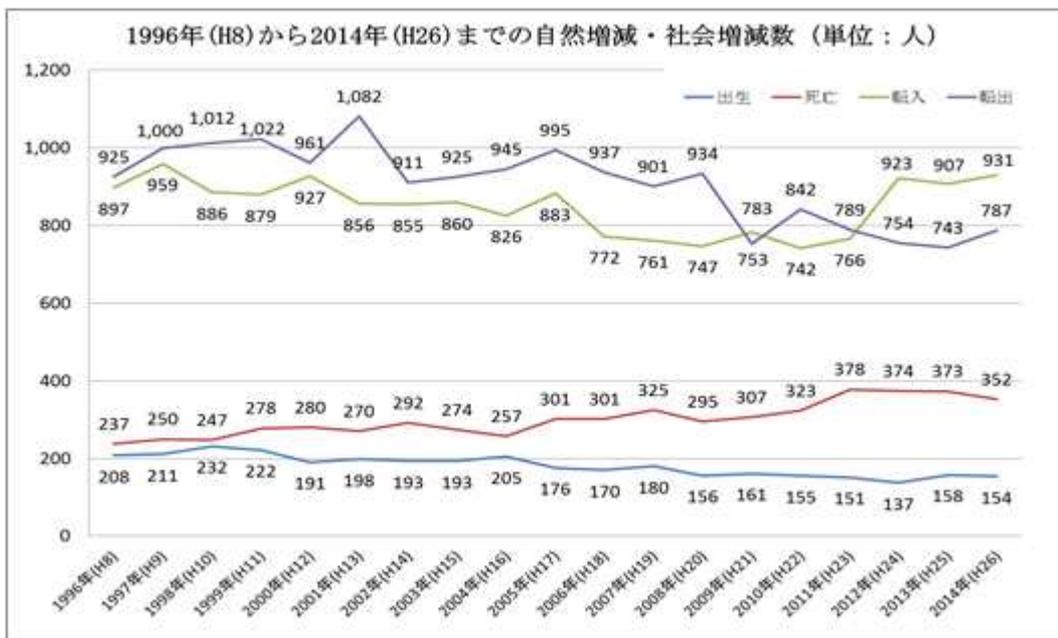


(資料：国勢調査)

(3) 自然増減、社会増減の人口動態の推移

平成8年(1996年)から平成26年(2014年)までの自然増減(出生又は死亡)と社会増減(転入又は転出)の推移は、次のとおりです。東日本大震災が発生した平成23年(2011年)以降においては、社会増の傾向が見られます。(図7)

図7



(資料:住民基本台帳)

昭和58年(1983年)からの合計特殊出生率の推移は、次のとおりです。

昭和58年(1983年)以降の30年間に於いて、合計特殊出生率が大きく低下してきたことが分かります。

表1 合計特殊出生率の推移

	1983(S58) ~ 1987(S62)	1988(S63) ~ 1992(H4)	1993(H5) ~ 1997(H9)	1998(H10) ~ 2002(H14)	2003(H15) ~ 2007(H19)	2008(H20) ~ 2012(H24)
小牛田地域	1.80	1.61	1.58	1.55	美里町	美里町
南郷地域	1.99	1.76	1.60	1.45	1.38	1.32

(資料:厚生労働省・人口動態保健所・市区町村別統計)

(4) 将来推計人口

国立社会保障・人口問題研究所 が算出した平成52年(2040年)までの国勢調査における将来推計人口は、次のとおりです。(図8・図9)

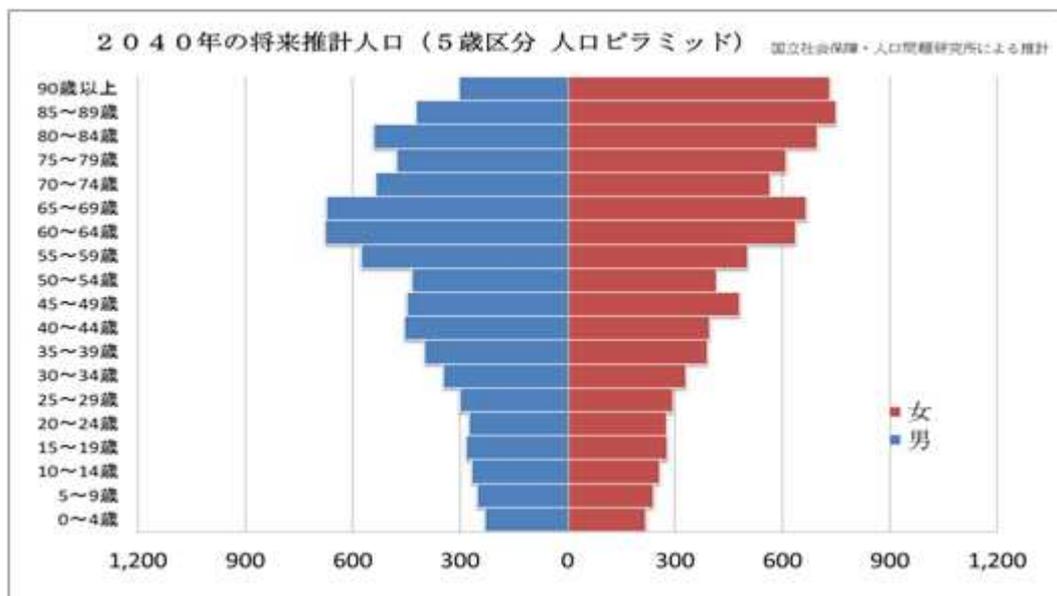
図8



(平成25年3月推計値)

また、上記の平成52年(2040年)の年齢別の構成を人口ピラミッドで表すと次のようになります。年少人口(0歳から14歳まで)が一層減少し、少子高齢化を表す逆三角形になると推定されます。(図9)

図9



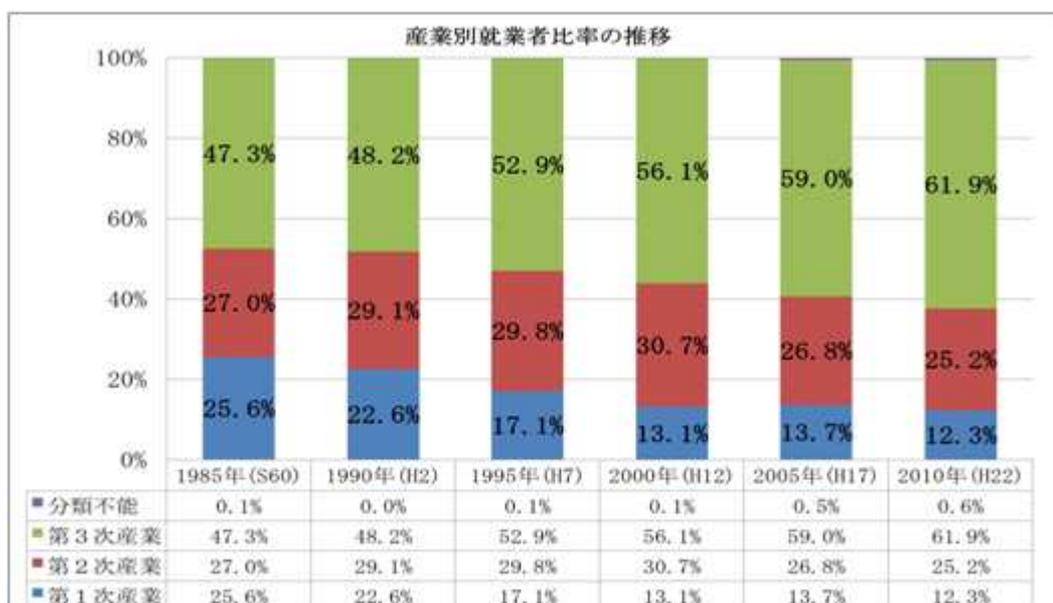
産業

昭和60年（1985年）以降における本町の産業別就業者比率の推移については、第1次産業と第2次産業が減少し、第3次産業が増加する傾向が続いてきました。

（図10）

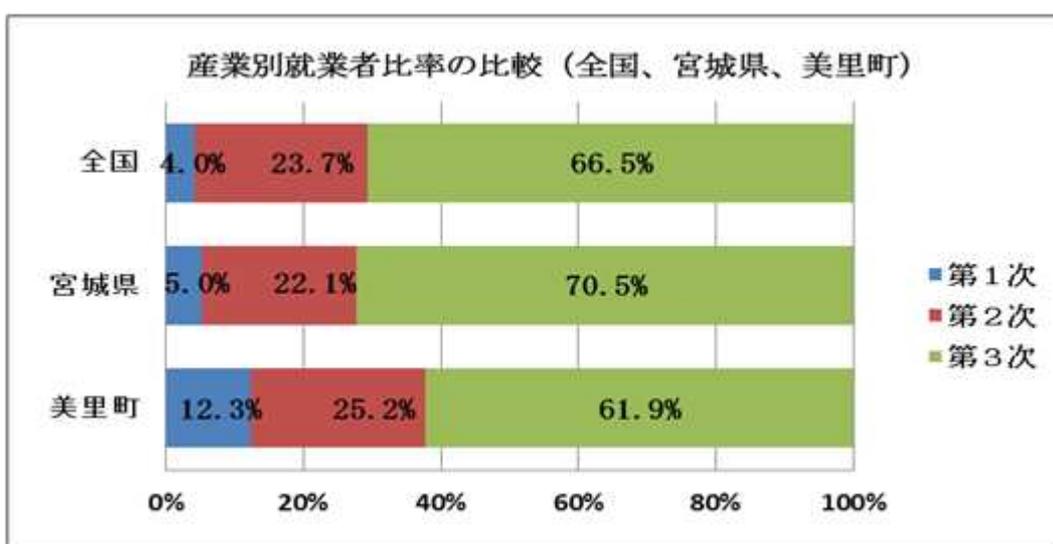
本町は、宮城県及び全国と比べて、第1次産業及び第2次産業の比率が高く、第3次産業の比率が低くなっています。（図11）

図10



（資料：国勢調査）

図11



(資料：2010年(H22)国勢調査)

平成13年(2001年)以降、本町の1人当たりの町民所得は、平成15年(2003年)を除いて、宮城県(県民所得)及び全国(国民所得)を大きく下回っています。(図12)

図12



(資料：宮城県市町村民経済計算)

7 主要課題

【教育環境の充実と人材育成】

子どもたちの学ぶ意欲の向上及び多様な学習活動の展開に資するため、教育環境のなお一層の充実が求められます。また、「まちづくり」は「人づくり」と言われるように、まちが人をつくり、人がまちをつくります。本町の将来を望み、共に支え合いながら主体的に生きる心豊かな人を育て、活力あるふるさとをつくる担い手を育てることは、将来にわたって本町が持続可能な地域社会を形成する上で大きな課題であることから、「教育環境の充実と人材育成」を本計画の主要課題の一つとします。

【地域産業の発展と雇用の確保】

私たちの生活の営みは、生活の糧となる仕事と収入の確保が基本です。しかし、町内又は周辺市町に働く場が少ないことは、転出者を生む原因の一つです。

地域産業の振興は、仕事と収入を生み出すだけでなく、町に活気を生み出します。よって、活気のある町を継続していくためには、「地域産業の発展と雇用の確保」が必要であることから、これを本計画の主要課題の一つとします。

【人口減少の抑制と高齢社会への対応】

本町においても多くの市町村と同様に、将来にわたって、著しい人口減少が続くものと危惧されています。また、併せて少子高齢化は進行することが見込まれています。

人口構成の安定化を図るための若年層の定住促進、さらには高齢者が生き生きと暮らせる地域づくりは本町の大きな課題であることから、「人口減少の抑制と高齢社会への対応」を本計画の主要課題の一つとします。

【子育て環境の整備】

女性の社会進出が進む今日においては、働きながら子どもを育てることのできる社会環境の整備は欠くことができません。安心して子どもを産み育てられる環境の整備は、持続可能な地域社会を形成する上で大きな課題であることから、「子育て環境の整備」を本計画の主要課題の一つとします。

8 計画の推進

本計画の推進においては、「住民と行政の協働」の下に、これまで以上に組織内の「連携強化」を図り、また、「民間活力」を積極的に活用して、限られた行政資源の中で効率的かつ効果的な取組を進めていきます。

9 進行管理

本計画の施策ごとに実施目的及び指標（KPI『重要業績評価指標』）を設定して、各年度において、その達成状況を測ることにより、本計画の達成状況の評価及び検証を行うこととします。

進行管理の実施に当たっては、効率的かつ効果的に施策が実施されるよう、計画（Plan） 実施（Do） 評価（Check） 改善（Action）のプロセスの管理を徹底し、計画を着実に進めます。



基本構想

1 将来目標

本町の将来目標として、「将来像」と「目標人口」を設定します。

(1) 将来像

心豊かな人材を育み、地域産業が発展し、
にぎわいのある、生き生きとした暮らしができるまち

- ・心豊かな人材を育む環境をつくれます。
- ・地域産業の発展を推進し、にぎわいをつくれます。
- ・だれもが生き生きと暮らせるまちをつくれます。

(2) 目標人口

平成52年(2040年)の目標人口

19,306人



将来推計人口で示したように、国立社会保障・人口問題研究所が算出した本町の平成52年（2040年）の人口は、16,661人と推計され、さらに平成27年国勢調査の速報値において示された人口を基に人口を推計した結果、平成52年（2040年）の将来推計人口は17,564人となりました。これに対して、次の2つの目標数値が実現されることによって、平成52年（2040年）に19,306人以上の人口を維持することができます。

【自然的要因】 平成52年（2040年）の合計特殊出生率 1.8

平成52年（2040年）までに合計特殊出生率を1.8まで回復すること、そして、

【社会的要因】 転入者数 転出者数

（平成28年（2016年）から平成52年（2040年）まで）

平成28年（2016年）から平成52年（2040年）までの期間における転入者の数を転出者の数以上することによって、目標人口を実現します。

2 将来目標の実現に向けた基本的方向

(1) 主要課題の解決に向けた基本的方向

「教育環境の充実と人材の育成」

学力向上支援員 及び学び支援コーディネーター の人員の拡充によって、児童・生徒の学力向上につなげていきます。また、小学校及び中学校におけるいじめや不登校等の対策については、これまで同様に重要な課題であることから、道徳教育を充実させるなど「人を思いやる心」を育てていきます。

「地域産業の発展と雇用の確保」

産業間相互の連携を促進することにより、民間の創意工夫による商品開発、交流人口 の掘り起こしなど、付加価値 の創出と所得向上の仕組みづくりを推進します。また、地域経済に新たな流れを生むプラットフォーム の形成を進め、産業・経済基盤の確立を図ります。

「人口減少の抑制と高齢社会への対応」

転入希望者への空き家等の活用と賃貸住宅の整備を推進し、転入者、特に若者の移住・定住を進めます。さらに、高齢者が「生きがい」、「やりがい」を持って、生き生きと暮らすための取組を重点的に進めていきます。

「子育て環境の整備」

保育環境の整備を進め、待機児童の解消を図っていきます。さらに、各種健診、子育て相談等を拡充し、子育てをしっかりと応援していきます。

(2) 各分野における取組の基本的方向

(教育・文化) 生涯を通して学び楽しむまちづくり

社会教育、家庭教育、学校教育及び幼児教育を密接に連携させることにより、豊かな人格の形成と生涯を通して学ぶことができるよう住民のライフステージ、ライフスタイル にあった学習環境を整備します。また、総合教育会議において、地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を協議しながら教育行政を推進していきます。

(保健・医療・福祉) 健やかで安心なまちづくり

健やかな心と体を持ち続け、心豊かで安心な暮らしをおくれるよう保健、医療及び福祉の各分野を充実させます。また、住民一人ひとりが人と地域とのつながりを大事にし、思いやりの気持ちを持って、共に支え合う体制を構築していきます。

(産業振興) 力強い産業がいきづくまちづくり

本町が将来に向けて持続的に発展していくためには、地域の経済活動と産業の活性化が不可欠です。町内外から多くの人が行き交い、にぎわいのある豊かな町の実現を目指して、農業、工業、商業、観光業等の各分野における活性化を実現するため、その中核として「(仮称)産業活性化拠点施設」を整備します。今後は、施設整備をはじめ、様々な取組に産学官金労言 の連携を推進するとともに、民間活力を最大限生かすよう努めていきます。

(生活環境) 暮らしやすさを実感できるまちづくり

美しく恵まれた自然環境の中で、安心して安全に、そして、快適に生活できる「暮らしやすさを実感できるまち」を目指します。また、住民の「声」を大事にしたまちづくりを進めていきます。

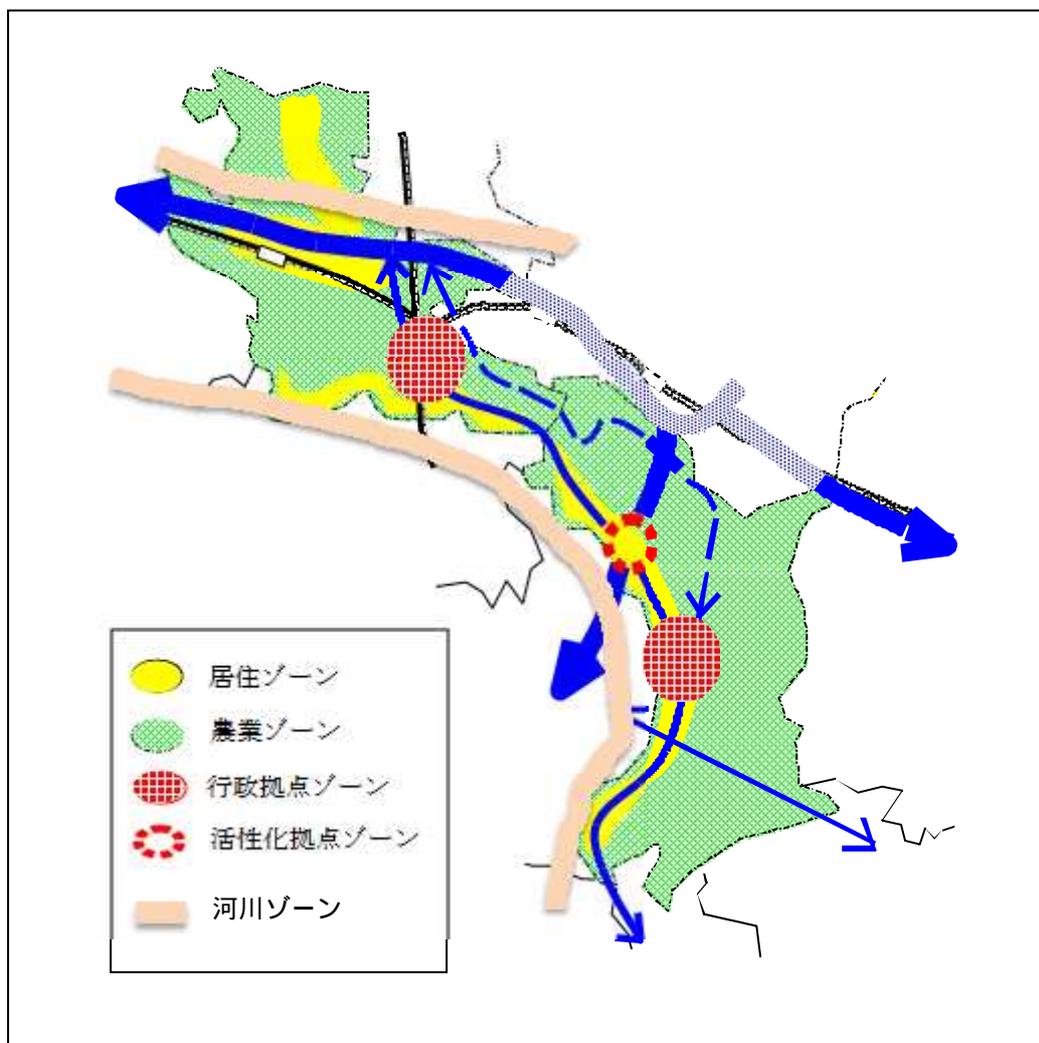
(行財政・コミュニティ) 自立をめざすまちづくり

人口減少が進む中、まちづくりを進めていくためには、地域課題を解決する自治の基盤を強化していくことが重要です。そのため、若い世代の定住促進、住民活動の支援、地域内外の交流、女性の活躍等を促進するとともに、

しっかりとした財政運営と行政サービスの質の向上を図り、自立的で持続可能な美里町をつくります。

3 土地利用構想

これまでの土地利用構想を継承することを基本として、今後の土地利用について、次のとおりゾーニングを行います。



それぞれの地域において、次のような整備を進めていきます。

(1) 居住ゾーンの整備

居住ゾーンにおいては、美しいまちづくりから、暮らしやすい快適な居住空間を確保していきます。

(2) 農業ゾーンの整備

農業ゾーンにおいては、農業生産基盤の整備から農業生産力の向上と自然環境の保全を進めていきます。

(3) 行政拠点ゾーンの整備

行政拠点ゾーンにおいては、公共施設の集約化から効率的・効果的な行政運営を確保していきます。

(4) 産業活性化拠点ゾーンの整備

産業活性化拠点ゾーンにおいては、産業活性化拠点施設の整備から地域経済を活性化させていきます。

(5) 河川ゾーンの保全

鳴瀬川と江合川の流域における河川ゾーンについては、自然環境の保全・管理と水害対策の強化を河川管理者に要請していきます。

なお、工業ゾーンは特に設定しません。使用されていない土地を活用することで新たな産業立地を進めていきます。

基本計画

【計画体系図】

基本計画の体系は、次の5つの分野(章)とその分野を構成する24の政策で構成し、さらに、政策ごとに施策が設定されています。



第1章 生涯を通して学び楽しむまちづくり

社会教育、家庭教育、学校教育及び幼児教育を密接に連携させることにより、豊かな人格の形成と生涯を通して学ぶことができるよう住民のライフステージ、ライフスタイルにあった学習環境を整備します。また、総合教育会議において、地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を協議しながら教育行政を推進していきます。

生涯学習

住民一人ひとりが学ぶ喜びと尊さを知り、それぞれのライフステージに合った主体的な学習活動を継続的に展開できるよう支援していきます。

学校教育・幼児教育

小学校及び中学校においては、「知育・徳育・体育」を重視し、基礎学力の定着を図るための教育、一人ひとりの個性を尊重した人間性豊かな教育及び地域とともに歩む学校づくりに重点的に取り組みます。

就学前の子どもたちは、保育所、幼稚園及び家庭とそれぞれ異なる環境の中で乳幼児期を過ごしています。すべての子どもたちがすくすくと成長できるよう保育及び幼児教育の環境整備を総合的に進めていきます。

家庭教育

家庭教育について学ぶ機会を積極的に提供するとともに、家庭教育についての相談体制の整備と充実を図っていきます。また、子どもたちとその家族が日ごろから地域と関わりを持ち、地域社会との結びつきを強化していくための体制づくりを進めていきます。

青少年健全育成

一人ひとりが青少年期において学校、家庭、地域社会等の中で必要な社会性を身に付け、また、行動力と向上心、更には郷土愛に満ちた大人として成長できるよう青少年の健全育成に取り組んでいきます。

文化振興・文化財保存

住民が身近なところで質の高い芸術・文化に親しみ、文化の香りがするまちづくりを進めます。

先人から伝承されてきた伝統文化と文化財を次の世代に確実に大切継承するとともに、これらの歴史資料を活用した郷土学習を展開していきます。また、住民が日常的に郷土の歴史を学べる環境を整備していきます。

スポーツの推進

住民一人ひとりが生涯を通じてスポーツを楽しむ環境づくりを進めます。そのために必要なスポーツ施設の整備と機能充実を進め、さらには、施設が多くの住民に活用されるよう利用促進に努めていきます。

そうした中で、人と人のつながりを大切にした地域づくり、健康づくり、生きがいづくりが日常的に実践されるようまちづくりを進めます。

第1章 生涯を通して学び楽しむまちづくり

政策1 社会教育の充実

施策1 住民による主体的な学習の推進と学びのための環境整備

施策2 図書館資料と情報提供の充実及び読書活動の推進

政策2 学校教育の充実

施策3 個性・心・基礎的学力を重視した教育の推進

施策4 学校教育環境の充実

施策5 地域が支える学校づくり、地域に開かれた学校づくりの推進

施策6 安全・安心を確保するための対策

施策7 学校給食の充実、食育の推進

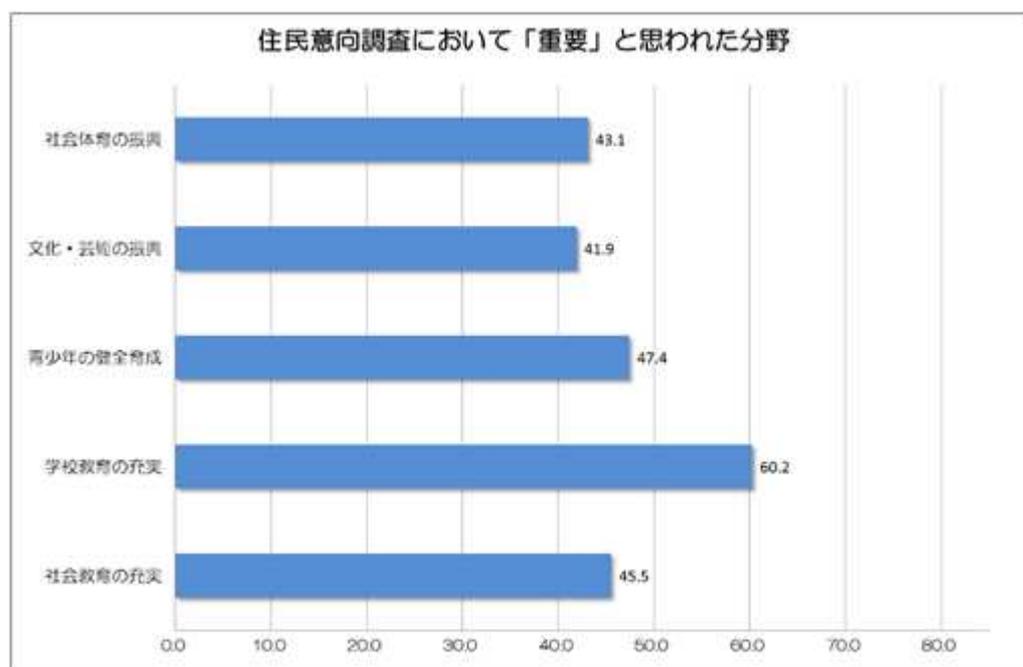
施策8 就学前教育の充実

政策3 文化・芸術の振興、伝統文化・文化財の継承

施策9 歴史的・文化的な地域資源を確実に継承するための対策

政策4 社会体育の振興

施策10 健康づくり、生きがいづくり、人とのつながりをつくるスポーツ活動の推進



上記の数値は、平成27年7月に実施した住民意向調査で重要と選択された項目の集計結果を偏差値化したものです。その数値を利用しバラつき具合を表しています。

政策 1 社会教育の充実

施策 1 住民による主体的な学習の推進と学びのための環境整備

施策の目的

- 住民が主体的に学び、活動できる機会と場の提供を進めます。

現状と課題

- インターネットは学習するための手段として、また、多くの学習情報を取得するための手段として大きな役割を果たしています。しかし、インターネットを活用できない人も多いことから、その支援策が必要とされています。
- 近年では、子どもたちが地域社会の中で学び育つための「地域の教育力」が弱くなっています。子どもたちを地域社会で見守り、地域社会で育てるような環境の醸成が必要とされています。
- 青少年健全育成に関わる各種団体等の連携を強化するとともに、地域住民が一体となって青少年の健全育成のための啓発活動を一層進めていく必要があります。
- 学習の場として利用されているコミュニティセンター等の公共施設については、今後も引き続き維持管理に努めていかなければなりません。

施策の展開

- インターネットを活用できない住民に対しては、個別相談、講習会等の開催による支援を行います。
- 住民が求めている「学び」のための情報を提供します。
- 関係機関と連携を図りながら、必要な情報の発信と学習機会の提供を行います。
- 学校、家庭及び地域が連携して、子どもたちの社会性を育む地域づくりを進めていきます。
- 青少年の健全育成を目的とする各種団体等との連携を図りながら、青少年を

健全に育成するための活動を積極的に展開していきます。

- 学習の場として利用されているコミュニティセンター等の公共施設については、公共施設等総合管理計画に基づき、今後も引き続き、適正な維持管理に努めます。

関連事業

- 学びの情報提供の充実
- ライフステージ に合わせた学習環境の整備
- 協働教育（学校、家庭及び地域の連携）推進事業の拡充
- 次世代を担う青少年の健全育成事業の推進
- 住民主体の「地域力」を高めるための学習活動の支援
- 地域資源を活用した交流及び体験学習の充実
- コミュニティ施設の適正な管理運営

施策の指標

- ✓ 指標の考え方

住民活動の活発化は、今後の住民主体のまちづくりに効果をもたらします。住民活動の中心である学習活動と地域活動の場としての各地区コミュニティセンターの利用回数を指標とします。

指標) 住民による自主学習などの開催回数(単位:回)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (見込み)	H28	H29	H30	H31	H32
188回	193回	198回	198回	198回	198回	198回	198回

指標) コミュニティセンターの年間延べ利用者数(単位:人)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (見込み)	H28	H29	H30	H31	H32
154,524	155,977	156,000	156,000	156,000	156,000	156,000	156,000

施策2 図書館資料と情報提供の充実及び読書活動の推進

施策の目的

- 図書館の機能を充実するとともに、図書・資料の積極的な収集と保存に努めます。また、住民の豊かな心を育むための読書活動を推進します。

現状と課題

- 利用者からの図書資料の調査の依頼や相談については、図書資料を活用して対応していますが、今後はデータベース化した資料やデジタル化された資料の活用も求められます。
- 図書及び視聴覚資料を収集するに当たっては、効果的・効率的な選書に努めるとともに、町外の図書館と広域的な連携を強化して、図書資料と視聴覚資料の広域的な活用も進めていかなければなりません。
- 大崎定住自立圏構想による広域的な取組が始まり、広域的な図書貸出し等による利用が増加しています。今後も広域連携の一層の強化が求められます。
- 子どもたちを取り巻く環境の変化により、子どもたちの読書時間が減少しています。家庭、学校及び図書館が連携し、子どもたちの読書環境を見直していく必要があります。
- 乳幼児期の子どもたちが身近に絵本に触れ、絵本に親しむことのできる環境づくりが必要です。
- 近年では、高齢者の利用、障害のある方の利用、福祉施設内での利用が増えています。大活字本と音訳資料の整備を図り、利用者の要望に適切に応えていかなければなりません。
- 図書館へ来館することが困難な方に対しては、希望する図書を自宅まで配達しています。現在は少数の利用にとどまっていますが、来館が困難な方にもこうしたサービスを気軽に利用していただくよう、広報・周知活動に努めていかなければなりません。
- 本町の歴史を後世に伝えるため、今後も引き続き地域資料・郷土資料の収集と整理に努めていくことが必要です。

施策の展開

- 入手が困難な資料については、町外の公共図書館、大学図書館、国立国会図書館等との相互貸借を積極的に活用することにより、利用者の多様なニーズに的確に応えていきます。
- 読書会、講座等を積極的に開催して住民の図書館利用の拡大に努め、住民の読書活動の普及を図っていきます。
- 図書館は、学校等の教育施設と連携を強化しながら、子どもたちに適正な資料を提供します。また、読み聞かせボランティア団体の協力をいただきながら、子どもたちの読書環境の充実を進めていきます。
- 図書館における絵本及び児童書の蔵書を充実させ、乳幼児から少年期までの子どもたちが身近に本に触れることのできる環境を整備していきます。
- 大活字本 及び音訳資料 等の蔵書の充実を図るとともに、高齢者や障害のある方でも利用しやすい図書館づくりに努めます。
- 図書館への来館が困難な方に対して、図書宅配サービスを拡充するとともに、福祉施設での利用についても普及を拡大します。
- 図書資料の保管場所の確保とともに、積極的に地域資料・郷土資料を収集、整理及び保存し、本町の歴史を次の世代に伝えていきます。

関連事業

- 公共図書館及び大学図書館の情報検索サイトの活用促進
- 県立図書館及び視覚障害者情報センターとの連携強化
- ビブリオトーク 及び読書会の開催
- 読書通帳 の活用促進
- 図書館ボランティア養成講座及びスキルアップ 講座の開催
- ブックハロー 及び館内での読み聞かせ、小・中学生及び高校生に対する読書案内など成長にあわせた図書館利用による読書の推進
- 大活字本及び音訳資料の充実
- 来館困難者に対する図書館サービスの周知及び提供
- 後世に伝える地域資料・文化財資料を収集した文化財資料目録の作成

施策の指標

✓ 指標の考え方

住民の読書活動に対する図書館の役割を計るために、住民1人当たりの図書貸出冊数を指標とします。

指標) 住民1人当たりの図書貸出冊数(単位:冊)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (見込み)	H28	H29	H30	H31	H32
6.0	6.5	6.7	6.8	6.9	7.0	7.1	7.2

政策 2 学校教育の充実

施策 3 個性・心・基礎的学力を重視した教育の推進

施策の目的

- 子どもたちが、心豊かに成長するための教育環境の提供を進めます。

現状と課題

- いじめや不登校等の対策は、小・中学校において、これまで同様、重要な課題です。道徳教育の実践により「人を思いやる心」を育てていく必要があります。
- 平成27年度全国学力・学習状況調査の結果、町内の小・中学校の平均正答率は、すべての科目において全国の平均正答率と県の平均正答率を下回っています。
- 授業で学んだことを習得させるためには、家庭で学習する習慣が大切です。しかし、児童・生徒の家庭での学習時間については、目標学習時間を達成している児童・生徒は少なく、中学生においては小学生以上にその傾向が強くなっています。
- 特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒が増加していることから、特別支援教育支援員及び教員補助員を配置し、幼児・児童・生徒の一人ひとりのニーズに合ったきめ細かな教育を行っています。
- 国際化社会の進展に伴い、低学年から外国語を学ぶことが必要とされています。
- 経済状況が不安定な現代社会において、経済的な理由により一部の子どもたちは学校生活や学習活動に影響が出ています。
- 小学校入学前に児童の健康管理を適切に実施し、心身の状況を把握することが必要です。
- 小学生の頃から環境保全に興味・関心を持つことは、生命と自然に対して関心を持つことにつながります。

施策の展開

- いじめや不登校等に関する指導・相談体制を強化するために、青少年教育相談員を配置していきます。
- 児童・生徒の横のつながりだけでなく、学年間の縦のつながりによる児童・生徒の結びつきを強めていきます。
- 学力向上委員会を通して学力向上の取組に関する情報を学校間で共有し、各学校における学力向上につなげていきます。
- 学び支援コーディネーター等を配置し、児童・生徒の一人ひとりが家庭内で学習する習慣を身に付けることができるよう支援していきます。
- 学力向上支援員を配置し、少人数による指導体制を継続します。
- 小学校4年生以上を対象にC R Tテストを継続的に実施します。また、これらの結果を分析して、今後の学習指導に役立てます。
- 特別支援を必要とする児童・生徒に対して、多様な学びの場を提供するとともに、切れ目のない支援体制を整備していきます。
- 子どもたちが将来において、国際化社会に適応できるような外国語教育に取り組みます。
- 進学時における家庭の経済的負担の緩和に努めます。
- 小学生の頃から環境保全に関心を持つよう、小学校における環境教育を充実させます。

関連事業

- 学校教育専門指導員及び青少年教育相談員の配置・活用
- 学力向上支援員の配置・活用
- 学び支援コーディネーターの配置・活用
- 特別支援教育体制の整備
- 美里町特別支援教育連携協議会及び美里町特別支援教育コーディネーター連絡協議会の活性化
- 外国語指導助手（A L T）を活用した外国語教育の実施
- 奨学金貸与事業の充実
- 幼・小・中連携活動の推進
- 環境保全に関する学習の実施

施策の指標

✓ 指標の考え方

学力及び学習習慣の状況を把握するため、全国学力・学習状況調査の県平均正答率と家庭での学習時間を指標とします。

指標) 全国学力・学習状況調査の県平均正答率との比較 (小学校6年生)

(単位: ポイント)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (実績)	H28	H29	H30	H31	H32
3.3	0.5	2.3	1.0	0.5	0	0.5	1

指標) 全国学力・学習状況調査の県平均正答率との比較 (中学校3年生)

(単位: ポイント)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (実績)	H28	H29	H30	H31	H32
4.4	4.9	1.9	1.5	1.0	0.5	0	0.5

指標) 家庭での学習時間が1時間以上の児童の割合 (単位: %)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (実績)	H28	H29	H30	H31	H32
67.7	88.5	74.2	76.0	80.0	84.0	88.0	92.0

対象は町内の小学6年生

指標) 家庭での学習時間が2時間以上の生徒の割合 (単位: %)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (実績)	H28	H29	H30	H31	H32
12.7	14.7	30.7	34.0	38.0	42.0	46.0	50.0

対象は町内の中学3年生

施策4 学校教育の充実

施策の目的

- 学校教育環境の整備と充実を図り、子どもたちの充実した学校教育と学校生活を進めます。

現状と課題

- 将来の小・中学校のあり方について学校教育環境整備方針を基に、特に少子化が今後著しく進むことが予想されることから、町内の小学校及び中学校において再編が必要とされます。
- 学校再編ビジョンは、児童・生徒を最優先に考え、将来の学校のあり方について、保護者及び地域住民の理解を深めることが重要です。
- 基礎学力の定着と更なる学力向上を図るため、計画的な教材等の整備が必要です。

施策の展開

- 学校再編ビジョンに基づき学校再編を着実に進めていきます。
- 学校再編の実現に当たっては、保護者及び地域住民と意見交換を重ね、理解が深まるよう努めます。
- 施設や設備の老朽化により、児童・生徒の学校生活に支障が及ばないよう適切な維持管理を行います。
- 国又は県の補助事業を活用して、教材等の整備を継続して行います。

関連事業

- 小・中学校の再編及び教育環境の整備
- 小・中学校施設管理事業

施策の指標

✓ 指標の考え方

(定性指標)

充実した学校生活を送ることのできる環境を整え、楽しく・満足できる学校生活を実現します。

施策5 地域が支える学校づくり、地域に開かれた学校づくりの推進

施策の目的

- 学校と地域が連携を強め、児童・生徒の豊かな人間性を共に育ていけるような環境の整備と体制づくりを進めます。

現状と課題

- これまで、地域に対する教育活動の情報発信として、町のホームページを活用し、学校評議員 制度の紹介を行ってきました。更なる情報発信として、地域住民への学校だよりの配布、学校ホームページの開設及び学校評議員の意見の公表について取り組んでいく必要があります。
- 教育人材バンク の整備を進め、各学校が活用しやすい環境が必要です。
- 学校支援ボランティア は、読み聞かせ活動や総合学習等において児童・生徒の学習活動をサポートしています。また、登下校時や校外学習時における安全確保においてもサポートしています。
- 各小学校では、地域住民の協力により、稲作の体験学習を行っています。また、各中学校では、企業の協力により、職場体験を実施しています。
- 社会奉仕活動と地域の伝統文化を学ぶ総合学習については、各学校によって実施内容に違いが見られます。
- 放課後児童対策は、学校、家庭及び地域が一体となって進める必要があります。

施策の展開

- 学校だよりと町の公式ホームページを有効に活用して、各学校の教育活動に関する情報を積極的に地域へ発信します。
- 保護者や地域住民の意向を学校運営に反映させる学校評議員 制度を積極的に活用し、地域に開かれた学校づくりを推進していきます。
- 教育人材バンク を活用し、地域の住民の協力をいただきながら地域と学校が一体となった学校運営に取り組んでいきます。
- 防犯活動、非行防止運動、部活動、読み聞かせ活動等の様々な学校活動の場面において学校支援ボランティア の協力により、地域が支える学校づくりを目指していきます。
- 各学校と地域、企業等との連携体制の下に、「志^{こころざし}教育」を推進します。
- 放課後児童対策については、学校施設の積極的な活用等を進めます。

関連事業

- 幼稚園、小学校及び中学校における学校評議員制度の定着と拡充
- 教育人材バンクの拡充
- 学校支援ボランティアの拡充
- 関係機関と連携した「志^{こころざし}教育」の推進

施策の指標

✓ 指標の考え方

地域への学校教育活動の理解を深めるため、学校情報の発信状況として、学校だよりを年間3回以上配布した学校の割合を指標とします。

指標) 地域住民へ学校だよりを年間3回以上配布した学校の割合(単位: %)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (見込み)	H28	H29	H30	H31	H32
22.2	22.2	33.3	44.0	55.0	77.0	88.0	100

地域と学校の結びつきを測るため、児童・生徒100人当たりの学校支援ボランティアの人数を指標とします。

指標) 小・中学校の児童・生徒100人当たりの学校支援ボランティアの人数
(単位:人)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (見込み)	H28	H29	H30	H31	H32
17.7	19.1	20.3	21.4	22.8	23.8	25.6	27.1

施策6 安全・安心を確保するための対策

施策の目的

- 行政と住民が一体となって、地域の子どもの安全・安心を確保します。

現状と課題

- 児童1人に対する防犯組織加入率が低下しています。また、各団体の構成員の高齢化の進行により、年々登録団体及び活動人数が減っています。
- 町内の小学生は徒歩又はスクールバスで通学しています。登下校時における安全確保が求められています。
- 学校防災マニュアルを美里町原子力災害避難計画に適応したものに、速やかに改訂する必要があります。

施策の展開

- 防犯組織への加入者を増やすことで、児童1人に対する防犯組織加入率を高め、子どもの安全の重要性に対する保護者への啓発を行います。
- スクールバス事業では、安全な運行に向けた運営形態を構築します。また、徒歩通学児童の安全を確保するための対策を実施します。
- 原子力災害等の様々な災害から子どもたちを守るための体制を構築します。また、学校防災マニュアルについては、美里町原子力災害避難計画に適応したものに速やかに改訂します。

関連事業

- 子どもたちを守る意識を高めるための啓発活動及び防犯組織団体に対する支援
- 安全で安心なスクールバスの運行及び徒歩による通学児童の安全指導等の実施
- 学校保護者緊急連絡システム の周知及び有効活用
- 学校防災マニュアルの改訂

施策の指標

- ✓ 指標の考え方

児童の登下校時における安全を確保するため、児童1人に対する防犯組織加入者数を指標としました。

指標) 児童1人に対する防犯組織加入者数(単位:人)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (見込み)	H28	H29	H30	H31	H32
0.42	0.41	0.35	0.41	0.41	0.41	0.41	0.41

施策7 学校給食の充実、食育の推進

施策の目的

- 学校給食を通じて児童・生徒の健全な心身の発達を図ります。

現状と課題

- 各給食施設においては、食材の調達に当たって地産地消 を推進し、また、郷土料理を献立に取り入れるなど、児童・生徒に地域の特色を生かした給食の提供を行っています。
- 大崎地域は、県内でも小・中学生の肥満の傾向が高く、本町においても同様の傾向にあることから、栄養のバランスがとれた食習慣の指導が必要です。
- 給食を楽しみにしている児童・生徒は多く、給食を残さない傾向にあります

が、その一方で、偏食のある児童・生徒もいることから、子どもたちが主体的に栄養のバランスのとれた食事をするための指導が必要です。

- 給食施設の適切な施設管理と衛生管理によって、安全・安心な給食の提供に努めています。

施策の展開

- 食農教育 を推進する観点から、学校給食への地元食材の活用を積極的に進めます。
- 栄養バランスの整った食生活を定着させるためには、幼少期からの食習慣が大切です。このことから、すべての幼稚園における給食の実施について今後検討します。
- 子どもたちが生涯を通して健康な身体を維持するために、食育基本計画 に基づき、一貫した食育の取組を推進します。
- 朝食を食べることの重要性について各家庭に正しく伝えていきます。また、行政、学校及び家庭が連携した食育の推進を図り、朝食の欠食児童に対する対応を進めるとともに、栄養バランスのとれた食事の重要性について理解を促します。
- アレルギー に対する正しい知識の習得と理解を促し、アレルギー対策に取り組めます。
- 安全・安心な給食の提供のために、より適正な衛生管理及び施設の維持管理に、引き続き取り組めます。

関連事業

- 学校給食における地元食材の活用
- 食育の推進
- 正しい食習慣の啓発
- 学校給食施設の維持管理

施策の指標

✓ 指標の考え方

児童・生徒に郷土の生産物について理解を深めるとともに、町内産品の消費拡大につなげるため、学校給食で使用する美里町産野菜（いも類を含む。）の割合を指標にしました。

指標）美里町産野菜等の割合（単位：％）

H25 （実績）	H26 （実績）	H27 （見込み）	H28	H29	H30	H31	H32
16.6	32.5	35.5	17.6	18.1	18.6	19.1	19.6

施策 8 就学前教育の充実

施策の目的

- 行政と地域が協働して特色ある教育課程を取り入れます。また、子育て世帯に更なる支援を行います。

現状と課題

- 東日本大震災の後、幼稚園の統合を進めながら、復旧・再建を行い、現在は3つの幼稚園となりました。
- 地域と保護者に支えられ、それぞれの幼稚園が特色を活かし、地域に開かれた幼稚園教育を実施しています。
- 近年の核家族、共働き世帯等の増加によって、預かり保育を必要とする世帯が増えています。
- 幼稚園と保育所（園）との連携により小学校への進学が円滑に行われるために、保護者と職員との間で交流を深め、情報交換を実施しています。
- 子ども・子育て支援新制度が開始され、幼稚園と保育所（園）との連携がこれまで以上に必要となっています。

施策の展開

- 施設の維持管理及び設備の充実を図ります。
- 子ども・子育て支援新制度 に基づく「認定子ども園 」については、その導入の可否を含めて、検討を行います。
- 地域の文化及び外国語に触れる機会を設けるなど、特色のある就学前教育を推進していきます。
- 幼稚園における預かり保育を拡充し、核家族 、共働き世帯等のニーズに合った支援を行っていきます。
- 幼稚園教育の充実及び幼稚園と保育所（園）の連携・融合を進めていきます。
- 就園奨励費等の交付により、私立幼稚園に通園する家庭を支援します。

関連事業

- 特色ある教育課程の実施
- 施設の適正な管理及び園児の健康管理
- 預かり保育の拡充
- 幼稚園教育の充実及び幼稚園と保育所（園）の連携
- 子ども・子育て支援新制度への対応の強化
- 私立幼稚園に対する通園に係る支援

施策の指標

✓ 指標の考え方

特色ある教育の推進に当たり、その評価として、外国語指導助手（ALT）による1園当たりの幼稚園訪問指導回数を指標とします。

指標）1園当たりの外国語指導助手（ALT）による訪問指導回数

（単位：回／年）

H25 （実績）	H26 （実績）	H27 （見込み）	H28	H29	H30	H31	H32
1	3	3	3	3	3	3	3

政策3 文化・芸術の振興、伝統文化・文化財の継承

施策9 歴史的・文化的な地域資源を確実に継承するための対策

施策の目的

- 身近なところで住民が町の歴史・文化に触れる機会をつくり、ふるさとへの誇りと愛着が持てるまちづくりを進めていきます。

現状と課題

- 地域の歴史的・文化的環境を表す文化財については、学習教材や観光資源として積極的に活用することが求められています。
- 全国的には、文化財が地域のシンボルとして住民から親しまれ、地域づくりに活用されているケースも見受けられます。
- 社会全体で文化財を継承する意識を持つことが大切であり、そのためには文化財に対する理解及び関心を高めていく必要があります。
- 本町では行政が主体となって文化財の保護・活用に取り組んでいますが、住民と共に取り組む体制づくりや保護・活用を担う人材の育成が必要とされています。
- 文化財の背景となっている歴史等の調査及び文化財の所有者に対する支援が必要とされています。
- 文化財の保護・活用を適切に行うための施設と設備の充実が必要です。
- 住民の生活形態、価値観等の変化に伴い、民俗文化財の継承者の確保・育成が困難になっています。
- 文化・芸術活動は、多くの個人及び団体によって自主的に展開されていることから、個々の活動を一層活性化させるとともに人づくり及びまちづくりにつなげていくことが求められています。
- 幼少期から質の高い文化・芸術活動に触れる機会を提供するとともに、地域の文化・芸術をリードする人材の育成が必要です。
- 文化・芸術の中心となる公共施設の適正な維持管理が必要です。

施策の展開

- 文化財の価値の共有及び次世代への継承を目指し、住民に対する文化財に関する学習機会の充実並びに子どもたちの地域への誇り及び愛着を育む学習環境の充実を図っていきます。また、文化財の魅力を生かした地域の活性化を目指していきます。
- 地域住民とともに調査研究を進め、文化財に対する知識及び理解を深め、文化財の保護活動へつなげます。
- 文化財に関するデータベースを充実させ、重要な文化財を計画的に指定して、積極的な保護に努めるとともに、文化財所有者に対する支援を行います。
- 地域にある様々な文化財を一体的かつ効果的に保護するための仕組みづくり、また、文化財を保護・活用するための施設の整備など、適切な保護環境の構築に努めていきます。
- 地域の特色がある文化・芸術活動を行う個人及び団体を支援します。
- 住民が学習活動や文化活動の成果を地域で発表し、鑑賞できるような環境づくりを進めていきます。
- 文化施設の適切な維持管理を引き続き行っていきます。

関連事業

- 発掘及び未指定文化財調査並びに文化財指定の推進
- 文化財を活用したふるさと教育の実施・支援
- 住民と一体となった文化財学習講座の実施
- 住民の関心を高める文化財に関する企画展示の開催
- 文化財所有者への支援
- 民俗芸能の活動支援及び後継者の育成
- 文化財を公開でき、さらに適切な保護・管理ができる施設の整備
- 文化・芸術活動の推進と環境整備
- 文化・芸術活動を行う施設の適切な維持管理

施策の指標

✓ 指標の考え方

文化財の保護・継承につなげるためには、住民の文化財に対する関心を向上させることが大切であることから、文化財についての企画展示に来場する人数を指標とします。

指標) 文化財に係る企画展示の1日当たりの来場者数(単位:人)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (見込み)	H28	H29	H30	H31	H32
3.18	7.14	3.77	4.3	4.8	5.3	5.8	6.3

政策4 社会体育の振興

施策10 健康づくり、生きがいくくり、人とのつながりをつくる

スポーツ活動の推進

施策の目的

- 幸福で豊かな生活を営むことができるまちづくりに向けて、住民一人ひとりがスポーツを楽しむことができる環境を整備します。

現状と課題

- 日ごろからスポーツに親しみ、スポーツを通して心の健康と体力を保持することが大切です。
- 「だれもが」「いつでも」「どこでも」気軽に参加できる生涯スポーツ社会を実現するため、住民一人ひとりの活動と、地域社会におけるスポーツ活動の推進が必要です。
- 指定管理者制度に移行した主要なスポーツ施設は、行政と指定管理者がスポーツ振興における方向性及び事業展開について連携を図り、生涯スポーツの推進及び住民サービスの向上を図ることが求められています。
- スポーツ施設については、今後も施設と設備の維持管理に要する経費の増加が想定されることから、効率的な管理・運営が求められます。

施策の展開

- 生涯スポーツを推進していきます。
- 子どもたちの体力と運動能力を向上させるため、学校、家庭及び地域が連携し、スポーツに親しむ環境をつくれます。
- 住民がそれぞれの体力、年齢、技術、興味、目的等に応じて、安全にスポーツに親しむことができる環境整備に取り組みます。
- スポーツによる地域コミュニティの形成及び青少年の健全育成を図るため、スポーツ団体やスポーツクラブと協力しながら地域におけるスポーツの推進を

図っていきます。

- 従来のスポーツ大会のほか、気軽にできるスポーツやウォーキングなどの普及に努めます。
- スポーツ推進委員をはじめとする各種スポーツ指導者の研修を行い、指導力と知識の向上に努めます。
- スポーツ施設と設備の適切な維持管理に努めます。
- スポーツ活動を推進するため、学校体育施設の開放を積極的に進めます。

関連事業

- 各種スポーツ行事の開催
- 生涯スポーツを推進する団体に対する支援
- スポーツ推進委員及び各種スポーツ指導者の研修
- 指定管理者との緊密な連携
- スポーツ施設・設備の維持管理
- 学校体育施設を活用したスポーツ活動の推進

施策の指標

✓ 指標の考え方

スポーツ施設の利用状況を測るため、トレーニングセンター及び南郷体育館の年間利用人数を指標にします。

指標) トレーニングセンター及び南郷体育館の年間利用延べ人数(単位:人)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (見込み)	H28	H29	H30	H31	H32
36,835	48,224	48,000	48,000	48,000	48,000	48,000	48,000

第2章 健やかで安心なまちづくり

健やかな心と体を持ち続け、心豊かで安心な暮らしをおくれるよう保健、医療及び福祉の各分野を充実させます。また、住民一人ひとりが人と地域とのつながりを大事にし、思いやりの気持ちを持って、共に支え合う体制を構築していきます。

保健の充実

住民一人ひとりが「自分の健康は自分で守り、自分でつくる」を目指したまちづくりを進めます。要介護高齢者を増やさず、住民一人ひとりが、生涯を通して健康で過ごすことにより、今後も増加が予想される社会保障費の抑制を図っていきます。

医療の充実

町立南郷病院を、本町の地域医療の拠点とすると同時に、大崎地域近隣市町及び広域的医療圏との連携によって、住民が適切な医療を受けることができる体制を確保していきます。

高齢者福祉の充実

今後の高齢社会においては、公助から自助と共助に重点を置いたまちづくりを進めていきます。また、介護保険制度及び地域福祉社会の充実を進めるとともに、「生涯現役」を合言葉に、多くの高齢者が生涯を通して、元気に「はつらつ」と、社会の様々な場面において、活躍できるまちづくりを進めていきます。

地域福祉の充実

少子高齢化、核家族化等により生活スタイルが変化し、地域全体で支えていく地域福祉が重要であることから、地域住民の共助による地域の福祉力を向上させるまちづくりを進めていきます。

障害者福祉の充実

障害者福祉の一層の充実を図り、障害者が自立できる社会、そして、暮らしやすいまちづくりを進めていきます。また、困っている人に対し、まわりの人たちが声をかけ、助け合う、思いやりのあるまちづくりを進めていきます。

子育て支援の充実

子どもたちは町の宝です。一人ひとりの子どもの暮らしを見守り、社会全体で子どもたちの成長を支えていけるようなまちづくりを目指します。また、すべての子どもたちが、必要な保育又は幼児教育を受け、大切な乳幼児期にすくすくと成長できるように、保育及び幼児教育の環境整備を総合的に進めます。さらには、保護者が子育てをしながら安心して働けるよう、保育施設の拡充に取り組み、出産から子育てまでの切れ目のない支援を行います。

第2章 健やかで安心なまちづくり

政策5 保健の充実

施策11 生活習慣病などから住民を守るための保健活動の推進

施策12 健やかな母子保健活動の推進

政策6 医療の充実

施策13 地域医療体制と町立南郷病院の充実

施策14 救急医療体制・広域医療体制の整備と充実

政策7 高齢者福祉の充実

施策15 高齢者が安心して暮らすための対策

政策8 地域福祉の充実

施策16 地域で支え合う社会の充実

政策9 障害者福祉の充実

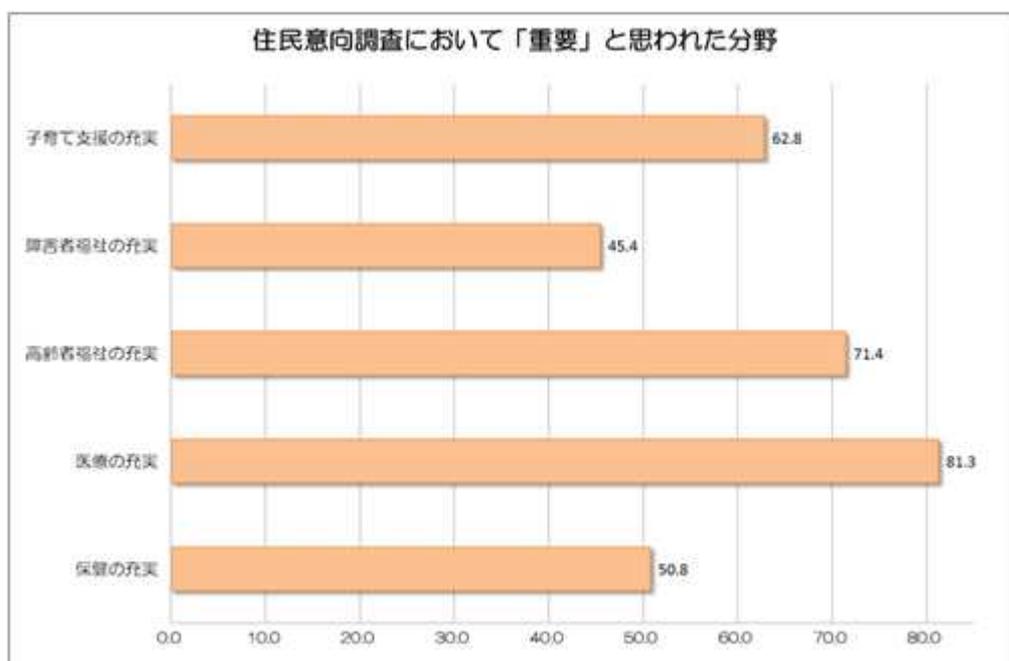
施策17 安心して暮らせる地域づくりの推進

政策10 子育て支援の充実

施策18 働きながら子育てする家族を支援するための対策

施策19 出産や子育てに不安な家族を支援するための対策

施策20 児童虐待を防止するための対策



上記の数値は、平成27年7月に実施した住民意向調査で重要と選択された項目の集計結果を偏差値化したものです。その数値を利用しバラつき具合を表しています。

政策 5 保健の充実

施策 1 1 生活習慣病などから住民を守るための保健活動の推進

施策の目的

- 住民一人ひとりが自らの健康を守るため、自ら行動することを支援することにより、一人ひとりの健康寿命を延ばします。

現状と課題

- 住民の命を守るための取組は、町が行っていかねばなりません。
- 本町における死亡原因は、がん、心疾患及び脳卒中が高い割合となっています。
- これまでも各種健康診査・がん検診の受診率の向上に向けて取り組んできました。
- 各種健康診査・がん検診の受診機会の拡大や個別通知による受診の勧奨によって、受診率は微増の傾向にあります。しかし、罹患者が増える40歳代から50歳代の働き盛りと言われる世代に対しては、様々な方法によって勧奨を行っていますが、受診率は低くなっています。
- 検診受診後に精密検査を必要とされながらも、精密検査を受診されない方がいることから、その対策が課題とされています。
- 少子高齢化が進み、医療及び介護に係る負担は今後も一層増すと予想されることから、これまで以上に生活習慣病を予防するなど、健康の増進と健康寿命の延伸に努めていかねばなりません。
- 生活習慣病を予防するため、生活習慣及び食生活の改善について普及・啓発に努めていかねばなりません。

施策の展開

- 今後の保健活動の推進においては、住民の命を守るために早期に疾病を発見し、早期に治療につなげていきます。
- 健康に対する意識を高め、各種健康診査・がん検診の受診率を向上させます。
- 働き盛り世代の各種健康診査・がん検診の受診率を向上させます。

- 精密検査該当者の未受診対策については、受診勧奨を個別に徹底して行い、未受診者を無くします。
- 住民が生涯を通して、健康で自立した生活を送れるよう、生活習慣病を予防し、住民が主体的に取り組む健康づくりを継続していきます。
- 生活習慣病予防のために、正しい知識と食生活を含む生活習慣の改善方法について、普及・啓発を行います。

関連事業

- 疾病の早期発見につなげる各種検診事業の実施
- 検診受診率向上に向けた取組
- 健康協力員による保健活動
- 精密検査該当者の受診勧奨等による重症化予防のための取組
- 生活習慣病予防のための普及・啓発と保健指導の実施
- 食生活の改善による健康づくりの啓発
- 食生活改善推進員会、食育に関わるボランティアなどの活動支援

施策の指標

✓ 指標の考え方

壮年期における死亡者数及び割合の減少及び健康寿命の延伸を目指すため、65歳未満の死亡者数を指標としました。

指標) 65歳未満の死亡者数(単位:人)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (見込み)	H28	H29	H30	H31	H32
40	33	45以下	45以下	45以下	45以下	45以下	45以下

施策 1 2 健やかな母子保健活動の推進

施策の目的

- すべての子どもたちが健やかに育つよう支援します。

現状と課題

- 女性の社会進出、少子化、核家族化等、子どもたちを取り巻く環境が変化している中で、それぞれの家庭や養育者が抱える悩みと相談内容が多様化していることから、それぞれの家庭の状況と内容に応じた個別支援が求められています。
- 昨今は不妊治療の件数が増加しています。
- 子育ての不安解消を図るため、妊娠・出産・子育ての切れ目のない子育て支援策が求められています。
- 疾病に対する免疫がない乳幼児に対し、予防接種法に基づく接種を実施しています。
- むし歯予防に向けた継続的な取組から、3歳児のむし歯保有率及び1人当たりのむし歯数は低下・減少してきました。しかし、本町は県全体の保有率に比べて高い状況にあることから、今後もむし歯予防に向けた、より一層の取組が必要とされています。

施策の展開

- 新生児を抱える家庭を訪問し、子育ての不安解消を図ります。
- 不妊に悩む方を支援します。
- 母子の健康を守るため、妊婦健康診査を今後も継続して実施します。
- 乳幼児の健やかな成長を守るため、乳幼児の健康診査を今後も継続して実施します。
- 乳幼児健診の未受診が続く養育者に対しては、受診の勧奨を行います。また、乳幼児の養育状況を把握すると同時に、関係機関と連携した支援を行っていきます。
- 乳幼児健診時の相談、個別の訪問等を通し、子どもの発育及び発達段階を養育

者とともに確認するなど、安心して子育てができるよう保健指導を展開していきます。

- 感染症の予防、重症化予防及び感染症のまん延防止のため、予防接種を実施し、子どもたちを病気から守ります。
- 乳幼児期から、むし歯予防に向けた取組を実施します。

関連事業

- 気軽に利用できる育児相談（親と子の心の相談及び健診時における心の相談）
- 不妊治療に対する支援
- 妊婦健康診査、新生児に対する訪問等
- 乳幼児の健康診査の実施
- 養育医療等の支援
- 予防接種の実施及び未接種者に対する呼びかけ
- 幼児歯科検診及びむし歯予防対策

施策の指標

- ✓ 指標の考え方

妊娠・出産後から継続的に実施する乳幼児健診の受診の推進及びむし歯予防を図ることから、乳幼児健診受診率とむし歯の平均本数を指標にします。

指標) 乳幼児健診受診率 (受診数 ÷ 対象数 × 100) (単位: %)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (見込み)	H28	H29	H30	H31	H32
94.7	94.8	95 以上	95 以上	95 以上	95 以上	95 以上	95 以上

4 か月児、1 歳 3 か月児、1 歳 6 か月児、2 歳児及び 3 歳児健診

指標) 3 歳児における 1 人当たりのむし歯の平均本数 (単位: 本)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (見込み)	H28	H29	H30	H31	H32
1.24	0.88	1 以下	1 以下	1 以下	1 以下	1 以下	1 以下

政策 6 医療の充実

施策 1 3 地域医療体制と町立南郷病院の充実

施策の目的

- 住民が安心できる医療体制を築きます。

現状と課題

- 平成 27 年 7 月 1 日現在における本町の医療機関は内科、外科、小児科、眼科及び整形外科を持つ町立南郷病院のほか、病院 1 箇所、医院 9 箇所及び歯科医院 11 箇所があります。
- 町内には産婦人科、精神科等の診療機関がなく、また、町立南郷病院の小児科も週に 1 日のみ、眼科と整形外科にあっては月に 2 日間のみ診療であり、診療の多くを近隣市町の医療機関に依存しています。
- 高齢社会にあっては、通院される方の交通手段の確保も重要な課題です。
- 町立南郷病院では、医師による在宅訪問診療を実施しています。
- 在宅医療サービスを必要とする患者が年々増加しています。こうした需要に応えるため、在宅訪問診療の一層の展開が求められています。

施策の展開

- 医師を安定的に確保し、今後も町立南郷病院を本町の医療拠点に位置づけます。
- 町立南郷病院における外来診療と入院診療を充実します。
- 町内及び近隣市町の医療機関が協力して、また、近隣市町間の連携を強化して、地域医療体制の整備を進めていきます。
- 通院に役立つ公共交通を維持し、通院しやすい環境を整備します。
- 在宅訪問診療の拡充に努めます。

関連事業

- 地域医療拠点としての町立南郷病院の充実

- 医療機関及び近隣市町との連携強化
- 通院手段としての住民バス 及びデマンドタクシー（さわやか美里号）の運行
- 在宅訪問診療の拡充

施策の指標

✓ 指標の考え方

高齢化の進行により、在宅医療サービスを必要とする患者が年々増加し、その必要性が高まっていることから、在宅訪問診療件数を指標としました。

指標）在宅訪問診療件数（単位：件）

H25 （実績）	H26 （実績）	H27 （見込み）	H28	H29	H30	H31	H32
430	493	500	510	520	530	540	550

施策 1 4 救急医療体制・広域医療体制の整備と充実

施策の目的

- 救急医療体制・広域医療体制の整備と充実を図ります。

現状と課題

- 救急医療の利用は高齢化、コンビニ搬送 等により増加しています。
- 救急医療機関においては、医療スタッフの偏在、不足が見られ、その体制の整備が求められています。
- 休日の初期救急医療 については、大崎圏域の医師会等の協力の下に取り組んできました。
- 町立南郷病院では、平日夜間を含めて、初期救急医療 を行っています。
- 平日夜間の救急医療及び高次の医療機関の整備が求められていますが、本町が単独で整備していくことは、実質的に困難なことから、医療圏単位における検討を進めています。

施策の展開

- 救急医療機関の適切な利用についての普及・啓発と、大崎医療圏等の近隣市町及び関係機関と協議を行い、救急医療体制の維持・確保に努めていきます。
- 大崎市民病院救急救命センターとの連携を強化していきます。
- 大崎地域の休日夜間医療体制について一層の充実を図ります。

関連事業

- 大崎市民病院救命救急センターとの連携強化
- 休日及び夜間における救急医療体制の確保
- 救急医療体制の広域的整備の検討
- 救急医療機関の適正利用に関する啓発活動の展開

施策の指標

✓ 指標の考え方

今後も、平日夜間・休日の初期救急医療体制を維持していくことから、平日夜間・休日の初期救急医療体制が整っている日数を指標としました。

指標) 平日夜間・休日の初期救急医療体制が整っている日数(単位:日)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (見込み)	H28	H29	H30	H31	H32
365	365	366	365	365	365	366	365

政策 7 高齢者福祉の充実

施策 15 高齢者が安心して暮らすための対策

施策の目的

- 生涯にわたり「生き生き」と元気に暮らせるまちをつくります。

現状と課題

- これからの高齢社会においては、住民同士が支え合い、また、高齢者自身も支える側になり、社会参加活動を通じた生きがいづくり及び地域との交流から、介護予防につなげていくことが求められています。
- 今後も町の高齢者数の増加及び高齢化率の上昇が見込まれています。恒久的な高齢者福祉の充実を実現するためには、要介護・要支援認定者数を増やさないことが大切です。
- 介護給付費の抑制には、予防事業の実施が効果的です。
- 住み慣れた地域での自立した生活を長く続けるためには、介護予防の啓発活動が必要です。
- リスクの低いうちから介護予防に取り組み、適切なサービスを受けることで、介護度の進行を遅らせることができます。
- 一人暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯が増加する中で、介護保険、生活支援等の各種サービスの必要性が高まっています。
- 高齢者が適切なサービスを受けられるよう、地域の実態把握、相談業務及び関係機関とのネットワークの強化が必要とされています。

施策の展開

- 高齢者の知識、経験及び技能を生かした様々な社会活動を促し、活動を通じた生きがいづくり及び健康づくり、地域社会とのつながりが図られるよう支援していきます。
- 介護予防の重要性を広く周知し、予防に対する意識を高めるとともに、高齢者

の身近なところで介護予防の取組ができる環境づくりを併せて進めていきます。

- 支援が必要な高齢者の把握に努め、サービス基盤の整備を進めるとともに、対象者が適切なサービスを受けられるようにしていきます。
- 介護保険制度を正しく理解していただくための広報活動と啓発活動を積極的に展開します。
- 民生委員、行政区、ボランティア及び介護・医療の関係団体と連携しながら、高齢者を支援する体制づくりと地域包括ケアシステムの構築に努めます。
- 高齢者を在宅で介護している家族も支援していきます。

関連事業

- 高齢者の社会活動を支援
- 高齢者の自立生活に向けた支援
- 介護保険の制度の周知
- 介護保険制度における各種保険給付事業
- 介護保険制度における地域支援事業
- 高齢者からの様々な相談に対する対応
- 一人暮らし高齢者等に対する見守り支援
- 高齢者を在宅で介護している家族に対する支援
- 要保護高齢者の入所措置の実施

施策の指標

✓ 指標の考え方

介護を必要としない自立して生活する住民を多くしなければならないことから、要介護・要支援認定を受けていない住民の割合の平均値を指標としました。

指標) 65歳以上の高齢者で、要介護・要支援認定を受けていない者の
年齢階層別(5歳刻み)に見た割合の平均値(単位:%)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (見込み)	H28	H29	H30	H31	H32
74.0	74.1	73.0	73.0	73.0	73.0	73.0	73.0

政策 8 地域福祉の充実

施策 16 地域で支え合う社会の充実

施策の目的

- 助け合いによる福祉社会を実現します。

現状と課題

- 近年においては、公的な福祉サービスが充実してきたものの、公的サービスを受けられない又は公的な制度では対応できないケースが発生しています。
- 社会の経済環境の変化などによって、生活困窮に陥る人及び若年層の生活保護受給者が増えています。
- 少子高齢化及び核家族化が着実に進行している中で、一人暮らしの高齢者や高齢者のみで暮らす世帯を、地域で支えていくことが必要とされてきています。
- 地域において、助け合いが必要となっています。
- 自立を支援する公的サービスの充実と併せて、高齢者、障害者等を地域で支え、住民同士がお互いに助け合う地域の形成が求められています。
- 高齢者等を地域で支える地域福祉力の向上と、地域で支え合う福祉社会の形成のための各種講座、研修会等を開催しています。
- 美里町社会福祉協議会は、その専門性を生かして地域住民の自発的な活動を支援するとともに、児童・生徒、地域住民を対象とした福祉教育の推進及び地域福祉のニーズに基づく各種事業を総合的に実践しています。また、地域住民が抱える生活福祉課題の解決に向けて、各種社会資源との連携・協働による支援体制の構築が課題となっています。
- 高齢者に対する福祉の展開は、地域包括支援センターにおいて、その専門性を生かして、3職種（保健師、社会福祉士 及び主任介護支援専門員 ）が連携して各種事業を展開しています。

施策の展開

- 高齢者福祉、障害者福祉、母子・父子福祉、児童福祉、生活困窮者自立支援等の総合的な取組から、地域福祉の実現のため、地域福祉計画を策定します。
- 地域福祉の推進基盤を充実させるため、地域の課題に取り組む団体、ボランティア、人材の育成等を行う団体及び地域内で見守り活動を行う団体に対して支援を行います。
- ボランティアの育成と活動支援を行っている美里町社会福祉協議会をはじめとする、各種福祉関係団体との連携を強化します。
- 災害時の高齢者、障害者等の支援策について早期に検討していきます。

関連事業

- 地域福祉計画の策定
- ボランティア団体等の地域福祉活動に対する支援
- 美里町社会福祉協議会をはじめとした福祉関係団体との連携強化
- 災害時における要支援者対策

施策の指標

✓ 指標の考え方

地域福祉を実現するためには、福祉に関わる人が増加することが必要であることから、福祉活動を行っている団体の登録者数を指標とします。

指標) 福祉活動を行っている団体の登録者数(単位:人)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (見込み)	H28	H29	H30	H31	H32
1,253	1,666	1,670	1,675	1,680	1,685	1,690	1,695

政策 9 障害者福祉の充実

施策 17 安心して暮らせる地域づくりの推進

施策の目的

- 障害の有無に関係なく、共に「生き生き」と暮らせるまちをつくります。

現状と課題

- 障害者も地域の一員として、安全で安心して暮らせる社会を目指し、障害者福祉の推進に取り組んでいます。
- 障害者の「働きたい」という希望を実現するため、障害者の雇用を促進する必要があります。
- 平成28年4月から障害者差別解消法 が施行され、行政機関及び民間事業者においては、障害を理由とする差別的な取扱いが禁止されます。
- 障害者の親が亡くなった後の対応が大きな課題となっています。
- 発達障害 及び自閉症 の子どもが増えていることから、早期発見と早期支援が必要です。
- 福祉サービスに対するニーズが多様化しています。
- 障害福祉サービス事業者が、精神障害、強度行動障害 等の重度障害者を受け入れるためには、障害特性に応じた専門的な知識と技量の向上が必要となることから、福祉を担う人材育成が急務です。
- 障害に対する差別又は偏見のない社会が必要となることから、その対策が求められます。

施策の展開

- 障害者が自立して日常生活を送ることができるよう支援します。
- 障害者の雇用促進については、行政・事業者・関係機関が連携を強化して取組を進めていきます。
- 親亡き後を支援するため、町内事業者にグループホーム の建設を働きかけま

す。

- 幼稚園等の教諭及び保護者を対象とした研修会を開催し、障害がある幼児とその保護者に対する早期支援を図ります。
- 障害者が日常生活で遭遇する様々な支障に対して継続して支援していきます。
- 障害者の家族又は介護者の生活支援を充実していきます。
- 福祉の人材を育成するため、地域自立支援協議会と連携し、研修会等を開催します。
- 障害者の人権を擁護するため、関係機関が連携して取り組んでいきます。
- 障害に対する理解を深めるため、積極的に福祉学習を進めます。

関連事業

- 障害者の日常生活に対する支援
- 障害者の日常生活能力の確保に対する支援
- 障害者が自立するために必要な医療支援
- 地域自立支援協議会と連携した就労ネットワークの形成
- グループホームを建設する事業者に対する支援
- 緊急の受入れ機能を持つ地域生活支援拠点等の整備
- 早期療育指導訓練の実施
- 障害者とその家族、さらには介護者からの相談及び対応
- 障害者の活動の場の提供
- 障害福祉サービス事業所従事者研修会の実施
- 障害者の権利の擁護
- 障害に対する理解を深める研修会及びイベントの実施

施策の指標

✓ 指標の考え方

障害に対する理解を深めるため、関係者を対象とした研修会の参加者数を指標とします。

指標) 障害に対する理解を深めるための研修会の参加者数(単位:人)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (見込み)	H28	H29	H30	H31	H32
	23	30	40	45	50	55	60

政策 10 子育て支援の充実

施策 18 働きながら子育てする家族を支援するための対策

施策の目的

- 働きながら子育てしやすいまちをつくります。

現状と課題

- 平成26年10月から、子ども医療費の助成の対象を中学生の通院まで拡大しました。
- 子ども医療費の助成については、所得制限を撤廃して、町内に住む0歳児から中学生までのすべての子どもの医療費を無料にしました。
- 子どもたちにとって良い保育環境となるよう保育環境の整備と待機児童解消のための対策とを併せて進める必要があります。
- 公立保育所への入所を希望するものの、認可外保育施設を利用している場合は待機児童に含まれません。その数は平成26年度において、0歳児が3人、1歳児が2人、2歳児が4人であり、合わせて9人となっています。
- 小牛田保育所では1歳児を6人、なんごう保育園では0歳児を3人、それぞれ受け入れるための保育士の数が足りない状況です。
- 認可外保育施設入所児童の保護者に支給する助成金については、町内の認可外保育施設に預けている保護者だけを支給の対象にしていたが、平成26年4月からは町外の認可外保育施設に預けている保護者も支給対象としました。
- 平成26年度から町内の認可外保育施設が1施設増えて6施設となりました。このことから、町内における0歳児から2歳児までの受入れ施設が増えました。
- 放課後児童クラブでは、長期休業と毎週土曜日には午前7時から開館し、早朝から子どもたちを受け入れています。
- 放課後児童クラブでは、小学校3年生までを受け入れています。昨今では高学年児童の受入れの要望も出されています。
- 放課後の学校施設を積極的に活用するなど、総合的な放課後対策のあり方に

ついて協議を進めていかなければなりません。

- 平成26年度末で町内の唯一の子育て関係団体が解散しました。団体の運営を担う特定の保護者に役割が集中していたことが原因と思われます。

施策の展開

- 今後も継続して子どもに係る医療費を助成することにより、家庭における経済的負担の軽減を図ります。
- 保育士の確保に努めます。
- 民間事業者と協力して、保育施設の拡充を図ります。
- 民間の認可外保育施設が認可保育所へ移行する場合には、必要な支援を行います。
- 放課後児童クラブの放課後児童支援員の確保に努めます。
- 学校施設を学童保育施設として積極的に活用します。
- 子育てに関係する団体の設立と運営を支援します。

関連事業

- 子ども医療費の助成
- 母子父子家庭医療費の助成
- 町内の保育施設の拡充
- 保育所の延長保育の実施
- 町立保育所での病後児と障害児の保育
- 宮城県保育士人材バンク及びハローワークを活用した保育士の確保
- 認可外の低年齢児保育事業者への補助金の交付
- 認可外の保育施設入所児童の保護者に対する助成金の交付
- 放課後児童支援員の資格取得支援
- 子育てに関係する地域組織活動の発足支援

施策の指標

✓ 指標の考え方

出生数を指標とします。また、子育てしやすい環境を表す数値の一つとして、保育所における待機児童数を指標とします。

指標) 年度内の出生数(単位:人)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (見込み)	H28	H29	H30	H31	H32
158	154	154	156	159	162	165	166

指標) 保育所における待機児童数(単位:人)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (見込み)	H28	H29	H30	H31	H32
8	9	8	0	0	0	0	0

施策19 出産や子育てに不安な家族を支援するための対策

施策の目的

- 子育てが楽しいと感じる家庭を増やします。

現状と課題

- 近所に知り合いも話し相手もないことで、家庭での子育てに行き詰まる母親がおり、懸念されます。
- アンケートの調査結果によると、子育てに関する不安の内容は、「離乳食」、「子ども同士の付き合い」、「産後の職場復帰」、「子どもと接する時間が少なくなる」などが主なものでした。
- 平成26年度には町内2か所の子育て支援センターに延べ6,841人の親子が来館しています。
- 子育て支援センターにおいて、同じ境遇の親同士が交流し、また、保育士等に子育ての不安や悩みを相談できることから、不安や悩みの解消につながり

ます。

- 子育て支援センターに対して、同世代の子どもたち同士の交流機会をもっと増やして欲しいとの要望が出されています。
- テレビ、インターネット等によって、子育てに関する情報が氾濫しています。正しい情報の選別と活用が必要です。
- 子育てからのリフレッシュや子どもの学校等の行事、通院時等に子どもを預かって欲しいという保護者が増えています。

施策の展開

- これから出産、育児を迎える方、子育てに積極的な方、育児で疲れている親又は育児で悩んでいる親に対し、乳幼児健康診査時等に子育て支援センターの活用を勧めます。
- これから出産、育児を迎える方、子育て中の親同士の交流の場を増やしていきます。
- 子育てアドバイザーを配置して相談体制の充実を図ります。
- 新生児がいるすべての家庭を保健師・助産師が訪問し、子育て支援に関する情報提供、養育環境等の把握を行います。
- 保護者が一時的に保育できない場合に子どもを預かります。

関連事業

- 子育て支援センターの多様な活動及び児童館との連携
- 子育てガイドブックの作成・配布と町のホームページによる情報提供
- 新生児家庭の全戸訪問
- 一時保育の実施

施策の指標

✓ 指標の考え方

子育ての不安解消は、少子化対策に向けた重要な取組であることから、子育て支援センターの利用者が、「不安」と回答する割合を低下させることを目指し、子育てに不安を抱く人の割合を指標としました。

指標) 子育てに不安を抱く人の割合(単位: %)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (見込み)	H28	H29	H30	H31	H32
23.2	33.3	25	20	10	5	5	5

子育て支援センターが、子育て中の保護者の支えになるための取組を進めることが、今後求められる中で、その子育て支援センターの利用者数及びその利用登録者数を指標としました。

指標) 子育て支援センターの利用者数(延べ人数)(単位: 人)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (見込み)	H28	H29	H30	H31	H32
7,889	6,841	8,000	9,000	10,000	10,500	11,000	11,500

指標) 子育て支援センターの利用登録者数(単位: 人)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (見込み)	H28	H29	H30	H31	H32
		200	210	220	230	240	250

施策20 児童虐待を防止するための対策

施策の目的

- 子どもの命を守ります。

現状と課題

- ネグレクト 及び心理的虐待 者の世帯は、低所得で生活苦の場合が多く、また、親が幼い頃に同様の境遇だったことがみられると指摘されています。
- 家庭環境は、子どもの知性と心身のその後の成長に大きく影響していきます。
- 虐待は、子ども自身で解決することは困難です。関係機関が連携して、継続的に支援することが必要です。
- 美里町要保護児童対策地域協議会 は、各関係機関との連携から、児童虐待の未然防止と発生後の迅速かつ適切な対応に努めています。
- 平成26年度においては、終結したケース6件、継続するケース20件、新たに発生したケース7件が実務者会議で認められました。
- 平成26年度の主な虐待の内容は、身体的虐待9件、ネグレクト7件及び心理的虐待6件となっています。
- 子育ての不安・不満から虐待につながるケースがあります。

施策の展開

- 児童虐待の発生を未然に防ぎます。また、既に発生した事案に対してはその深刻化を防ぎます。
- 保健師、学校、民生委員・児童委員の連携から、家庭内に立ち入った対応も行っていきます。
- 初期の要保護児童については、具体的な支援内容を検討する個別ケース検討会議 の開催から、適切な対応を行っていきます。
- 個別ケース検討会議及び実務者会議を通して、関係機関が情報を共有し、相互の連携の下に迅速で適切な対応を行っていきます。
- 乳児がいるすべての家庭を保健師、助産師が訪問し、養育支援が特に必要な家庭に対して、養育に関する指導・助言を行います。また、必要な場合は、宮城県北部児童相談所、宮城県北部保健福祉事務所、遠田警察署等の関係する機関と個別ケース検討会議を行い、適切な対応を協議していきます。

関連事業

- 虐待に関する相談・通告
- 児童相談所への送致

- 個別ケース検討会議 及び実務者会議を活用した緊密な連絡
- 養育支援訪問 事業

施策の指標

✓ 指標の考え方

要保護児童等の支援に対する関係機関の機能を測るため、実務者会議で支援を行った件数を指標とします。

指標) 実務者会議で支援を行った件数

(単位: 件)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (見込み)	H28	H29	H30	H31	H32
35	33	30	27	24	21	18	15

第3章 力強い産業がいきづつまちづくり

本町が将来に向けて持続的に発展していくためには、地域の経済活動と産業の活性化が不可欠です。町内外から多くの人が行き交い、にぎわいのある豊かな町の実現を目指して、農業、工業、商業、観光業等の各分野における活性化を実現するため、その中核として「(仮称)産業活性化拠点施設」を整備します。

今後は、施設整備をはじめ、様々な取組に産学官金労言の連携を推進するとともに、民間活力を最大限生かすよう努めていきます。

農業の振興

本町の農業は、基幹作物である水稲を中心としています。水田農業の生産性を高めるためには、畑作への転換又は二毛作に対する取組が不可欠であり、作業の分散化及び平準化を図りつつ、生産性の向上と米価下落に左右されにくい体質強化を図るとともに、所得の安定確保を図ります。また、栽培技術支援、流通・販売チャネルとしての機能発揮等、宮城県(美里農業改良普及センター)、農業協同組合等の関係機関と一丸となって取組を進めます。

工業の振興

遠田商工会に対する支援を通じ、人材育成と経営相談を継続し、経営基盤の強化を進めるとともに、工業における若手起業者の支援を積極的に行います。

商業・観光・物産・サービス業の振興

今後整備する「(仮称)産業活性化拠点施設」を核として、交流人口100万人を目指し、多くの人が行き交い、にぎわいのある美里町をつくります。そのためには、地域資源の活用による特産品・土産品の開発、広域連携による観光ルートの設定、旅行業者と連携した本町へのツアー客の誘導等、集客するための取組を積極的に展開していきます。

雇用の創造

若い世代の転出の主な原因は働く場が少ないことです。今後も企業誘致に努めるとともに、町内で新たに起業する若い世代を中心に積極的に支援していきます。また、農業、商業、工業、観光業等の各分野で、新たな雇用が生まれるよう「(仮称)産業活性化拠点施設」を核として各分野の活性化を進めていきます。

第3章 力強い産業がいきづまづくり

政策1-1 農業の振興

- 施策2-1 多様な生産者の確保と事業の円滑な推進
- 施策2-2 農地の高度利用と産地形成の促進
- 施策2-3 個性をいかした魅力ある農業の展開
- 施策2-4 畜産経営の安定化
- 施策2-5 流通及び販路の充実
- 施策2-6 農村機能及び生産基盤の維持

政策1-2 工業の振興

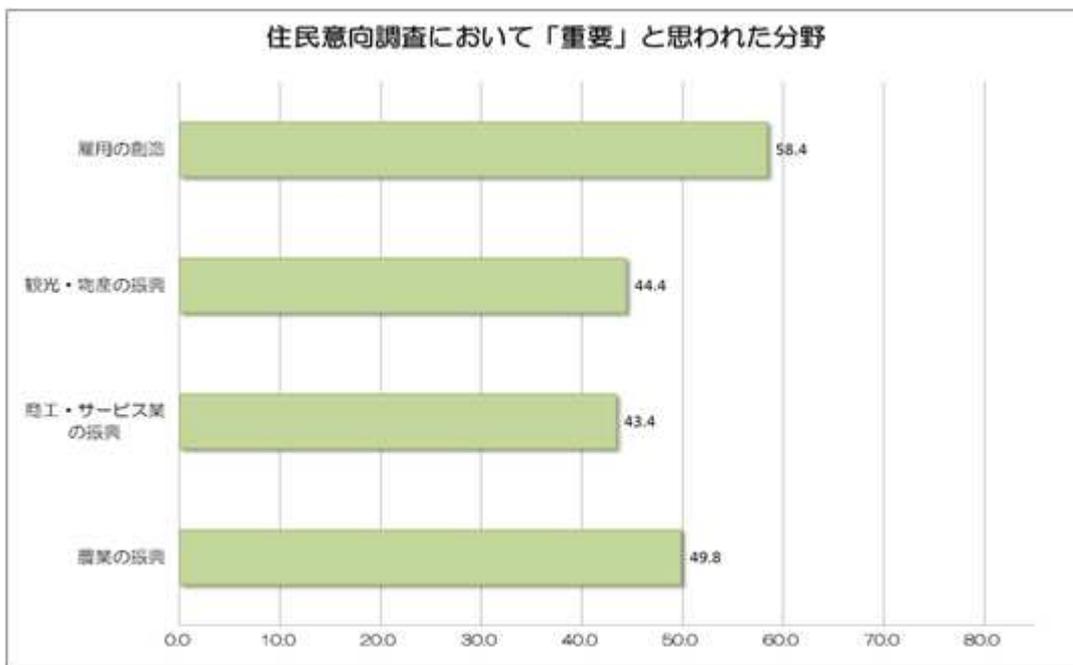
- 施策2-7 工業を振興するための対策

政策1-3 商業・サービス業の振興

- 施策2-8 商業・サービス業を振興するための対策
- 施策2-9 物産・観光を振興させるための対策

政策1-4 雇用の確保

- 施策3-0 安定した雇用を確保するための対策



上記の数値は、平成27年7月に実施した住民意向調査で重要と選択された項目の集計結果を偏差値化したものです。その数値を利用しバラつき具合を表しています。

政策 1 1 農業の振興

施策 2 1 多様な生産者の確保

施策の目的

- 多様な生産者及び生産組織の育成と確保を図ります。

現状と課題

- 食料の消費及び供給を、国際的な視野で考えることが不可欠になっています。
- T P P 交渉は、平成 2 7 年 1 0 月に大筋合意に至り、多くの農産物の関税撤廃から日本農業にとって厳しい環境になります。
- 農産物需要に関する情勢の変化に、柔軟に対応できる農業経営体の育成が必要です。
- 各種農業制度に対する対応及び消費需要に的確に対応するためには、個々の農家の育成とともに、生産者間のネットワークづくりが重要です。
- 農家数の減少に伴い、農業の担い手の育成が必要です。
- 就業機会及び社会保障の不安が増大する中、生涯現役で活躍できる営農支援等が必要です。
- 安定的な農業生産及び良好な農村生活の実現には、家族経営農家と農業法人が、それぞれにあったビジネスモデルを明確にした取組が求められます。
- グローバル化に対応できる新しい農業経営を推進するために、大規模経営体による合理的な農業経営が求められます。
- J A みどりのには、集落営農組織の法人化等を推進するプロジェクトチーム「T A C」が組織されています。

施策の展開

- 消費者の需要に対して的確に対応するため、生産者組織の育成及びネットワークづくりを推進します。
- 新規就農者に対する支援を図るとともに、家族経営農家に対する支援と就農

機会の多様化を推進します。

- 多様な農業経営に応じた、ビジネスモデルを確立します。
- 大規模経営体による合理的な農業経営を推進するとともに、「JAみどりの「TAC」との連携も強化し、地域農業の担い手となる集落営農組合等の法人化を促進します。

【美里町版ビジネスモデルの主な視点イメージ】

区分	農業生産法人等	家族経営等
対象	集落営農組織、企業的農家等	農家、高齢者及び子育て・主婦層
視点	グローバル化	ローカリゼーション
生産規模	大きい	小さい
経営形態	農業生産法人	家族経営
経営分離	家計分離	家計分離（現状は家計非分離）
地域経済	地域外需要が中心	地域内需要が中心
流通 ・チャンネル	契約栽培、市場出荷等	産直施設（活性化拠点施設、花野果市場及び元気くん市場）地産地消等
生産品目	多量少品目	少量多品目
農業形態	土地利用型農業が中心的	露地・施設園芸が中心的
生産体制	強固	多様
六次産業化の想定	法人内の事業部制（加工部等）	家内工業的（味噌、漬物等）
六次産業化リスク	高い	少ない
農商工連携（連携要素）	広域型（醸造会社、食品会社、カット野菜工場等）	地域型
輸出入の可能性	高い	低い
ブランドへの関与	ナショナルブランド プライベートブランド（自社ブランド含む） 地域ブランド	地域ブランド

関連事業

- 国の支援制度に柔軟かつ迅速に対応できる体制の確立
- 多様な農業経営体の育成及び就農支援（新規就農、M字カーブ就農・二次

就農、外部人材の登用等)

- 美里版ビジネスモデルの構築
- 集落営農組織等の法人化の支援

施策の指標

- ✓ 指標の考え方

農業経営における効率化及び低コスト化の推進並びに地域農業を支える担い手確保の観点から、営農組織の法人化数を指標としました。

指標) 集落営農組織の法人化数(単位: 件/最終年度)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (見込み)	H28	H29	H30	H31	H32
1	1	1	1	2	3	4	6

施策 2 2 農地の高度利用と産地形成の促進

施策の目的

- 水田の高度利用を促進し、産地の形成を図ります。

現状と課題

- 本町の主要な農産物は、主食用米です。
- 主食用米の情勢は、平成30年産から、米の生産調整制度の大幅な変更及び主食用米の生産に対する補助金の廃止が予定されています。さらに、米需要は、年約8万トンのペースで減少しており、米の生産を取り巻く状況は、非常に厳しい環境にあります。
- 米を主軸とした農業経営を継続する場合には、徹底した生産性の向上、差別化、低コスト化等による所得の確保が必要です。
- 一方、所得の確保という観点からは、米以外の作目又は生産部門への展開さらには米と米以外の作目を複合的に組み合わせた生産等が効果的です。
- 本町のほ場条件を考慮すると、土地利用型作物の振興が有効です。

- 土地利用型作物は、大豆、小麦といった穀類と野菜類に分類されます。
- 宮城県は、大豆の作付面積が北海道に次いで第2位を誇っており、「ミヤギ」の名前が入ったミヤギシロメなどの品種を推奨しています。
- 本町の大豆生産は、水稲転作の主力作物となっています。10アール当たりの平均収穫量は全国的に見てもトップレベルにあり、高い生産技術を有しています。
- 日本では大豆の年間消費量の約20%が国産となっています。国産大豆は、ほぼすべてが味噌、豆腐、油揚げ、納豆等に使用されています。
- 近年、その栄養価に着目し、大豆菓子等の商品化に対する取組が見られ、今後、さらに付加価値の創出に向けた取組が求められます。
- 水田をフル活用した野菜の生産は、米、麦又は大豆との組合せが可能であり、面積当たりの収入も向上します。
- 野菜については、加工・業務用野菜の需要が高まっています。これは、高齢化、人口減少、女性の社会進出等による食生活の変化により、家庭での調理時間の制約等からそう菜の購入、外食等の需要が増え、食品製造及び加工業界が活性化していることが要因です。
- 野菜生産による所得の確保を進めるためには、作付面積と生産量の拡大、安定した生産・供給による市場からの信頼の獲得を図り、契約栽培等の取組に発展させていくことが重要です。
- 野菜の生産を契約栽培として安定した取引を行うためには、契約先が求める品質、規格、数量、流通形態等に適切に対応していく必要があります。

施策の展開

- 減収又は不作時の所得補償等、経営を継続するためのセーフティネットを充実し、安心して生産できる環境を整えます。
- 自律的な土地利用ができる大規模経営体の育成、地域での合意形成による作物の団地化、耕作権の再配分等、農地の合理的活用を進めます。
- 本町の大豆生産者の強みである栽培技術を生かし、産地としての地位確立及び付加価値の創出に取り組みます。
- 水田のフル活用を促進するとともに、先進技術、機械・設備の導入に係る支援等、生産規模の拡大に取り組み、産地の形成を図ります。

- 加工・業務用野菜の需要に応える地域振興作目の絞込みを図るとともに、その支援を図ります。
- 安定した生産活動を実現するため、市場調査、販売先と生産者のマッチング等の取組を強化し、土地利用型作物の契約栽培を支援します。
- 栽培への技術支援及び流通・販売チャネルとしての機能発揮等、宮城県（美里農業改良普及センター）、農業協同組合等の関係機関と一丸となって取組を進めます。

関連事業

- 農業経営及び農業所得の安定対策（セーフティーネット）
- 農地流動化及び集積促進に対する支援
- 農業・野菜づくりのチャレンジ支援
- 先進技術、機械及び設備の導入支援
- 地域振興作物の品目の選択と集中
- 契約栽培の促進（マーケティング、販路の開拓及び拡大）
- 農作物病虫害及び有害鳥獣対策

施策の指標

✓ 指標の考え方

水田の高度利用と産地の形成を図るため、作付面積が10ha（需要者との直接取引が単一品目かつ単独で行えると見込まれる規模）を超える品目の確保を指標としました。

指標）地域振興作物（品目絞込み後）の品目（単位：品目数 / 最終年度）

H25 （実績）	H26 （実績）	H27 （見込み）	H28	H29	H30	H31	H32
1	1	1	1	1	2	2	3

施策 2 3 個性をいかした魅力ある農業の展開

施策の目的

- 生産品目、経営規模、経営形態等、個性を生かした農業経営と付加価値の創出を支援します。

現状と課題

- 本町は、県内、東北及び全国と比較しても、一戸当たりの平均年間農業所得は、高い水準にあります。
- 生産者の高齢化が進んでおり、宮城県の生産者人口は1990年から20年間で5万4千人ほど減少し、2010年では60歳以上の生産者が全体の72%を占めています。
- 生産者は今後、安価な海外農産物との価格競争、国内の産地間競争等、厳しい状況下での経営を迫られることとなります。
- 本町には、北浦梨及びバラといった特産品があります。梨は県内の四大産地の一つに数えられ、また、バラは、県内で一番の生産量を誇っています。
- 農産物の差別化による、競争力強化を図る必要があります。
- 商品開発を通じた若年層又は女性の農業参画を促し、新たな農業の担い手の確保による、持続可能な農業を目指す必要があります。
- 野菜・果樹・花きといった園芸作物は、国の農業産出額の約4割を占めるとともに、自らの工夫で高付加価値を創出しやすいことなどから、新規就農者の84%が、中心作目として選択する重要かつ魅力ある分野です。
- 新たな付加価値と所得を生み出し、また、就業機会を作り出すアグリビジネス（農業関連産業）の考え方が注目されています。
- 食の安全・安心への要求の高まりに応じ、食品品質表示及び生産・栽培履歴の管理徹底が求められています。

施策の展開

- 農産物の加工・販売に不可欠なマーケティングに関する支援を行います。
- 生産物・加工品の販売における販路の開拓支援を行います。

- 農産物の差別化による商品価値の向上を図ります。
- 新規に作付けする農産物の生産において、生産者が安心して取り組めるように、生産初期段階におけるセーフティーネットの構築を行い、経営の安定化を支援します。
- 周年的に安定供給が可能となる施設園芸を支援します。また、施設の大規模な集約によるコスト削減、ICTを活用した栽培管理技術の導入、再生可能エネルギーの活用等を支援します。
- 六次産業化の促進に有効な研修会を開催し、新たに農産物の生産、加工、販売に取り組む生産者を支援します。
- 同一経営体による生産、加工、販売へ向けた取組を支援するとともに、農商工連携を推進するための事業者間のマッチング支援を行います。
- 安全・安心な生産物と加工品の供給を基本に、食品品質表示、トレーサビリティ等の取組について、普及促進を図ります。

関連事業

- 梨、バラ、施設園芸等、地域の特色を生かした農業生産の支援
- 農業経営及び農業所得の安定対策（セーフティーネット）（再掲）
- 新商品開発、テストマーケティング、プロモーション等に対する支援
- （仮称）美里クオリティー制度（品質基準、機能性表示食品等による差別化戦略）の検討
- 農業・野菜づくりのチャレンジ支援（再掲）
- 六次産業化及び農商工連携に向けた取組の支援
- 環境保全米づくりを支援

施策の指標

✓ 指標の考え方

六次産業化、農商工連携 等に対する各種支援を通じて、農産物等を活用した商品開発を促進するとともに、付加価値 の創出を図る必要があることから、町内産の農産物等を活用した商品開発数を指標としました。

指標) 町内産の農産物等を活用した商品開発数(単位: 件/最終年度)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (見込み)	H28	H29	H30	H31	H32
-	-	-	0	5	10	15	20

施策 2 4 畜産経営の安定化

施策の目的

- 畜産経営の安定化及び生産基盤の維持を図ります。

現状と課題

- 近年の国産牛肉の生産と消費のバランスは、安定的に推移しています。
- 宮城県における肉用牛の飼養頭数及び飼養戸数は、生産者の高齢化等が影響し、減少しています。一方で、一戸当たりの飼養頭数は、年々増加傾向にあり、経営規模の拡大が進んでいます。
- 本町の一戸当たりの飼養頭数は、宮城県の平均を下回る値で、近年推移しています。
- 配合飼料については、国際的な穀物需要の拡大、異常気象等の影響により価格が大きく変動し、畜産経営に与える影響が大きくなっています。
- 枝肉 の卸売価格は、震災後の放射性セシウム 検出による風評被害 から、一時、大幅に低下したものの、徐々に回復傾向を示すとともに、和牛を中心に上昇傾向にあります。
- 肉用子牛の取引価格は、平成 2 2 年に発生した口蹄疫^{こうていえき} 等を原因とする子牛の出生頭数の減少が影響し、取引価格の上昇が続いています。

- 家畜の伝染病の発生は、畜産経営に大きな打撃を与えることから、未然に防止する対策が必要です。
- 平成29年9月、宮城県を会場に「第11回全国和牛能力共進会」が開催されます。

施策の展開

- 畜産農家と畜産組織相互の連携強化を図り、地域内の一貫経営を促進します。また、JAみどりのが主導する畜産クラスター（畜産農家をはじめとする地域の各種支援組織、関連産業等の関係者が連携・結集した地域ぐるみの推進体制）の取組を支援します。
- 飼料価格の変動による経営への影響を低減させるため、水田を活用した飼料作物の生産による粗飼料自給率の向上を図ります。
- 口蹄疫、BSE（牛海綿状脳症）、アカバネ病等の発生と被害を未然に防止するため、防疫の徹底及び発生時における関係機関との連携強化を図ります。
- 平成29年9月に、全国和牛能力共進会宮城大会が開催されることから、これを契機とした和牛改良を促進するとともに、優良繁殖牛及び優良肥育素牛の導入を支援します。

関連事業

- 畜産組織の育成及び強化
- 畜産クラスターの形成を支援
- 畜産農家と耕種農家の連携強化
- 家畜防疫の徹底
- 優良繁殖牛及び優良肥育素牛の導入支援

施策の指標

✓ 指標の考え方

後継者不足等により畜産農家戸数が減少する中で、経営規模の拡大を図り、肉用牛の飼養頭数を維持していくことが必要であることから、一戸当たりにおける肉用牛の飼養頭数を指標としました。

指標) 一戸当たりにおける肉用牛の飼養頭数(単位:頭/戸)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (見込み)	H28	H29	H30	H31	H32
17.9	17.6	17.6	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0

施策 2 5 流通及び販路の充実

施策の目的

- 販路の拡大及び販売チャネルの多様化を図ります。

現状と課題

- これまでの経済成長による食生活の多様化とともに、嗜好品等が求められるようになり、食に対する興味関心が追求されています。
- 高齢化社会の進行、単身世帯の増加、女性の就業率の上昇等により、調理時間が制約されると、加工食品、外食等への依存度は高まります。
- 経済発展に伴って、社会的分業が高度に進み、食料供給に関わる産業の種類・分野が、第2次及び第3次産業との連携によって、著しく拡大しています。
- 食品製造業では、原材料費が製品生産額の5割以上を占めていますが、原料の調達については海外に依存する傾向にあります。
- アジアを中心に世界の食市場は、今後、大きく拡大すると見込まれています。この成長を取り込むため、国では、FBI戦略による食文化と食産業のグローバル展開を図っています。
- 契約栽培等、特に食品製造者との関わりを進めるに当たっては、食品の安全管理に関する取組は、重要となっています。

- 産地間の競争は国際的なスケールに拡大され、産地の遠隔地化が進む一方で食品の安全性、トレーサビリティ、生産物の味等に対する消費者の視点は、厳しくなっています。
- 直売所等の市場を通さない流通ルートが広がりを見せ、「顔の見える野菜」が店頭に出回るなど、生産者と消費者の関係が変化しています。
- 直売所の存在は、生産者にとっては流通コストの低減と出荷規格の緩和に伴う商品化率の向上といったメリットがあり、消費者にとっては新鮮なものを安く買うことができるといったメリットがあります。
- 町内の直売所は3か所ありますが、県内の他の地域と比較すると特に多いとは言えません。
- 直売所は、雇用の創出につながる効果もあることから、直売所数は全国的に増加傾向にあります。
- 直売所数が増加し、直売所間での競争が激化する中で、集客を得るためには、特産品を生かした商品開発、ブランドの確立等による差別化が求められます。

施策の展開

- 地産地消の拡大に関する取組を支援します。
- 輸出に興味を持つ生産者等に対し、輸出に関する知識と技術の向上を支援するとともに、事業者相互の交流機会の創出に努めます。
- 生産者が安定した農業経営を行えるよう、契約栽培を推進するとともに、外食産業、食品関連産業、流通産業等へアプローチし、販路を拡大します。
- 生産者と消費者がコミュニケーションを図り、互いに顔が見える流通形態を確立できるよう、朝市及び直売施設の維持と運営を支援します。
- 農産物及び加工品の消費・販路の拡大を推進します。
- 域内流通、消費の拡大等を図るために、農産物の直売施設を整備します。

関連事業

- 六次産業化及び農商工連携に向けた取組を支援（再掲）
- 地産地消及び地域内流通の充実強化
- 新商品開発、テストマーケティング、プロモーション等に対する支援（再掲）

- 契約栽培 の促進（再掲）
- （仮称）美里町産業活性化拠点施設の整備
- （仮称）美里町産業活性化拠点施設の運営組織に対する支援
- 農産物直売所 の運営支援
- （仮称）美里クオリティー制度の検討（再掲）

施策の指標

✓ 指標の考え方

地域経済の持続的な発展と好循環の実現を図るためには、地域における産業経済基盤の確立が必要です。ヒトの流れ及びモノの流れを変え、生産、流通、販売等の流れに変化を生む新たな仕組みづくりが必要であることから、（仮称）美里町産業活性化拠点施設を整備します。

施策 2 6 農村機能及び生産基盤の維持

施策の目的

- 農地、水利施設等、生産基盤の適正な管理を図ります。

現状と課題

- 適切な農業生産活動は、水田における水質浄化、多様な生物の保全、自然環境及び緑豊かな景観の維持、大気の浄化、やすらぎのある空間提供（グリーンセラピー）等、多面的な機能を発揮しています。
- 国・県・市町村・土地改良区、更にはNPO、民間企業等、多様な主体が「意識」と「想い」を共有し、連携してそれぞれの役割を果たすことが求められます。
- 農村における様々な交流には、単に経済交流といった視点だけではなく、移住・定住の契機としても、豊かな農村空間の創造が求められます。
- 農業の持続的な発展を支えるためには、農地と農業用施設の災害による被害を

- できる限り防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図る必要があります。
- 県内の農業水利施設は、その過半が標準耐用年数を超えており、老朽化施設は今後も確実に増加します。
 - 老朽化の進む既存の農業水利施設は、適時適切な予防保全対策により、施設の長寿命化が求められます。
 - 農業水利施設以外の土地改良施設、特に農道橋のような重要構造物については、施設管理者との連携を図り、ライフサイクルコストの低減を踏まえた施設の長寿命化対策を検討する必要があります。
 - 農村集落においては、高齢化と人口減少、若年層の流出等により、集落機能の低下が進行しています。
 - 農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るため、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」が、平成27年4月から施行されました。この法律で多面的機能発揮促進事業について、事業計画の認定の制度を設けるとともに、これを推進するための措置等について定められました。

施策の展開

- 農村の地域資源の維持と保全を行うとともに、生活環境を整備し、快適で過ごしやすい農村空間の創造に努めていきます。
- 生産性が向上し、良質で安全な食料が、合理的な価格で安定的に供給されるよう、生産基盤である農地、農業用施設の整備等を環境との調和に配慮し、計画的に進めていきます。
- 農業水利施設の保全管理及び適切な更新整備等のストックマネジメントを推進し、既存施設の有効活用と長寿命化によるライフサイクルコストの低減を図っていきます。
- 農村の過疎化、高齢化の進行等を背景とする集落機能の低下防止と維持回復を図るため、活動団体の育成及び機能の確保を図るとともに、活動に対する安定的な支援を行います。

関連事業

- 農村環境の保全管理活動に対する支援
- 農村関連施設の維持管理

- 農業用施設の整備及び維持管理
- 農業用水利施設ストックマネジメント の推進
- 水田の大区画化及び汎用化の推進
- 森林（松林等）の病虫害対策

施策の指標

✓ 指標の考え方

農業生産基盤及び農業の多面的機能を適切に管理していくためには、集落機能の維持向上を図るとともに、地域ぐるみで保全管理に取り組むことが重要であることから、地域ぐるみで保全管理に取り組む活動組織数を指標としました。

指標) 地域ぐるみで保全活動に取り組む活動組織数 (単位: 組織)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (見込み)	H28	H29	H30	H31	H32
17	19	20	20	20	20	20	20

政策 12 工業の振興

施策 27 工業を振興するための対策

施策の目的

- コンシェルジュ 型の支援による円滑な事業活動を促進します。

現状と課題

- 2002年以降の景気回復期には、デジタル 家電関係等の製造工場による大型投資が相次ぎ、自治体間での誘致合戦が過熱しました。
- 需要回復の兆しがある中で、人口減少と少子高齢化を背景に、人材確保に対する懸念が広まりつつあります。
- 円高が是正される方向で進む一方、円安による原材料価格の上昇に対する懸念が、幅広い業種で広がっています。
- 工場立地について、立地件数が大きな伸びを示しているものの、太陽光発電を目的とした電気業を除くと、世界同時不況後は、低水準のまま推移しています。
- 国、県及び関係機関が実施する支援策を活用している企業は、一部にとどまっていることから、支援制度を効果的に活用することが必要です。
- 東日本大震災復興特別区域法、企業立地促進法等による優遇制度の周知及び制度の活用による投資促進が求められます。また、地域再生法が改正され、東京23区に本社がある法人が、その本社機能を地方に移転した場合等に、優遇措置が講じられることとなりました。
- 本町における製造業の製造品出荷額等は、これまで240億円前後で推移してきましたが、近年、順調な伸びを示し、直近の調査では、2年連続で300億円を上回りました。
- 農業者、中小企業者等が業種の枠を越えて、技術、ノウハウ、人材等を有機的に連携させることが必要です。
- 東日本大震災は、甚大かつ広範にわたる被害をもたらすとともに、サプライチェーン を寸断させ、遠く離れた工場の生産ラインをストップさせるという事

態を引き起こしました。

- 経営者の高齢化と労働力不足が進むとともに、一部では、事業革新を押し進める力が、ぜい弱になっています。

施策の展開

- 企業のニーズ及び動向を把握し、様々な支援機関、支援策等とのマッチングを図ります。
- ものづくり企業の技術力と経営力の強化を図るため、技術開発及び新商品開発への取組等を支援します。
- 新分野への進出、新製品開発、経営革新等、産学官連携による取組を支援します。
- 地域再生法に伴う地方拠点強化に関する地方再生計画を推進します。
- ベンチャービジネス、農商工連携等、新たな事業へのチャレンジを支援するとともに、遠田商工会との連携を強化し、企業間の交流と連携を促進します。

関連事業

- ビジネスマッチングに対する支援
- 中小企業振興資金融資保証等によるセーフティーネットの確保
- 奨励金及び課税免除制度による新規立地及び既存企業への設備投資を支援
- 工場敷地に係る緑地面積率の緩和による設備投資を支援
- 産学共同開発等に対する支援
- 地方拠点強化に関する地方再生計画の推進
- (仮称)美里町創業支援 事業計画の策定及び創業支援
- 六次産業化及び農商工連携に向けた取組を支援(再掲)

施策の指標

✓ 指標の考え方

平成25年の町内の製造品等出荷額については、過去10年で比較しても高い水準を示しています。町内の製造品等出荷額は、工業の実態及び企業の経営状況を示す指標であることから、今後も製造品等出荷額を高い水準で維持していくこととし、町内の製造品等出荷額を指標としました。

指標) 町内の製造品等出荷額 (単位: 億円)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (見込み)	H28	H29	H30	H31	H32
300	326	320	320	320	320	320	320

政策 13 商業・サービス業の振興

施策 28 商業・サービス業を振興するための対策

施策の目的

- 伴走型支援 による円滑な事業活動を支援します。

現状と課題

- 本町及び近隣の地区型商圈 の状況については、宮城県消費購買動向調査において、平成11年の調査では、小牛田・涌谷・旧鹿島台の商圈が形成されていたものの、平成14年の調査では、小牛田商圈及び涌谷商圈が減少、さらに、平成17年の調査では、旧鹿島台商圈も減少しています。
- 小牛田地域は、青葉商圈、泉商圈及び石巻商圈の3次商圈として、また、旧古川商圈の1次商圈の範囲となっています。
- 南郷地域においては、旧石巻商圈の1次商圈の範囲に含まれています。
- 消費購買の動向を見ると、町内での最寄り品の購買割合は、65.6%となっています。
- 商店街空き店舗の実態調査において、平成14年と平成22年の調査結果を比較すると、旧小牛田町で61店舗が減少、旧南郷町では4店舗が減少し、本町全体で65店舗が減少しています。
- 平成24年の経済センサス において、事業所数は915事業所であり、従業員数は7,469人でした。
- 事業者数の規模別に事業所数を見ると、4人以下の事業所が58.7%を占め、9人以下の事業所を含めると、全体の78.6%に達します。
- 遠田商工会は、小牛田事業所、南郷事業所及び涌谷事業所を配し、経営指導及び各種融資相談をはじめ、記帳、税務、労務、各種研修会等、地域に密着した中小規模の事業所支援を行っています。
- 本町に所在する遠田商工会の会員数（加入事業所数）は、平成27年4月現在で、476事業所となっています。また、そのうち、5人以下の事業所数は3

83事業所で、会員数全体の約8割を占めています。

- 中小企業庁が実施した商店街実態調査によると、商店街が抱える大きな問題は、「経営者の高齢化等による経営難問題」、「集客力が高い・話題性のある店舗等の業種が少ない又は無い」、「店舗等の老朽化」という項目が上位を占めています。また、同じ調査において、繁栄していると回答した商店街が取り組んでいる事業では、「祭り・イベント」、「環境美化、エコ活動」、「防災・防犯」、「共同宣伝・PR（マップ・チラシ等）」となっています。さらに、「勉強会・学習会」、「防犯設備（カメラ等）の設置」、「街路灯の設置（LED化を含む）」、「カラー舗装等」、「案内板、統一看板」等にも取り組んでいます。
- スマートフォン 及び SNS の広がりによって、マーケティングコミュニケーション による口コミ が、消費者の購買活動に、かつてないほど大きく影響しています。

施策の展開

- 新たな事業へのチャレンジなど、起業及び第二創業 を促進します。
- 遠田商工会の組織及び事業者間のネットワーク強化を促進するとともに、事業所固有のビジョンづくりなど、事業者の状況に応じた支援を推進します。
- 高齢化の進行、単身世帯の増加、生活様式の多様化等、新たな需要を想定した新規サービスの展開を支援します。
- 高齢化による後継者問題、魅力ある店舗、集客力の高い店舗の創出等、商店街の共通課題に対応するため、まちなか交流スペースの設置等、商店街における空き店舗の活用とともに、魅力ある店舗創出を促進します。

関連事業

- （仮称）美里町創業支援 事業計画の策定及び創業支援（再掲）
- 起業、第二創業に対するチャレンジ支援
- 六次産業化及び農商工連携 に向けた取組を支援（再掲）
- （仮称）美里町産業活性化拠点施設の整備（再掲）
- 小規模事業者の持続化支援
- 中小企業振興金融融資保証等によるセーフティーネット の確保（再掲）
- 遠田商工会の組織強化及び安定的な運営の支援

- 経営ビジョン作成、需要開拓等、コーディネーター 設置による伴走型支援
- まちなかにぎわい創出に対する支援
- 新商品開発、テストマーケティング、プロモーション 等に対する支援(再掲)

施策の指標

✓ 指標の考え方

関係機関と各種支援事業等とのマッチング を図るため、相談窓口を設置（町、遠田商工会等）することとします。よって、設備投資を希望する企業及び創業を計画する事業者の相談件数を指標としました。

指標) ワンストップ相談窓口における相談件数(単位: 件)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (見込み)	H28	H29	H30	H31	H32
-	3	15	30	30	30	30	30

✓ 指標の考え方

新規事業への取組及び企業支援の窓口対応のほか、小規模事業者の支援とネットワークの形成には、商工会組織の強化が必要であることから、遠田商工会加入会員数を指標としました。

指標) 遠田商工会加入会員数(小牛田地域・南郷地域)(単位: 事業所)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (見込み)	H28	H29	H30	H31	H32
470	472	475	480	480	480	480	480

施策 2 9 物産・観光を振興するための対策

施策の目的

- 観光客入込み客 数の増加及び特産品の開発に努めます。

現状と課題

- 本町では、生き生き田園フェスティバル、えきフェス MISATO、バラフェスティバル、産業まつり、食ってみら in 美里等、関係機関が連携し、多くのイベントを実施しています。
- 本町には、藩政時代から安産の神様として知られる山神社やまのかみしゃがあります。山神社には、七五三、どんと祭等、多くの参詣客が訪れます。また、山神社にちなんだ山の神まんじゅうは、今でも多く人々に愛される銘菓です。
- 町のイベントは、集客数の変動が見られ、全体的に減少しています。
- 基幹産業である農業と連携した観光需要の掘り起こしが必要です。
- 農村ワーキングホリデー、カントリーウォーク等の農村部と都市部との新たな交流スタイルを模索していく必要があります。
- 観光農園を例に挙げると、東北地方、特に宮城県においては年間売上金額が低い傾向にあります。これは、対象者が首都圏の観光客であることから、交通費及び体験料の価格設定が要因となり、集客に結びつかない点があげられます。
- 美里町物産観光協会が設立され、その運営、更には法人化を支援するとともに、首都圏でのイベント開催等を通じ、物産のPR活動及び販路の開拓を実施しています。
- 観光関係者が中心となり、福島県会津美里町との交流を深め、広域的な観光PR活動を実施しています。
- 地元農産物等を活用した商品開発等、第一次、第二次及び第三次産業が連携し、地域内における付加価値の創出及び所得の向上が求められます。
- 農商工連携による付加価値の向上が求められます。
- 他の地域と連携を図りながら、一方では、本町の独自性の発揮及び差別化を図る必要があります。

施策の展開

- 既存のイベントについては、イベント間の連携を図り、また、観光イベントとしての事業効果を見直し、町の魅力を地域内外へ発信していきます。
- 町内の農業者や企業等と連携して、体験学習型の観光事業を推進し、新たな需要創出と事業展開を図っていきます。
- 美里町物産観光協会と連携して、首都圏等での美里町の物産のPR活動に積極的に取り組んでいきます。

- 大崎圏域及び石巻圏域をはじめ、他の地域と連携した広域観光ルートを構築します。また、PR活動に取り組むとともに、物産の流通チャネル及び販路の拡大を図ります。
- 商品開発のための生産者、加工者、販売者等の円滑な連携を推進します。
- 町内の高等学校との連携により、新たな商品を開発していきます。
- 差別化戦略等により、地域内での付加価値の創出及び市場競争力の強化を図っていきます。
- 観光イベント、地域の特産品等を発信していく拠点として、(仮称)美里町産業活性化拠点施設の整備を推進します。

関連事業

- 各種観光イベントの支援
- 交流施設の管理運営及び農村の魅力を生かした新たな交流事業の展開
- 物産・観光組織の強化
- 新商品開発、テストマーケティング、プロモーション等に対する支援(再掲)
- 高等学校と連携した新商品の開発
- 六次産業化及び農商工連携に向けた取組を支援(再掲)
- (仮称)美里クオリティー制度の検討(再掲)
- (仮称)美里町産業活性化拠点施設の整備(再掲)

施策の指標

✓ 指標の考え方

観光客等の増加は地域経済への波及効果が大きいことから、観光客の年間の入込み客数を指標としました。

指標) 観光客年間入込み客数(単位:万人)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (見込み)	H28	H29	H30	H31	H32
38	39	39	40	40	40	50	70

政策 14 雇用の確保

施策 30 安定した雇用を確保するための対策

施策の目的

- 雇用の安定化及び就業機会の創出を図ります。

現状と課題

- 通勤可能な場所に就業機会がない場合には労働力を携え、別の地域に移動します。また、多くの場合、通勤圏の中に居住空間を定め、しだいに生活圏に対する帰属意識と愛着を持つようになっていわれています。
- 本町では、従業員の勤め先は、直近の調査結果において、町内での就業が 43.9%、大崎市内での就業が 24.7%、仙台市内での就業が 10.6%となり、この3つの地域内での就業数が全体の約8割を占めています。
- 町内での就業状況の経過を見ると、平成2年では59.2%を占めていましたが、年々減少し、平成22年の調査では、43.9%に減少しています。
- 東日本大震災後、県内の有効求人倍率は1.0を上回る高い水準で推移しています。
- 産業別の就業人口では、昭和60年の調査と平成22年の調査を比較すると、就業人口に占める割合は、第1次産業の従事者が25.6%から12.4%に、第2次産業が27.0%から25.4%にその割合は低下し、第3次産業の従業員の割合は47.4%から62.2%へ上昇しています。
- 正規・非正規の所得格差の是正、M字カーブに象徴される出産・育児後の就業機会の確保及び高齢化社会における生涯現役で過ごすなどの雇用環境の形成が求められます。
- 完全失業率の変動に応じ、離職者に対する柔軟な就業支援が求められます。
- 宮城県の工場立地件数は、東日本大震災後大きな伸びを示していますが、敷地規模別の立地件数を見ると5,000㎡以上の立地件数は、23件となっています。

施策の展開

- 関係機関と連携を図りながら、雇用情報を定期的かつ効果的に収集し、広く周知活動を展開します。
- ハローワーク、職業能力開発機関等と連携を図り、地域のニーズに対応した離職者支援に努めます。
- 有効求人倍率、新規学卒者の就職内定率等の状況に応じ、緊急的な雇用対策を適時適切に講じます。
- 子育て世代、高齢者等に対し、多様な就業機会の確保に努めるとともに、起業及び第二創業の取組を支援します。
- 新規の企業立地を推進し、新たな就業機会の創出に努めていきます。
- 各産業分野の連携を促進し、域外需要の獲得及び域内需要の拡大により、地域経済の好循環を促進します。

関連事業

- (仮称)美里町創業支援 事業計画の策定(再掲)
- 起業、第二創業等に対するチャレンジ支援(再掲)
- 農業・野菜づくりのチャレンジ支援(再掲)
- シルバー人材センター に対する支援
- 企業誘致の推進
- (仮称)美里町産業活性化拠点施設の整備(再掲)

施策の指標

✓ 指標の考え方

新規企業の立地及び既存企業の設備投資は、雇用の創出につながることから、雇用促進奨励金 対象者数の増加を指標としました。

指標)雇用促進奨励金(企業立地奨励金)の対象者数(単位:人)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (見込み)	H28	H29	H30	H31	H32
16	43	109	100	80	30	30	30

第4章 くらしやすさを実感できるまちづくり

美しく恵まれた自然環境の中で、安心して安全に、そして、快適に生活できる「くらしやすさを実感できるまち」を目指します。また、住民の「声」を大事にしたまちづくりを進めていきます。

地域基盤の確立

公園は、子どもたちの遊びの場であり、住民の憩いの場であることから今後も引き続き適正に管理していきます。また、住民バス の運行については、利用者の要望、意見等を取り入れ、利便性の向上を図ります。

生活安全の確保

東京電力福島第一原子力発電所事故の経験と教訓を風化させることなく、次代に引き継ぐとともに、国及び宮城県とともに迅速かつ実効性のある防護措置が実施できるよう努めていきます。また、消防団、自主防災組織 等とともに地域防災力を強化し、災害時において、その機能が十分に発揮できる体制づくりに努めていきます。併せて、住民が犯罪及び事件に巻き込まれないよう安全で安心な暮らしを守ります。

環境・景観の保全・創造

住民の暮らしの中で発生する公衆衛生問題について、早期にその解決に取り組みます。また、住民による環境美化運動を今後とも促進し、自然環境の維持・保全、自然景観の形成に努めるなど、「美しい里・美里町」をつくる取組を進めます。

居住環境の質の向上

水道事業においては石綿セメント管 の更新工事に継続して取り組むとともに、有収率 の早期改善を図ります。また、下水道施設の未整備地区については、平成27年度に見直しをした下水道基本構想に基づき、早期完成に向けた整備を進めます。

第4章 ぐらしやすさを実感できるまちづくり

政策15 地域基盤の確立

施策31 安全・安心な生活環境基盤の整備

施策32 公共交通網を確立するための対策

政策16 生活安全の確保

施策33 安全、安心な防災・消防・救急体制を確立するための対策

施策34 安全、安心な交通環境、防犯体制を確立するための対策

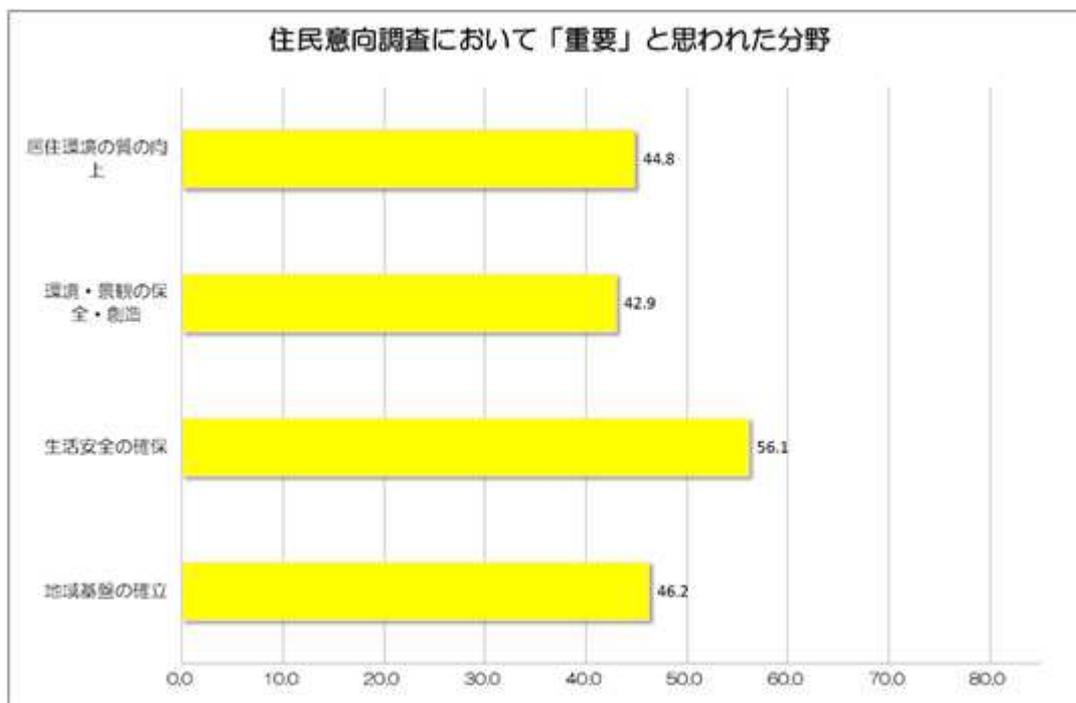
政策17 環境・景観の保全・創造

施策35 生活環境の保全と公衆衛生対策

政策18 居住環境の質の向上

施策36 水道水を安定して供給するための対策

施策37 下水道を普及推進するための対策



上記の数値は、平成27年7月に実施した住民意向調査で重要と選択された項目の集計結果を偏差値化したものです。その数値を利用しバラつき具合を表しています。

政策 15 地域基盤の確立

施策 3 1 安全、安心な生活環境基盤の整備

施策の目的

- 快適な生活環境を整備します。

現状と課題

- 公共交通網の乏しい地方においては、車への依存度が高いため、道路整備は行政の重要な業務の一つです。
- 子ども、高齢者等の交通弱者の通行に対する安全確保が必要です。
- 道路、橋の維持管理に当たっては、限られた財源を有効に活用するため、効率的な実施が必要です。
- 排水不良箇所、特に住宅地における対策が重要です。
- 小牛田駅東地区における人口増加は顕著で、小牛田駅東口の利用者の利便性向上にも努めていかなければなりません。
- 公園の利用率が低下していることから、今後は親しまれる公園としての整備が課題です。
- 町道の維持管理については、地域から寄せられる要望等に適切に対応していくことが課題です。
- 町営住宅は、老朽化しているものの現在の入居者が安心して暮らすために、適切に維持管理することが必要です。

施策の展開

- 道路、橋の維持管理及び整備に努めます。
- 町道の維持管理については、行政区長等と連携し、地域の実情を把握しながら基本方針を定め、課題解決に向けた取組を進めます。
- 子ども、高齢者等の交通弱者の安全対策を進めます。
- 排水計画等に基づき、関係機関と連携し、住宅地等の排水不良箇所等を解消

します。

- 小牛田駅東西自由通路の維持管理に努め、利用者の利便性を高めていきます。
- 公園の利用実態を調査し、統廃合等の検討を進め、多くの住民に親しまれるような公園整備に努めます。
- 町営住宅の適切な維持管理に努めます。

関連事業

- 道路・橋の維持管理及び整備
- 排水路の維持管理
- 排水不良箇所の解消
- 小牛田駅東西自由通路の維持管理
- 公園施設の維持管理
- 町営住宅の維持管理

施策の指標

- ✓ 指標の考え方

住民生活における安定した生活環境を整備し、その基盤を確保します。この整備に当たり、地域の満足度として地域の実情に精通している行政区長を対象に意向調査を実施し、その満足度の向上を指標とします。

指標) 生活環境基盤に対する地域の満足度

H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (見込み)	H28	H29	H30	H31	H32
-	-	-	基準値 設定	基準値 以上	基準値 以上	基準値 以上	基準値 以上

施策 3 2 公共交通網を確立するための対策

施策の目的

- 誰でも外出できる環境をつくります。

現状と課題

- JR小牛田駅及び鹿島台駅からの鉄道利用は、住民の重要な交通手段の一つです。
- 本町の住民バス事業は、鹿島台から南郷、小牛田、古川間を結ぶ美里線と、町内を循環する4路線をバス運行事業者に委託し、実施しています。
- 南郷地域では、利用区域を限定したデマンドタクシー（さわやか美里号）を運行しています。
- 住民バスは、利用者の要望及び意見を集約し、利便性のある路線及びダイヤの編成に努めることが重要であり、効率的な事業運営が求められます。
- JR東北本線、陸羽東線及び石巻線の利便性向上のための対策を、県及び関係自治体並びにJRと連携しながら、引き続き実施していく必要があります。
- 広域的な公共交通対策については、継続し検討していく必要があります。

施策の展開

- 鉄道利用者の利便性を図るため、JR小牛田駅東駐車場及び駐輪場を今後も適切に維持管理します。
- 住民バス事業について、乗降調査等を実施し、利便性、効率性、地域事情等に配慮した路線及びダイヤの編成に努めます。
- 各種交通を段階的に構成し、美里町全体を捉えた交通体系を整備していきます。
- 鉄道交通については、県及び関係市町村と連携し、利用者の意向を反映した増便、車両の増設等をJRに継続して要望していきます。
- 大崎市をはじめ関係市町、民間バス事業者等と連携した広域的な公共交通対策を検討していきます。

関連事業

- 鉄道利用者に対する駐輪場及び駐車場の適切な維持管理
- 住民バス及びデマンドタクシー（さわやか美里号）の運行
- 路線及び運行ダイヤの不断の見直し
- JRに対する各種要望活動の実施
- 大崎圏域地域公共交通検討研究会への参加

施策の指標

✓ 指標の考え方

住民バス利用者の利便性、効率性、地域事情に配慮した路線及びダイヤ編成による効果を測るため、住民バスの利用者の満足度と利用者数を指標とします。

指標) 住民バス利用者の満足度 (単位: %)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (見込み)	H28	H29	H30	H31	H32
82.2	72.4 (基準値)	基準値 以上	基準値 以上	基準値 以上	基準値 以上	基準値 以上	基準値 以上

指標) 住民バスの利用者数 (単位: 人)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (見込み)	H28	H29	H30	H31	H32
99,433	97,135	95,000	95,000	95,000	95,000	95,000	95,000

政策 16 生活安全の確保

施策 33 安全、安心な防災・消防・救急体制を確立するための対策

施策の目的

- 災害から住民の「命」を守ります。

現状と課題

- 本町の災害対策本部と自主防災組織が、十分にその役割を果たせるよう連携強化が必要です。
- 地域の消防組織の中心となる消防団への新たな団員の加入が少ない状況であり、消防団員の高齢化がますます懸念されます。
- 防災・減災体制を確立するためには、地域防災力の向上が不可欠です。しかし、自主防災組織の活動が十分でない組織もあることから、活動促進を図ることが必要です。
- 東日本大震災では、停電・断水・通信不通等によりライフラインが機能停止となりました。さらには、食料と非常時物品の備蓄が不足するなど、防災対策が不十分であったことが明らかになりました。
- 大規模災害の発生による水道、下水道、電気、ガス、通信等のライフラインへの大きな損傷は、避難及び救出・救護活動を実施する上で大きな支障となります。さらには、ライフラインへの被害は、住民生活、経済活動等、早期に日常を取り戻す際の大きな足かせとなります。特に、ライフラインの基本となる非常時の電源確保対策が強く求められています。
- 食品、飲料等をはじめとする備蓄については、内容及び数量の拡大が急務となっていますが、備蓄品購入に要する費用、保管する備蓄倉庫のスペース、消費期限等の制約から、行政だけで全住民分の備蓄を担うことは困難です。
- 町内全世帯での自主的な備蓄及び自主防災組織による備蓄、また、企業による備蓄、流通業者による備蓄等について、啓発と普及が必要です。
- 災害時の重要な通信機能である防災行政無線については、長期の停電対策と

ともに、難聴地域の解消が急務となっています。

- 本町は、江合川・鳴瀬川の両河川が氾濫すると、小牛田地域の一部を除く町内のほとんどが浸水する危険性があります。水防対策については、堤防の強化及び避難所の選定見直し、さらに近年多発する局所集中型豪雨時等に、排水が上手くできないことで起こる内水氾濫に備えるための排水強化等の取組が必要です。
- 東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を基に、東北電力女川原子力発電所の事故等の原子力災害に備えた住民の安全対策が必要です。
- 大規模地震による住宅の倒壊、人的被害等を未然に防止するため、住宅の耐震化を一層進める必要があります。

施策の展開

- 非常時において、住民、消防団をはじめとする関係団体・行政の役割を十分に活かせる環境をつくっていきます。
- 美里町消防団の安定的な団員確保と組織強化を図ります。
- 大規模災害時の避難所の運営、救助等の相互協力等、安定した共助を実現するために、自主防災組織間の連携を促進していきます。
- 消防及び防災施設は、常に万全に使用できるよう維持管理に努めます。
- 災害備蓄倉庫の増設、災害備蓄品の拡充及び自主防災組織による備蓄品の量的拡大と併せ、町内全世帯に対し、備蓄の普及と促進を図ります。
- 非常時の電源の確保に向けた対策を実施するとともに、再生可能エネルギーを活用した電力自給の拡充を図ります。
- 水害予防対策として、必要な河川改修工事及び維持管理の充実を推進します。
- 原子力災害対策については、国と宮城県が求める原子力発電所から概ね30km圏内の「緊急時防護措置を準備する区域」を対象とするのではなく、町内全域を対象とした対策を講じます。
- 災害に強い住宅を増やし、住民の生活を守っていきます。

関連事業

- 指定避難所と災害対策本部の情報連絡員等の設置検討
- 消防団協力事業所表示制度の運用及び新たな消防団員確保対策の導入

- 総合防災訓練の実施
- 消防団の組織強化・演習実施
- 自主防災組織 連合会（仮称）の設立等による自主防災組織の連携促進
- 消防施設、消火作業施設及び防災施設の維持管理
- 防災拠点施設等への太陽光発電設備及び蓄電設備の導入・拡充
- 災害備蓄倉庫の整備及び災害備蓄品の備蓄
- 自主防災組織の食料備蓄の強化及び各世帯での最低3日分の食料の備蓄の普及と促進
- 自主防災組織・事業所・各世帯における蓄電設備と非常用電源の確保に関する啓発
- 予備電源の増設及び非常用発電設備の追加
- 再生可能エネルギー の積極的な活用
- 防災行政無線の適切な運用
- 防災行政無線の難聴地域の解消に向けた対策の実施
- 水害に対する未然の備え
- 町内全域を対象とした原子力災害避難計画の策定及びその内容の見直し
- 住宅改修に対する支援

施策の指標

✓ 指標の考え方

東日本大震災を経験し、非常時の電源確保及び通信手段の重要性が高まったことから、防災関連施設における非常用電源及び通信手段の維持を指標としました。

指標) 非常用電源の確保率(防災用発電機の配備)(単位:%)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (見込み)	H28	H29	H30	H31	H32
100	100	100	100	100	100	100	100

指標) 非常時の通信手段の確保率(移動系防災行政無線の設置)(単位:%)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (見込み)	H28	H29	H30	H31	H32
100	100	100	100	100	100	100	100

災害時の共助の重要性から、地域防災力の向上を図るため、自主防災組織の組織率の維持を指標としました。

指標) 自主防災組織の組織率(自主防災組織設置行政区)(単位：%)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (見込み)	H28	H29	H30	H31	H32
96.9	100	100	100	100	100	100	100

大規模災害時における自主防災組織間の相互協力、避難所共同運営等の共助拡大に役立つ(仮称)自主防災組織連合会の設立数を指標としました。

指標) 仮称自主防災組織連合会設立の割合

(設立した行政区数 / 全行政区数)(単位：%)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (見込み)	H28	H29	H30	H31	H32
0	12.3	25.0	40.0	60.0	80.0	100	100

施策34 安全、安心な交通環境、防犯体制を確立するための対策

施策の目的

- 交通事故及び犯罪から住民を守ります。

現状と課題

- 本町では、交通安全協会、交通安全母の会及び交通安全指導隊を組織して交通安全対策に取り組んでいます。
- 防犯対策については、防犯協会及び防犯実働隊をはじめ、PTA、老人クラブ等の関係団体と地域住民が連携して、住民の自主的な活動が展開されています。
- 各関係団体及び地域住民の協力を得ながら、安全で安心なまちづくりの推進を図っていく必要があります。
- 交通安全指導隊員及び防犯実働隊員の高齢化及び人数の減少が課題となって

います。隊員の補充及び後継者の育成が求められるとともに、一部に負担がかかりすぎないように活動内容を見直していく必要があります。

- 交通安全施設及び防犯施設は、適切に整備、維持管理していく必要があります。

施策の展開

- 交通安全協会、交通安全母の会、交通安全指導隊等その他の関係団体が一体となり、交通安全運動等の啓発活動及び街頭指導を実施します。
- 関係団体と地域住民が、それぞれの役割に応じた活動を自主的に行える環境及びネットワークづくりを進めます。また、より効果的かつ効率的な活動が行えるよう関係団体の定期的な協議の場を設けます。
- 関係団体に対し、活動、組織育成、会員の意識向上等に向けた取組に対し支援します。
- 防犯協会と防犯実働隊をはじめ、PTA、老人クラブ等の関係団体と連携して、登下校時の児童・生徒の見守り、防犯パトロール等の地域安全運動等を行います。
- 今後も交通安全指導隊及び防犯実働隊を設置し、交通安全及び防犯運動を実践します。
- 交通安全施設と防犯施設については、計画的な整備を行い、道路交通環境の向上と犯罪防止に配慮した生活環境の整備に努めていきます。

関連事業

- 交通安全関連団体及び防犯関連団体との連携
- 交通安全及び防犯関係イベントの開催
- 安全安心なまちづくり活動に関する各種講座の開催
- 交通安全指導隊及び防犯実働隊の活動支援
- カーブミラー、防犯灯等交通安全及び防犯施設の維持管理及び整備

施策の指標

✓ 指標の考え方

犯罪を未然に防止し、安心して暮らせる安全なまちづくりを目指し、その状況を測るため、不審者の事案発生件数を指標とします（不審者の事案：声掛け事案、特異事案）。

指標）不審者事案発生件数（単位：件）

H25 （実績）	H26 （実績）	H27 （見込み）	H28	H29	H30	H31	H32
2	7	0	0	0	0	0	0

交通安全活動及び防犯活動を継続するため、交通安全指導隊と防犯実働隊の隊員数を指標とします。

指標）交通安全指導隊の隊員数（4月1日現在）（単位：人）

H25 （実績）	H26 （実績）	H27 （見込み）	H28	H29	H30	H31	H32
51	56	56	58	60	62	62	62

指標）防犯実働隊の隊員数（4月1日現在）（単位：人）

H25 （実績）	H26 （実績）	H27 （見込み）	H28	H29	H30	H31	H32
43	41	43	45	47	49	50	50

政策 17 環境・景観の保全・創造

施策 35 生活環境の保全と公衆衛生対策

施策の目的

- まちをきれいにします。

現状と課題

- 住民による環境美化運動を今後とも一層推進します。
- 不法投棄については、地区衛生組合及び関係機関と連携し、巡回パトロールを実施し、不法投棄防止に努めています。
- ごみの発生量を抑制する取組を強化し、ごみの減量化を一層進めていくことが必要です。
- 温暖化対策に向けた様々な取組を行うとともに、再生可能エネルギー 等に関する学習を進める必要があります。
- 放射性物質に汚染された廃棄物等について、今後も引き続き、監視と除去が必要です。
- 適切な管理が行われていない空き家・空き地は、防災、衛生等の面で、住民の生活環境に悪影響を及ぼすことから、必要に応じた助言、指導等を行うことが求められます。
- 町営共葬墓地の自主的な管理を促進するため、管理組合の設立が求められています。
- 狂犬病予防対策の徹底、飼い主のペットに関するマナーの向上を図るとともに動物愛護の啓発活動が求められています。

施策の展開

- 町内の美化環境を守っていきます。
- 環境美化に取り組む各種関係団体の活動を支援します。
- 不法投棄撲滅のため、地区衛生組合等と協力し、巡回パトロールを強化します。

- ごみの減量化及び3Rの推進を図ります。
- 温暖化対策及び環境教育に努めます。
- 放射性物質に汚染された廃棄物を適正に処理します。
- 増加する空き家・空き地の適切な管理を促します。
- 町営墓地の適正な維持管理に努めます。
- ペットの飼い主のマナー向上と動物愛護の啓発活動に努め、また、狂犬病予防対策と登録管理を徹底して進めます。

関連事業

- 町内一斉清掃の実施
- 自主的な清掃奉仕活動に対する支援
- 各地域内のごみ集積所の管理
- 公衆衛生組合連合会及び地区衛生組合に対する支援
- 不法投棄物の監視パトロールの実施
- 地区衛生組合の協力によるリサイクルの推進
- 温暖化対策
- 放射性物質に関連する廃棄物への監視
- 空き家・空き地の調査及び所有者に対する指導等
- 共葬墓地の維持管理
- 狂犬病予防管理対策事業

施策の指標

✓ 指標の考え方

燃やせる家庭ごみの排出の減少策が必要とされていることから、住民1人当たりの燃やせる家庭ごみの排出量を指標としました。

指標) 住民1人当たりの燃やせる家庭ごみの排出量(単位:キログラム)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (見込み)	H28	H29	H30	H31	H32
248.7	247.7	245.2	242.7	240.2	237.8	235.4	233.0

政策 18 居住環境の質の向上

施策 36 水道水を安定して供給するための対策

施策の目的

- 水道水を安定して供給します。

現状と課題

- 浄水場運転管理業務、開閉栓業務、メーター交換業務等を包括委託することにより、業務の効率化とコストの縮減を図らなければなりません。
- 包括的な業務委託に合わせ、監督業務のできる職員が必要となります。
- 有収率 の向上に努める必要があります。
- 水道料金の見直しを含め、水道事業財政計画を毎年見直し、健全な財政運営に努めることが必要です。
- 現在進めている石綿セメント管 の更新工事について、早期に完了しなければなりません。
- 緊急時における浄水場運転の電源確保のための非常用発電機を完備し、緊急時の際に備えています。
- 配水池 の耐震化及び緊急時の配水確保のため、緊急遮断弁 の設置を早期に整備していかなければなりません。
- 災害時における行動計画を早期に策定しなければなりません。

施策の展開

- 業務を包括的に委託することにより業務の効率化とコストの縮減を図ります。また、監督員として必要な知識、技能を持つ職員を養成していきます。
- 漏水調査及び漏水修理を継続して実施し、有収率の向上に努めていきます。
- 毎年、水道事業財政計画を精査していきます。
- 石綿セメント管 の更新工事について、早期に完了するよう努めていきます。
- 非常用発電機の適切な保守管理を行い、災害等の緊急時に電源を確保してい

きます。

- 配水池 の機能強化を図り、安定した水道水の供給に努めます。
- 災害時に的確な行動ができるよう行動計画を早期に策定します。

関連事業

- 包括的業務委託
- 職員の技術及び知識の向上
- 漏水調査及び修理による有収率 の向上
- 水道事業財政計画の策定
- 石綿セメント管更新事業の継続的な実施
- 災害時における電源確保
- 配水池の機能強化
- 水道施設の維持管理及び計画的な設備更新
- 災害協定による協力事業者の確保
- 災害行動計画の策定

施策の指標

- ✓ 指標の考え方

石綿セメント管の更新を行うことで、安定した水道水の供給を行えることから、石綿セメント管の更新の割合を指標としました。

指標) 石綿セメント管の更新の割合(単位: %)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (見込み)	H28	H29	H30	H31	H32
84.84	86.63	87.0	89.0	91.0	93.0	94.0	96.0

施策37 下水道を普及推進するための対策

施策の目的

- 衛生環境を向上させます。

現状と課題

- 平成26年度末時点で、トイレのほか台所、風呂等の生活雑排水が衛生的に処理されている割合は、本町の人口の64%です。トイレ及び生活雑排水の衛生的な処理を行う住民がより多くなるよう、更なる普及促進に努めなければなりません。
- 下水道施設における排水ポンプ等の機械設備、制御機器等の電気設備等が耐用年数を迎えようとしており、更新に要する費用が今後増加する見通しです。
- 工場等の特定施設から下水道に排出される汚水の水質が、下水道法、水質汚濁防止法等の基準に適合しているか定期的な検査が必要です。
- 今後10年間で下水道施設の整備を概ね終了させるよう努めなければなりません。

施策の展開

- トイレ及び生活雑排水の衛生的な処理を行う住民が、より多くなるよう下水道への接続工事及び合併処理浄化槽の設置工事費に対する補助等を行います。
- 長寿命化計画等を策定し、下水道施設における排水ポンプ等の機械設備、制御機器等の電気設備等の効率的な更新を進めます。
- 工場等の特定施設から排出される汚水の水質検査を定期的を実施します。
- 平成27年度に見直した下水道基本構想に基づき、未整備地区における下水道施設の整備を計画的に進めます。

関連事業

- 下水道及び合併処理浄化槽の普及促進
- 下水道施設（機械設備及び電気設備）の更新
- 特定施設等から排出される汚水の水質検査
- 公共下水道の整備

施策の指標

✓ 指標の考え方

汚水が衛生的に処理されることによる衛生環境の向上を図るため、汚水衛生処理率を指標としました。

指標) 汚水衛生処理率(単位: %)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (見込み)	H28	H29	H30	H31	H32
61.5	64.0	65.5	67.1	68.7	70.2	71.7	73.2

汚水衛生処理率とは、公共下水道、農業集落排水施設、コミュニティプラント及び合併処理浄化槽を利用している人口を行政人口で除して算出した、トイレ、台所、風呂等の生活雑排水が衛生的に処理されている人口の割合です。

第5章 自立をめざすまちづくり

人口減少が進む中、まちづくりを進めていくためには、地域課題を解決する自治の基盤を強化していくことが重要です。そのため、若い世代の定住促進、住民活動の支援、地域内外の交流、女性の活躍等を促進するとともに、しっかりとした財政運営と行政サービスの質の向上を図り、自立的で持続可能な美里町をつくります。

定住化の促進

若い世代の転出を抑制し、また、一度転出した若い世代が、後に町に戻ってくるようなまちづくりを進めます。そのために、若い世代を対象にした住環境の整備、子育て・教育環境の整備等に取り組んでいきます。

住民活動の促進

幅広い年齢層の住民が、協力して地域の課題解決に主体となって取り組むまちづくりを推進していきます。また、ボランティア団体をはじめとする多様な団体の活動を支援していきます。

交流の促進

地域内の身近な交流及び地域間の交流、さらには諸外国との交流等、多くの人たちが行き交うまちづくりを進めます。

平和行政の推進

子どもから大人まで住民一人ひとりが国際社会に目を向けて、日々の暮らしの中で平和を尊び、戦争のない平和な社会を築いていきます。

男女共同参画社会の推進

社会のあらゆる分野において、男女が互いにその人権を尊重しつつ、役割を分かち合い、性別に関係なく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を目指します。

健全な行財政運営

「美里町職員のためのコンプライアンス ガイドライン」を遵守するとともに、職員の意識改革、職員の人事評価、組織体制等の不断の見直し、住民参画の推進、外部人材の活用など、行政改革に継続的に取り組みます。また、財政運営においては、健全な運営の観点から、歳出の削減を行うとともに、外部機関による財政運営診断を受け、将来も安心して暮らせる持続可能な自治体経営を構築します。

第5章 自立をめざすまちづくり

政策19 定住化の促進

施策38 定住化を促進するための対策

政策20 住民活動の促進

施策39 地域における住民の活動を活性化させるための対策

政策21 交流の促進

施策40 地域間交流を推進するための対策

施策41 国際交流を促進するための対策

政策22 平和行政の推進

施策42 非核・平和社会を実現するための対策

政策23 男女共同参画社会の推進

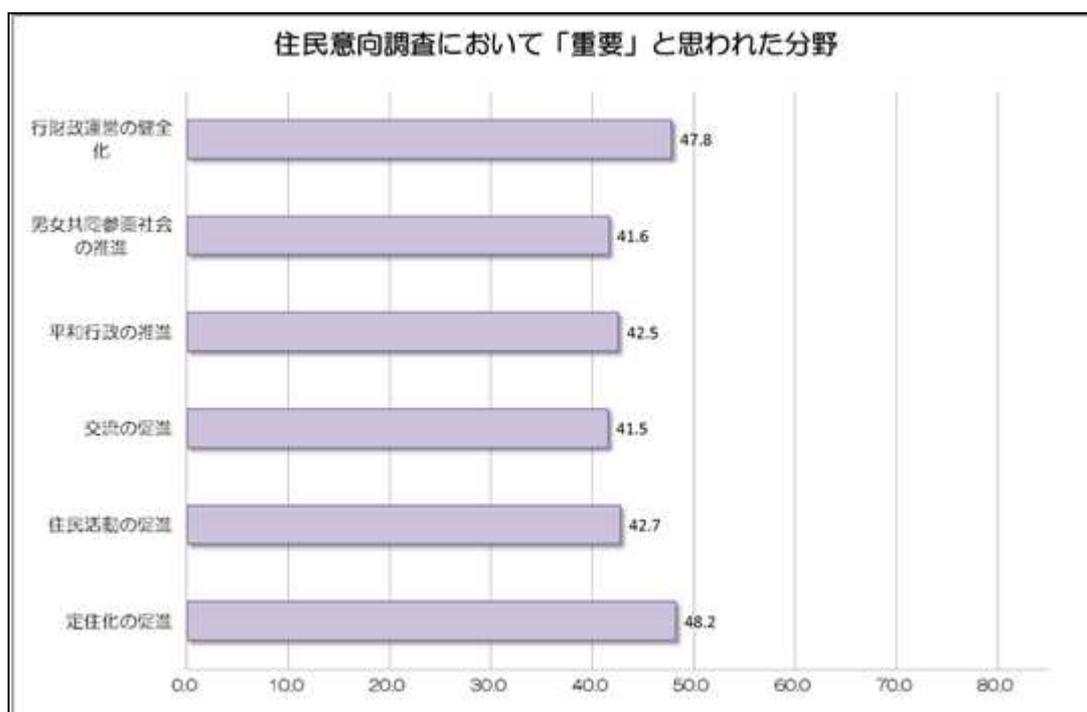
施策43 男女共同参画社会を推進するための対策

政策24 健全な行財政運営

施策44 行政運営の効率化を推進するための対策

施策45 財政を健全化するための対策

施策46 住民の立場に立った行政サービスを提供するための対策



上記の数値は、平成27年7月に実施した住民意向調査で重要と選択された項目の集計結果を偏差値化したものです。その数値を利用しバラつき具合を表しています。

政策 19 定住化の促進

施策 38 定住化を促進するための対策

施策の目的

- 定住・移住しやすいまちをつくれます。

現状と課題

- 少子高齢化の進行により大幅な人口の減少が見込まれている中、特に都市部から離れた地方ほど人口減少が顕著となっています。
- 人口減少及び少子高齢化は、地域活動の担い手の減少、社会保障費の増大等を招きます。
- 進学、就職、婚姻等をきっかけとして転出する人が多く、特に若年者人口の減少が顕著となっています。
- 出生数の減少及び死亡者の増加によって、人口の自然的減少が大きくなってきています。
- 一方で、個性ある地域づくりによって、都市部から人を呼び込んでいる地域が全国的に見られます。
- 人口減少を抑制するために、住環境、雇用、子育て支援、教育環境、防犯等の様々な取組との連携が必要とされます。

施策の展開

- 豊かな自然環境と交通の利便性を生かして、住宅政策の実施、良好な生活環境づくり及び子育て環境づくりを進めていきます。
- 本町に「住んでみたい」、「住んでよかった」と思われるような住みよい環境づくりを進めていきます。
- 定住するための大きな条件とされる「住まい」及び「働く場」の確保については、引き続き取り組んでいきます。
- 若い世代の定住・移住を進めるため、「子育て支援」の充実に努めていきます。

- 定住・移住支援策の一環として、空き家等の情報の提供を行うなど、空き家・空き地の積極的な活用に努めます。
- 婚姻数の増加及び晩婚化の解消に向け、男女の出会いの場をつくります。

関連事業

- 持家を取得し、定住・移住する方に対する支援
- 空き家等を活用する方に対する支援
- 若者向け賃貸住宅の整備
- 「空き家バンク」の運用
- 後継者対策 事業

施策の指標

✓ 指標の考え方

定住・移住しやすいまちをつくり、転入者を増加させることから、1年間の転入者数合計を指標とします。

指標) 1年間の転入者数(単位:人)(1月から12月まで)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (見込み)	H28	H29	H30	H31	H32
907	931	900	920	940	960	980	1,000

数値は住民基本台帳によるもの

政策 20 住民活動の促進

施策 39 地域における住民の活動を活性化させるための対策

施策の目的

- 住民が身近な問題を話し合い、自ら解決できるまちをつくります。

現状と課題

- すべての行政区で、地域の特色を生かした地域づくり支援事業が行われています。
- 各地域における活動内容についての情報交換を行う機会を提供し、また、人材育成のための研修会等を開催するなど、地域活動を担う人材を育成する取組が求められています。
- 地域住民が自ら主体的に地域課題を解決していくためには、地域が自ら取り組み、地域の絆を一層深めていくような地域づくりを目指していかなければなりません。
- (財)自治総合センターの助成事業を活用して、行政区におけるコミュニティセンターやコミュニティ備品等の整備を進めてきました。
- 各地区の集会所等の施設修繕において、地区の負担軽減のため、町からの助成支援について要望が多く出されています。
- 防災意識の高まりから、地域づくり支援事業を活用した防災備品の購入、非常食の備蓄及び防災訓練の実施に取り組む行政区が増えています。
- 現在、全国的には地域の活動を支援するNPO及びボランティア団体の活躍が増えています。そうした団体によって、様々な試みによるまちづくりが行われています。
- NPOは法人格の有無を問わず、様々な分野(福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力等)において、社会の多様な課題に対応しています。

施策の展開

- 地域が主体的に取り組むことができる地域づくりを支援します。
- 地域が取り組む活動について、地域間相互の情報交換、研修等を支援します。
- 住民が自主的に活動する多様な地域活動を支援します。
- 地域の集会所等の施設整備と施設修繕を支援します。
- N P O 等の法人化に係る相談窓口を開設します。
- N P O 等に対して、適切な情報を提供します。

関連事業

- 行政区の活動支援
- 自主的に取り組む地域活動の支援
- 地域づくりの各種情報の提供
- 地域が必要とする施設整備に対する支援
- コミュニティ助成事業の継続（備品購入）
- N P O 等への法人化に対する相談窓口の開設
- N P O 等に対する情報提供

施策の指標

✓ 指標の考え方

地域課題に住民自らが自主的に取り組み、話し合い、地域それぞれが個性を生かして活性化していくことが重要であることから、地域づくり支援事業への住民の参加者数を指標とします。

指標) 地域づくり支援事業への住民の参加者数(延べ人数)(単位:人)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (見込み)	H28	H29	H30	H31	H32
18,246	20,751	20,700	20,700	20,700	20,700	20,700	20,700

政策 2 1 交流の促進

施策 4 0 地域間交流を推進するための対策

施策の目的

- 新たな交流を生み出します。

現状と課題

- 東京都足立区及び福島県会津美里町とイベント等を通じ、交流を行っています。
- 平成 2 8 年 1 月、福島県会津美里町と友好都市協定を締結しました。
- 東京都足立区、東松島市、福島県会津美里町、兵庫県豊岡市及び山形県最上町と「災害時における相互応援に関する協定」を締結しました。
- 広域的な大規模災害等の発生に備え、県内外の市区町村との災害時の相互応援等、新たな地域間の相互協力のための体制づくりが求められています。
- 交流人口を増加させるためには、産業、歴史、文化、物産、観光等の分野における新たな交流の展開が求められています。

施策の展開

- 友好都市協定を締結した福島県会津美里町等と自治体間交流を進めていきます。
- 東日本大震災のような広域的な大規模災害に備え、県内外の市区町村との災害時相互応援等の地域間協力のあり方について協議を進めていきます。
- 歴史、文化、物産、観光等の分野における新たな交流を推進するとともに、交流を実施している団体等を支援して、交流人口の増加を図ります。
- グリーン・ツーリズムの受入農家及び農家レストランを支援するなど、都市と農村との交流を進めます。
- ふるさと納税の返礼品に地元物産品を活用して、物産品を通じた交流を進めていきます。

関連事業

- 災害時応援協定 締結自治体との相互交流
- 農業体験型の滞在事業の実施
- 美里町物産観光協会等関係団体との連携
- ふるさと納税 の専用サイト 開設

施策の指標

- ✓ 指標の考え方

災害時の相互応援に限定せずに、日ごろからの交流が大切であることから、地域間の交流人口 を指標とします。

指標) 災害時相互応援協定等を締結している自治体との地域間交流人口(延べ人数)(単位:人)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (見込み)	H28	H29	H30	H31	H32
274	176	180	190	200	210	220	230

施策 4 1 国際交流を促進するための対策

施策の目的

- 国際社会に対応できる人材を育成します。

現状と課題

- 平成19年10月、米国ミネソタ州ウィノナ市と姉妹都市協定を結び、中高生を中心とする相互訪問を毎年行っています。
- 町内に在住する外国人との交流を行い、多文化共生社会 の推進に努めています。
- 国際交流協会やいろはサロンとの連携・協力によって、各種の国際交流事業を実施しています。

施策の展開

- 地域の国際化を推進するために、姉妹都市からの訪問団を受け入れ、住民との交流の輪を広げていきます。
- 国際社会に目を向けた人材を育成するため、住民を姉妹都市へ派遣します。
- 在住外国人との交流を継続的に進めていきます。
- 国際交流関係団体を支援するとともに、国際交流関係団体と連携・協力して事業を積極的に実施していきます。

関連事業

- 米国ミネソタ州ウィノナ市訪問団受入事業
- 中高生アメリカ派遣事業
- アメリカへの語学留学支援事業
- 国際交流フェスタ事業
- 在住外国人のための日本語講座
- 美里町国際交流協会、美里町小牛田日中友好協会、いろはサロン等の国際交流関係団体との連携・協力

施策の指標

✓ 指標の考え方

これからの更なる国際化社会に向けて、多文化へ興味関心を持つ人の増加は国際化社会への進展につながることから、国際交流事業への参加者数を指標とします。

指標) 国際交流事業への参加者数(延べ人数)(単位:人)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (見込み)	H28	H29	H30	H31	H32
641	738	670	670	670	670	670	670

政策 2 2 平和行政の推進

施策 4 2 非核・平和社会を実現するための対策

施策の目的

- 平和な社会を実現する人材を育てます。

現状と課題

- 本町では、核兵器廃絶と世界の恒久平和に向けて、平成 1 8 年 6 月に「非核・平和都市宣言」を行いました。
- 中学生を対象とした平和学習事業をはじめ、原爆パネル展を開催するなど、平和行政を推進するための取組を行っています。
- 戦争から 7 0 年以上が経過し、過去の戦争体験及び被爆体験の風化、さらには平和の尊さに対する国民の意識の希薄化が懸念されます。

施策の展開

- 中学生を中心とした平和教育に努めていきます。
- 平和展を開催し、非核・平和について啓発します。
- 平和の尊さを学ぶ学習機会を提供します。

関連事業

- 被爆地等への訪問団の派遣
- 平和展の開催
- 平和に関係する講演会等の開催

施策の指標

✓ 指標の考え方

平和に関して啓発を積極的に行うことは、平和に対する関心を高めることにつながることから、「平和」に関連するイベント・行事への参加者数を指標としました。

指標)「平和」に関連するイベント・行事への参加者数(延べ人数)

(単位:人)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (見込み)	H28	H29	H30	H31	H32
115	295	300	305	310	315	320	325

政策 2 3 男女共同参画社会の推進

施策 4 3 男女共同参画社会を推進するための対策

施策の目的

- 住民一人ひとりが活躍できるまちをつくります。

現状と課題

- 日本国憲法において「個人の尊重」と「法の下での平等」が規定され、男女平等の実現に向けた様々な取組が全国的に進められています。
- 女性の社会進出が進んでいます。
- 性別による固定観念を原因とした諸問題（男女の役割分担等）は解決されていません。
- 本町では、男女が互いにその人権を尊重しつつ、一人ひとりが活躍できる男女共同参画社会を実現するため、平成20年3月に美里町男女共同参画推進基本計画を策定しました。
- ドメスティックバイオレンス、セクシャルハラスメント、ストーカー行為等の被害防止に向けた取組、また相談窓口の開設が求められています。

施策の展開

- 関係機関・団体間の連携を強化し、男女共同参画社会の推進に取り組んでいきます。
- 男女共同参画社会に対する正しい理解を広めていきます。
- 町の広報紙やホームページ等を活用した情報の提供、男女共同参画社会を推進するためのキャンペーン活動、講演会、研修会の開催等によって啓発事業を行います。
- 町の政策形成に女性の意見を反映させるため、町の附属機関に女性の参画機会の拡大を図ります。
- ドメスティックバイオレンス、セクシャルハラスメント、ストーカー行為

等の被害が発生している中で、相談体制を整備し、関係機関との連携を強化して、事前の防止対策に努めます。

関連事業

- 男女共同参画懇話会の開催
- 男女共同参画に係る講演会、研修会等の開催
- 男女共同参画社会 に関する啓発活動
- 附属機関における女性の参画機会の拡大
- 男女共同参画推進基本計画の見直し
- 被害者相談窓口の継続及び関係機関との連携

施策の指標

✓ 指標の考え方

本町の政策形成に際し、男女それぞれの意見を聞くことが重要であることから、附属機関への女性委員の登用率を指標とします。

指標) 町の附属機関への女性委員の登用率(単位: %)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (見込み)	H28	H29	H30	H31	H32
30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0

✓ 指標の考え方

女性委員の登用を組織全体で進めるため、町の附属機関のうち女性委員の登用率が30%以上である附属機関の割合を指標としました。

指標) 町の附属機関のうち女性委員が30%以上である附属機関が占める割合(単位: %)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (見込み)	H28	H29	H30	H31	H32
31.4	34.2	34.0	34.0	34.0	34.0	34.0	34.0

政策 2 4 健全な行財政運営

施策 4 4 行政運営の効率化を推進するための対策

施策の目的

- 「最少の経費」で「最大の効果」をあげるため、限られた「ヒト、モノ、カネ」を意識しながら、住民のニーズに柔軟に対応できる組織運営を行います。

現状と課題

- 予算書、決算書、実施計画書及び主要な施策の成果をリンクさせ、各事務事業に係る事前評価と事後評価を組み合わせることにより、事務事業の見直しを行ってきました。
- 施策の目標を達成することが業務の目的となる、いわゆる「手段の目的化」にならないために、各業務の目的を明確にして、組織全体で共有する必要があります。
- 政策評価委員会から指摘された改善点に対して、改善のための取組を行ってきたものの、改善されていない課題も多く残されています。
- 行政評価システム が平成 2 8 年度から本格的に稼働することとなり、透明性の高いマネジメントサイクル の運用が期待できます。
- 平成 2 4 年 4 月に、「第 2 次美里町行政改革大綱」を策定しました。取組項目にそれぞれの目標を設定して取り組んできましたが、その多くにおいて、実効性を十分に確保できませんでした。
- 組織全体で効率的に行政運営を行うためには強固な内部統制が求められます。しかし、内部統制の基本となる業務管理（スケジュール管理、可視化・標準化）の体制が組織的に十分に確立されていないことから、効率的な行政運営が実現できていません。
- 平成 2 4 年 3 月に「第 2 次美里町定員適正化計画」を策定して職員数の適正化に努めてきました。しかし一方では、非正規職員（臨時・非常勤職員）が増加しています。

- 職員の勤務状況を反映した適正な処遇、職員の資質と能力の向上、職員の勤務意欲の高揚、適正な人事配置、そして組織全体の効率性の向上のために、人事評価 制度の導入とその確立が求められています。
- 平成25年5月に策定した「美里町職員人材育成基本方針」に基づき、庁内における職員研修の開催や市町村アカデミーなどの研修機関で実施される研修・講習会等へ職員を積極的に派遣して、職員の人材育成に努めてきました。
- 現在の行財政運営には専門的な知識を必要とする事業が増えていることから、学術機関や専門家との連携をより強化することが求められます。

施策の展開

- 政策を実現するための、組織マネジメント及び政策形成能力を強化します。
- 行政評価システム を活用した透明性の高いマネジメントサイクル を確立します。
- 職員の定員適正化計画、公共施設等総合管理計画 及び財政健全化計画 に基づく第3次美里町行政改革大綱を策定し、内部統制を強化し、組織の運営基盤の強化を図っていきます。
- 今後、本町行政が進むべき方向を十分検討し、第3次美里町定員適正化計画を策定します。
- 平成28年4月に策定した美里町職員の人事評価実施規程に基づき、人事評価制度を導入し、能力評価（能力・態度）と業績評価の2つの側面から職員の人事評価を実施します。
- 5S活動 のような身近な取組を実施するとともに、職場内研修(OJT) の実践を柱とした職場づくりに努めます。
- 美里町職員人材育成基本方針 に基づき、職員の階層別及び職種別の中期研修計画を策定し、職務遂行能力の高い職員を育てます。
- 学術機関との連携を強化して、高度かつ専門的な知識・技能を町の政策形成と政策の実施に反映させ、将来のまちづくりにつなげていきます。

関連事業

- 総合計画・総合戦略の進捗管理
- 政策評価の実施

- 行政改革の推進
- 財政健全化計画の策定
- 委託化基本方針に基づいた事務事業のアウトソーシング
- 公共施設等総合管理計画に基づく施設管理
- 第3次定員適正化計画の策定
- 人事評価 制度の導入
- 各種職員研修の実施
- 公立大学法人宮城大学との連携強化

施策の指標

✓ 指標の考え方

政策・施策の管理を行うため、主要施策の目標達成状況の割合を指標としました。

指標) 主要施策の目標達成状況の割合(%)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (見込み)	H28	H29	H30	H31	H32
45.2	58.1	70.0	82.0	94.0	100	100	100

職員人件費の抑制に努め、財政の健全化を維持するため、経常収支比率のうちの人件費の割合を指標とします。

指標) 経常収支比率のうち人件費(単位:%)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (見込み)	H28	H29	H30	H31	H32
24.0	24.0	24.0	24.0	24.0	24.0	24.0	24.0

職員研修を開催し、職員の資質向上につなげることから、職員の研修への参加者数を指標とします。

指標) 派遣研修、庁内研修の参加実績数(延べ人数)(単位:人)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (見込み)	H28	H29	H30	H31	H32
582	564	600	600	600	600	600	600

施策 4 5 財政を健全化するための対策

施策の目的

- 安定した行財政運営を維持します。

現状と課題

- 実質公債費比率 及び地方債残高 の減少については目標数値を達成してきました。こうした公債費 の減少は、今後の財政運営に効果をもたらします。
- 総合計画と財政計画との整合性について意識を持って政策の推進に努めてきました。しかし、結果的に、本町の自主財源 が少ないため、各年度に確保された歳入の範囲内で事業を進めていかなければなりません。こうしたことから、本町の財政運営は、国からの交付金や補助金に頼らざるをえない状況となっています。
- 国庫支出金等の財源を有効に活用しつつ、自らの財政計画を堅持し、総合計画と連携した施策の実施が必要です。
- 美里町債権管理条例 を制定し、本町の債権管理手続を明確にしました。
- 徴収対策課を設置以降、町税と国民健康保険税を併せた未収金は、ピーク時の平成 2 0 年度と平成 2 6 年度とを比較すると、4 億 2 千万円の大幅な縮減ができました。また、徴収対策課内に納付推進室（通称「美里町納付推進センター」）を設置し、電話で未収金の納付を早期に呼びかけることで、現年度の収納率 の向上が図られました。町税では目標とする収納率（現年度分）9 8 %を達成しました。
- 平成 2 1 年度に設置された宮城県地方税滞納整理機構は、平成 2 9 年度をもって解散が見込まれているため、それに代わる広域連携について、協議・検討を行っています。
- 徴税吏員の確保、徴収技法等の向上が課題とされています。
- 人口減少社会が到来する中、公共施設の最適配置、最適規模、更新時期及出の平準化を図るため、公共施設等総合管理計画 に基づいた施設の管理が求められます。

施策の展開

- 地方交付税 の減少に対応した財政計画に基づき、財政規模に見合った財政運営を行っていきます。
- 債権管理に努めます。
- 徴収率向上及び滞納額減少させるため、収納対策をしっかりと行います。
- 納税意識を向上させるため、租税教育 の取組を積極的に進めます。
- 施設の老朽化が進む中、適切な施設管理を行います。
- 施設の統廃合を含めた施設の適切な配置を早期に進めます。

関連事業

- 財政健全化計画 の策定（再掲）
- 住民への町の財政状況の周知
- 公共施設の適切な配置の検討
- 遊休財産 の利活用

施策の指標

✓ 指標の考え方

町の収入に対する借入金返済の割合（実質公債費比率）を低下させることは本町の財源の確保につながることから、実質公債費比率を指標とします。

指標）実質公債費比率（単位：％）

H25 （実績）	H26 （実績）	H27 （見込み）	H28	H29	H30	H31	H32
14.3	12.8	12.0	11.5	11.0	10.5	10.0	9.5

本町の自主財源である町税（町民税・固定資産税・軽自動車税・都市計画税）の収納率を指標としました。

指標）町税（町民税・固定資産税・軽自動車税・都市計画税）の収納率（現年度分）

H25 （実績）	H26 （実績）	H27 （見込み）	H28	H29	H30	H31	H32
98.43	98.69	98.75	98.80	98.85	98.90	98.95	99.00

施策 4 6 住民の立場に立った行政サービスを提供するための対策

施策の目的

- 住民の立場に立った質の高い行政サービスを提供し、住民の満足度の向上に努めます。

現状と課題

- 急速な高度情報化 がもたらす社会構造の変化により、住民のニーズの多様化が進み、行政サービスに求められる質の向上及び対象範囲の拡大が求められています。
- 住民と行政の信頼関係を構築するために欠かせないコミュニケーションの手段となるのが広報広聴であり、迅速かつ正確な情報の提供を行うとともに、町政への住民参画の機会を拡充し、住民のニーズを的確に把握することが、今後一層必要とされてきます。
- 近年、スマートフォン、タブレット等が急速に普及する中で、町の広報紙の電子書籍化及び町の事業に係るフェイスブックページの運用に取り組んできました。
- 町の広報紙及び公式ホームページは、町の重要な情報発信手段です。日々進歩するICTによって多くの情報が氾濫する中で、広報紙及び公式ホームページから発信する各種情報が住民に有効に利用されるよう、これらの運用の充実について、検討していかねばなりません。
- 行政情報の提供に積極的に取り組んでいます。
- 平成26年4月にパブリックコメント 条例を制定しました。政策等を決定する過程において住民の意見を広く取り入れ、また、手続の透明性の確保に努めてきました。しかし、今後においても更なる運用の徹底が必要です。
- 附属機関等における委員の選任については、公募による委員の拡大に努めてきました。
- 町政相談員の設置、コンプライアンス ガイドラインの策定及び苦情申出に関する規程等を整備し、住民の意見や要望が町政に反映しやすくなるよう環境づくりに取り組んできました。

- 住民から寄せられた情報を職員間で共有し、迅速かつ適切に対応するために、同様なケースでも異なる対応をとらないように、「町民の声対応マニュアル」を策定しました。また、来庁者が円滑に用件を済ませることができるよう横断的な相談窓口機能を持つ「総合案内相談窓口」を開設しています。今後は、これらの機能性を高めていくことが必要です。
- 地域担当制の導入等、地域の課題把握等に努めてきました。
- 住民がまちづくりに関心を持ち、町政に対して参画したくなるような広報・広聴活動の充実が求められています。
- 住民の利便性の向上を図るため、コンビニエンスストアでの町税等の納付推進に努めてきました。今後は、個人番号カードの活用を検討し、住民サービスの向上につなげることができるか検討する必要があります。

施策の展開

- 多様な電子媒体での情報発信を検討し、また、広報広聴アンケート調査を行い、積極的な情報提供、住民意向の把握等に努めます。
- 住民との情報の共有化及び住民参画の推進を図り、住民の満足度の向上を目指していきます。
- 「町民の声対応マニュアル」に基づく対応及び総合案内相談窓口業務については、継続して取り組んでいきます。
- 住民の意見、要望等を聴く機会を充実させるため、住民懇談会の開催に努めます。
- 窓口サービスのあり方については、証明書のコンビニエンスストアでの交付をはじめ、電子手続の検討を進めます。

関連事業

- 多様な媒体・方法による広報活動の推進
- 「広報みさと」及び公式ホームページの充実
- 行政情報の積極的な提供
- 住民の意見、要望等を聴く機会の拡充
- 住民の意見、要望等が町政に反映しやすい環境の整備
- 窓口サービスの充実

施策の指標

✓ 指標の考え方

広報広聴アンケート調査による住民の満足度及び外部評価による職員の接遇対応評価の向上を測ることによって、行政サービスが向上したか分かることから、満足度及び接遇評価を指標とします。

指標) 広報広聴アンケート調査による住民の満足度

H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (見込み)	H28	H29	H30	H31	H32
			2.8		3.0		3.2

平成28年度からの新たな取組として、隔年調査を実施します。

満足度の採点は、広報紙等の情報提供や広聴活動に対する満足度を5点満点で評価した結果の平均点となります。

指標) 外部評価による職員の接遇対応評価の評価基準に基づく評価点

H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (見込み)	H28	H29	H30	H31	H32
3.2	3.4	3.5	3.6	3.7	3.8	3.9	4.0

外部評価の採点は、職員の来客対応及び電話対応だけでなく、職場の清潔感、整理整頓等の施設環境を含めたものを5点満点で評価した結果の平均点となります。

重点実施施策

町の主要課題に対し、重点的に実施する「重点施策」を設定しました。下記の表のとおり、4つの主要課題（縦）に対し重点的に実施する施策（横）を印で示しています。

重点実施施策		「教育環境の充実と人材育成」 に向けて	「地域産業の発展と雇用の確保」 に向けて	「人口減少の抑制と高齢社会への対応」 に向けて	「子育て環境の整備」 に向けて
第1章 生涯を通して学び楽しむまちづくり					
政策1 社会教育の充実					
施策2	読書普及による知識の向上				
政策2 学校教育の充実					
施策3	個性・心・基礎的学力を重視した教育の推進				
施策6	安全・安心を確保するための対策				
施策8	就学前教育の充実				
第2章 健やかで安心なまちづくり					
政策5 保健の充実					
施策12	健やかな母子保健活動の推進				
政策6 医療の充実					
施策14	救急医療体制・広域医療体制の整備と充実				
施策15	高齢者が安心して暮らすための対策				
政策10 子育て支援の充実					
施策18	働きながら子育てを行う家族を支援するための対策				
施策19	出産や子育てに不安な家族を支援するための対策				
第3章 力強い産業がいきづくまちづくり					
政策11 農業の振興					
施策21	多様な生産者の確保				
施策22	農地の高度利用と産地形成の促進				
施策23	個性をいかした魅力ある農業の展開				
施策25	流通及び販路の充実				
政策12 工業の振興					
施策27	工業を振興するための対策				
政策13 商業・サービス業の振興					
施策28	商業・サービス業を振興するための対策				
施策29	物産・観光を振興させるための対策				
第4章 暮らしやすさを実感できるまちづくり					
政策15 地域基盤の確立					
施策32	公共交通網を確立するための対策				
政策16 生活安全の確保					
施策34	安全、安心な交通環境、防災体制を確立するための対策				
第5章 自立をめざすまちづくり					
政策19 定住化の促進					
施策38	定住化を促進するための対策				

時代にあった地域づくり
(ふるさとづくりの推進)

「教育環境の充実と人材の育成」に向けて

子どもたちの学ぶ意欲の向上及び多様な学習活動の展開に資するため、教育環境のなお一層の充実が求められます。また、「まちづくり」は「人づくり」と言われるように、まちが人をつくり、人がまちをつくります。本町の将来を望み、共に支え合いながら主体的に生きる心豊かな人を育て、活力あるふるさとをつくる担い手を育てることは、将来にわたって本町が持続可能な地域社会を形成する上で大きな課題であることから、「教育環境の充実と人材育成」を本計画の主要課題の一つとします。(再掲)

【重点実施施策】

- 施策 2 読書普及による知識の向上
- 施策 3 個性・心・基礎的学力を重視した教育の推進
- 施策 6 安全・安心を確保するための対策
- 施策 8 就学前教育の充実



地方にしごとをつくり、
安心して働けるよう
にする

「地域産業の発展と雇用の確保」に向けて

私たちの生活の営みは、生活の糧となる仕事と収入の確保が基本です。しかし、町内又は周辺市町に働く場が少ないことは、転出者を生む原因の一つです。

地域産業の振興は、仕事と収入を生み出すだけでなく、町に活気を生み出します。よって、活気のある町を継続していくためには、「地域産業の発展と雇用の確保」が必要であることから、これを本計画の主要課題の一つとします。(再掲)

【重点実施施策】

- 施策 2 1 多様な生産者の確保
- 施策 2 2 農地の高度利用と産地形成の促進
- 施策 2 3 個性をいかした魅力ある農業の展開
- 施策 2 5 流通及び販路の充実
- 施策 2 7 工業を振興するための対策
- 施策 2 8 商業・サービス業を振興するための対策
- 施策 2 9 物産・観光を振興させるための対策

ASAHI プロジェクト

それぞれの産業構造が、時代とともに変化していく中において、地域における産業経済基盤の基本的な環境設定に刷新が求められます。

構造的変化の渦中にある現在、基礎的な生活圏を中心として、域外との交易を活性化させ、域内の循環性を高めていく、そうした複眼的な視点と自律的な発展戦略の構築がますます重要になってきています。

本町が持つ潜在的な機能と価値を再認識し、ヒトの流れを変え、モノの流れを変え、生産・流通・販売の流れに変化を生む新たなプラットフォームを形成することにより、産業経済基盤の基本的な環境設定を刷新し、地域経済の持続的な発展と好循環を実現することが強く求められています。（再掲）

プロジェクトの理念

A lways	～	いつでも
S mile	～	笑顔で
A ctive	～	活力にあふれ
H appiness	～	<small>しあわせ</small> 幸福を実感する
I ndustry	～	産業創造

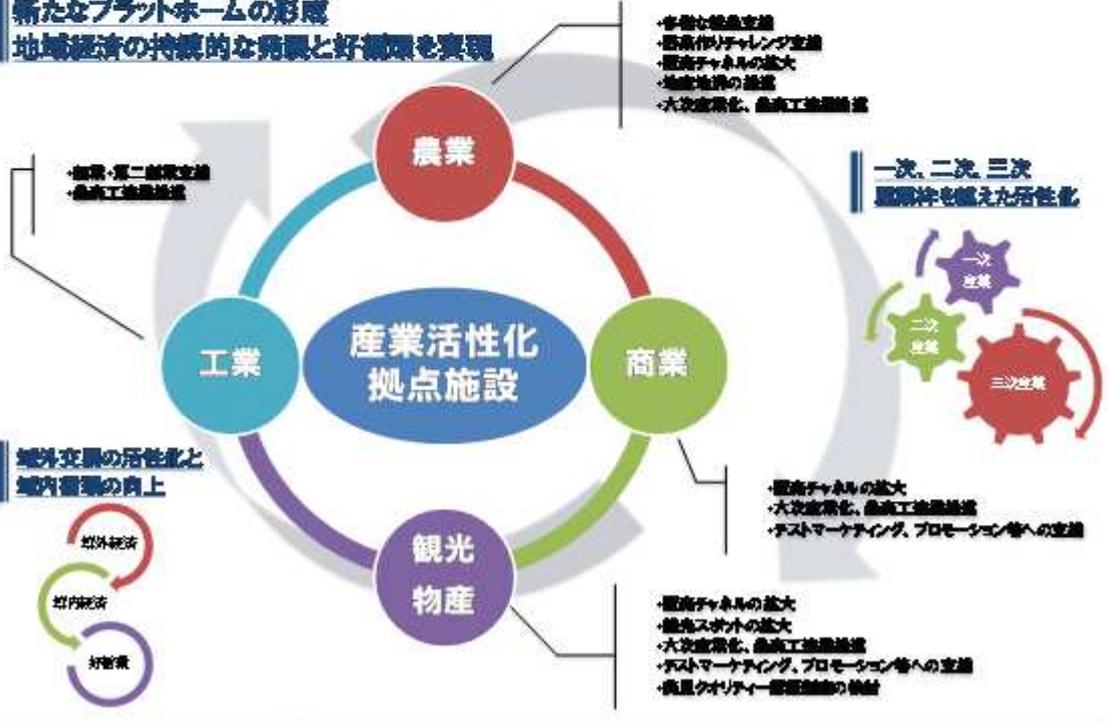
プロジェクトの目的

- 地域経済の持続的な発展と好循環の実現

ASAHI-リノベーション・プロジェクト

	人材育成プロジェクト	産地形成・創業 チャレンジプロジェクト	付加価値向上 プロジェクト
第一次産業	<ul style="list-style-type: none"> ・産所自産産物販入化の推進 ・多様な産産物販入の育成及び支援(母子産産、二次産産) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域産産物産の産入 ・先産産産、産産・産産産入支援 ・実産産産の産産 ・産産産産チャレンジ支援 ・産産産産の産産 	<ul style="list-style-type: none"> ・産産産産の産大 ・産産産産の産産 ・六次産産化・産産産産産産 ・産産産産の産産 ・産産クオリティー産産産産の産産
第二次産業	<ul style="list-style-type: none"> ・ワンストップ産産産産 ・産産産産産産の産産化支援 ・産二次産産支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ビジネス産産産産への支援 ・産産産産産産産産への支援 ・産産産産の産産 	<ul style="list-style-type: none"> ・六次産産化・産産産産産産 ・産産クオリティー産産産産の産産
第三次産業	<ul style="list-style-type: none"> ・産産産産産産の産産化支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・産産・産二次産産支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・産産産産の産大 ・産産産産の産大 ・六次産産化・産産産産産産 ・産産産産産産、産産産産産産への支援 ・産産産産の産産 ・産産クオリティー産産産産の産産

新たなプラットフォームの形成 地域経済の持続的な発展と好循環を実現



産業活性化拠点施設整備プロジェクト

地方への新しいひと
の流れをつくる

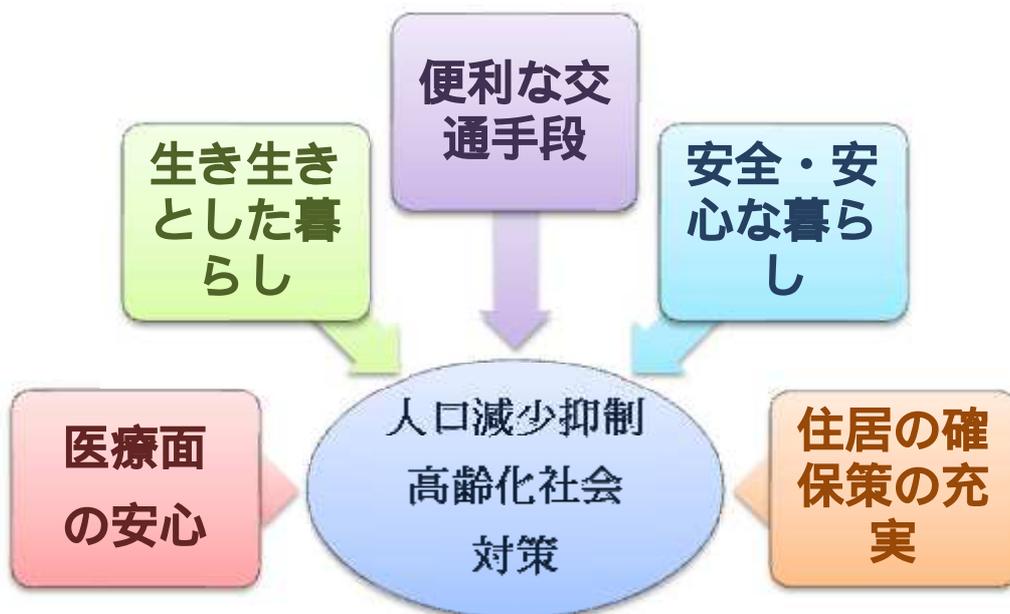
「人口減少の抑制と高齢社会への対応」に向けて

本町においても多くの市町村と同様に、将来にわたって、著しい人口減少が続くものと危惧されています。また、併せて少子高齢化は進行することが見込まれています。

人口構成の安定化を図るための若年層の定住促進、さらには高齢者が生き生きと暮らせる地域づくりは本町の大きな課題であることから、「人口減少の抑制と高齢社会への対応」を本計画の主要課題の一つとします。(再掲)

【重点実施施策】

- 施策 1 4 救急医療体制・広域医療体制の整備と充実
- 施策 1 5 高齢者が安心して暮らすための対策
- 施策 3 2 公共交通網を確立するための対策
- 施策 3 4 安全、安心な交通環境、防犯体制をするための対策
- 施策 3 8 定住化を促進するための対策



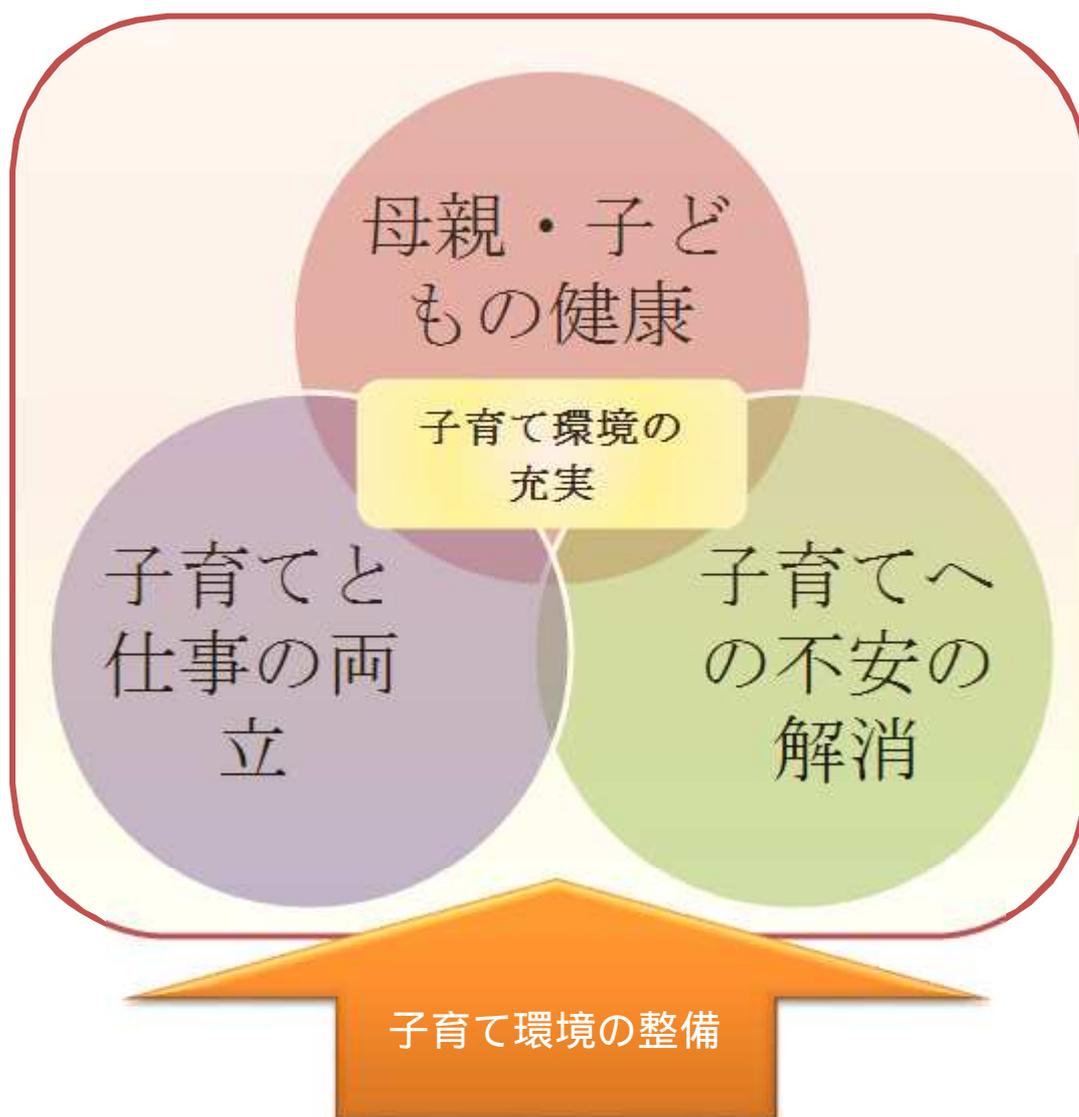
若い世代の結婚・出産・
子育ての希望をかなえる

「子育て環境の整備」に向けて

女性の社会進出が進む今日においては、働きながら子どもを育てることのできる社会環境の整備は欠くことができません。安心して子どもを産み育てられる環境の整備は、持続可能な地域社会を形成する上で大きな課題であることから、「子育て環境の整備」を本計画の主要課題の一つとします。（再掲）

【重点実施施策】

- 施策 1 2 健やかな母子保健活動の推進
- 施策 1 8 働きながら子育てを行う家族を支援するための対策
- 施策 1 9 出産や子育てに不安な家族を支援するための対策



美里町総合計画・美里町総合戦略

【資料編】

1. 住民意向調査概要

平成27年7月に実施した「住民意向調査」の調査結果概要については、下記のとおりです。

1 調査内容

この「住民意向調査」は、平成18年7月、平成23年7月の町の総合計画策定及び見直しにあわせてそれぞれ実施し、今回の調査で3回目となりました。過去の結果と比較し、住民意識の変化を測りながら政策の実施がどう評価されているかを把握するため、過去の設問と原則変更しないものです。

2 調査期間は、平成27年7月15日から同年7月31日まで行いました。

3 調査内容は、「属性調査」、「個別の政策に係る満足度及び重要度の調査」及び「政策内における優先施策調査」としました。

調査対象者	1,199	平成27年6月1日時点で、満19歳以上の住民1,199人に調査協力いただきました。アンケートの対象は、満19歳以上の全住民から、年齢階層別(5歳階級)性別、地区別に応じた割合を乗じ、調査対象者を無作為に抽出しました。			
回収数	1,156				
回収率	96.4%				
性別	人数	構成比	職業	人数	構成比
男性	507	43.9%	会社員・公務員・団体職員	363	31.4%
女性	606	52.4%	パート・アルバイト	137	11.9%
記載なし	43	3.7%	農業・林業・漁業	76	6.6%
合計	1,156	100.0%	会社・団体職員	29	2.5%
			自営業者	49	4.2%
年齢別	人数	構成比	家事手伝い	5	0.4%
20歳代	110	9.5%	学生	25	2.2%
30歳代	158	13.7%	主婦	155	13.4%
40歳代	152	13.1%	無職	252	21.8%
50歳代	193	16.7%	その他	29	2.5%
60歳代	228	19.7%	記載なし	36	3.1%
70歳代	151	13.1%		1,156	100.0%
80歳以上	135	11.7%			
記載なし	29	2.5%			
合計	1,156	100.0%			

(1) 政策別の満足度

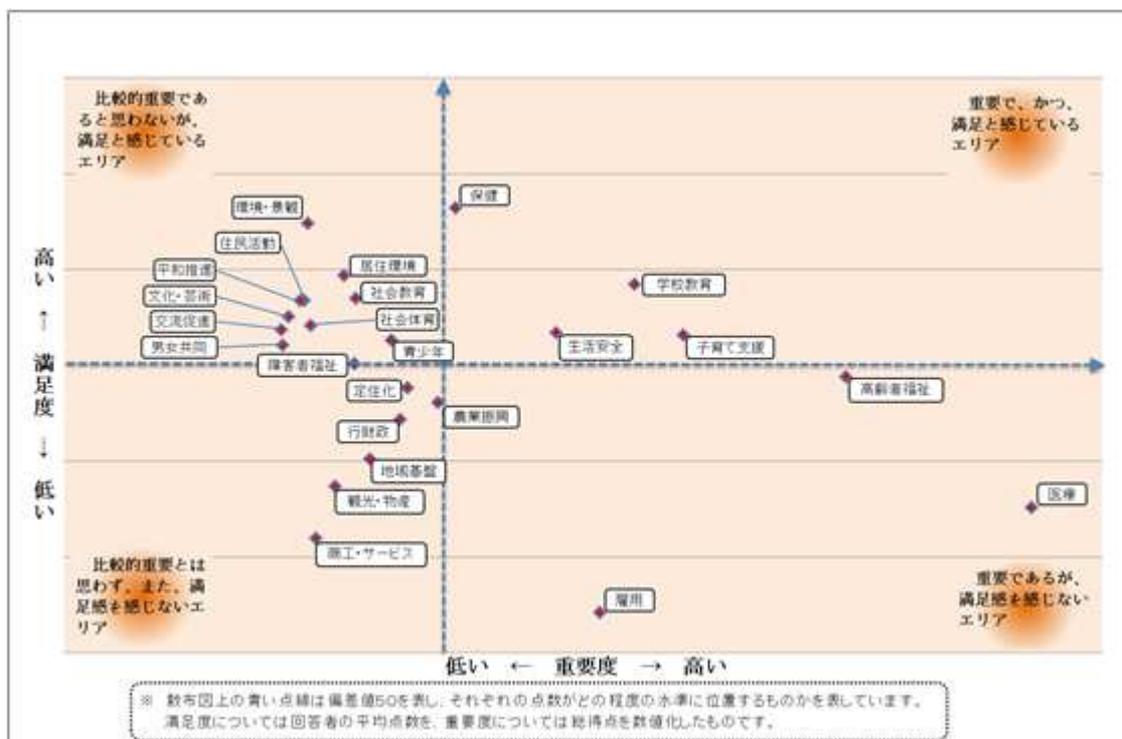
政策名	回答数	未回答数	今回 (H27)	前回 (H23)	比較	今後、目指す 満足度の目安 (現状維持又は上昇)
第1 社会教育の充実	1084	72	56.7	56.0	1.0	→
第2 学校教育の充実	1054	102	57.1	57.1	1.4	↗
第3 青少年の健全育成	1062	94	55.4	55.6	3.0	↗
第4 文化・芸術の振興	1058	98	56.1	56.2	0.1	→
第5 社会体育の振興	1056	100	55.9	55.7	0.2	→
第6 保健の充実	1079	77	59.3	59.4	0.1	→
第7 医療の充実	1063	93	50.5	51.2	0.7	↗
第8 高齢者福祉の充実	1052	104	54.4	55.7	1.3	↗
第9 障害者福祉の充実	1009	147	54.7	54.6	0.1	→
第10 子育て支援の充実	1013	143	55.6	56.6	1.0	↗
第11 農業の振興	1014	142	53.6	53.9	0.3	↗
第12 商工・サービス業の振興	1002	154	49.6	48.9	0.7	↗
第13 観光・物産の振興	1028	128	51.1	51.1	0.0	↗
第14 雇用の創造	1027	129	47.4	45.3	2.1	↗
第15 地域基盤の確立	1062	94	52.0	50.9	1.1	→
第16 生活安全の確保	1059	97	55.7	52.0	3.7	↗
第17 環境・景観の保全・創造	1055	101	58.9	58.6	0.3	→
第18 居住環境の質の向上	1034	122	57.3	56.1	1.2	→
第19 定住化の促進	1034	122	54.0	53.6	0.4	↗
第20 住民活動の促進	1020	136	56.6	56.8	0.2	→
第21 交流の促進	1009	147	55.7	57.0	1.3	→
第22 平和行政の推進	1016	140	56.6	57.3	0.7	→
第23 男女共同参画社会の推進	1009	147	55.3	56.4	1.1	→
第24 行財政運営の健全化	983	173	53.1	52.2	0.9	→
意向調査全体			54.7	54.5	0.2	

(2) 政策別の満足度及び重要度の偏差値

	政策名	重要度偏差値	満足度偏差値
第 1	社会教育の充実	45.5	57.0
第 2	学校教育の充実	60.2	58.5
第 3	青少年の健全育成	47.4	52.6
第 4	文化・芸術の振興	41.9	55.1
第 5	社会体育の振興	43.1	54.2
第 6	保健の充実	50.8	66.4
第 7	医療の充実	81.3	35.2
第 8	高齢者福祉の充実	71.4	48.8
第 9	障害者福祉の充実	45.4	50.2
第 10	子育て支援の充実	62.8	53.2
第 11	農業の振興	49.8	46.1
第 12	商工・サービス業の振興	43.4	32.0
第 13	観光・物産の振興	44.4	37.4
第 14	雇用の創造	58.4	24.2
第 15	地域基盤の確立	46.2	40.3
第 16	生活安全の確保	56.1	53.4
第 17	環境・景観の保全・創造	42.9	64.9
第 18	居住環境の質の向上	44.8	59.4
第 19	定住化の促進	48.2	47.7
第 20	住民活動の促進	42.7	56.8
第 21	交流の促進	41.5	53.7
第 22	平和行政の推進	42.5	56.8
第 23	男女共同参画社会の推進	41.6	52.1
第 24	行財政運営の健全化	47.8	44.4

* 説明：住民意向調査による政策別の満足度の平均点数及び重要度の得票の偏りを示すため、偏差値として数値化しました。

(3) 満足度及び重要度の偏差値分布



2. 住民からの主な意見

(1) これまでの取組内容

住民の様々な意見を把握するため、平成26年度及び平成27年度に次の取組を行ってきました。

<p>まちづくりアイデア募集キーパーソンヒアリング</p> <p>・平成26年8月4日(月) 美里町本庁舎3階小会議室 ヒアリング対象者数：6人</p>
<p>まちづくり懇談会(志縁編)</p> <p>平成26年12月13日(金) 中央コミュニティセンター 参加者数：3人(ジュニアリーダー)</p> <p>平成26年12月25日(木) 小牛田保育所子育て支援センター 参加者数：4人(子育て支援センター利用者)</p> <p>平成27年 1月19日(月) 健康福祉センターさるびあ館 参加者数：6人(老人クラブ連合会)</p> <p>平成27年 1月19日(月) 健康福祉センターさるびあ館 参加者数：5人(健康協力員)</p> <p>平成27年 1月29日(木) 美里町本庁舎応接室 参加者数：5人(認定農業者連絡協議会)</p> <p>平成27年 1月30日(金) 中央コミュニティセンター 参加者数：5人(小牛田小学校PTA)</p> <p>平成27年 2月10日(火) 遠田商工会小牛田事務所 参加者数：12人(遠田商工会青年部・女性部、駅前商店会、 本小牛田商工振興会、北浦商工ネットワーク、 二郷商店会)</p>
<p>まちづくり懇談会(地縁編)</p> <p>平成26年11月28日(金) 北浦コミュニティセンター 参加者数：6人(北浦地区農村集落センター運営協議会)</p> <p>平成26年12月10日(水) 本小牛田コミュニティセンター 参加者数：9人(本小牛田コミュニティ推進協議会)</p>

<p>平成26年12月12日(金) 中埴コミュニティセンター 参加者数：5人(中埴コミュニティ運営協議会)</p> <p>平成26年12月15日(月) 駅東地域交流センター 参加者数：12人(駅東地域交流センター運営協議会)</p> <p>平成26年12月16日(火) 青生コミュニティセンター 参加者数：10人(青生コミュニティセンター運営協議会)</p> <p>平成27年2月23日(月) 美里町役場南郷庁舎 参加者数：6人(南郷地域住民)</p>
<p>美里町まちづくりアイデア募集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・募集期間：平成27年5月1日から7月10日まで ・対象者：町内の個人、団体等
<p>まちづくりグループインタビュー</p> <p>平成27年5月10日(日) 東京都麹町「ホテルグリーンパレス」 参加者数：10人(関東・東京南郷ふるさと会役員)</p> <p>平成27年7月2日(木) 駅東地域交流センター 対象 まちづくりの会</p> <p>平成27年7月10日(金) 本小牛田コミュニティセンター 参加者数：5人(町内在住20歳代男女の住民)</p> <p>平成27年7月14日(金) 美里町役場本庁舎 参加者数：6人(小牛田農林高等学校の生徒)</p> <p>平成27年7月14日(火) スポーツクラブWAY事務局 参加者数：9人</p>
<p>地区懇談会</p> <p>町内9箇所で実施</p>
<p>住民意向調査</p> <p>調査対象：無作為抽出による満19歳以上の町民1,199人 調査内容：属性調査、満足度調査、重要度調査及び優先施策調査 調査期間：平成27年7月15日から7月31日まで</p>
<p>パブリックコメントの実施</p> <p>意見募集期間：平成27年7月21日から8月20日までの20日間 意見提出人数：2人 意見提出件数：24件</p>

これらの取組から様々な意見をいただきました。その内容を分野別に次のページから紹介いたします。

(2) 意見の内容

【第1章 生涯を通して学び楽しむまちづくり】

社会教育・学校教育・青少年健全育成・文化芸術・社会体育

主な意見

- 各施設等の整備拡充を行ってはどうか。
- スポーツ施設の充実
- 宮城大学との連携体制の拡充を考えていますか。
- 町内の高等学校2校について、農家と直結したカリキュラムをつくってはどうか。
- 特色のある差別化した学校を検討してはどうか。
- 大学・専門学校等を誘致してはどうか。
- 少子化の影響による小学校の環境整備が必要
- 児童数の減少が進んでいる。小・中学校の統廃合を進めるべき。
- 学校給食の無料化を希望
- 学校給食の単独学校方式を推進してほしい。
- 近代文学館の駐車場が狭い。
- 近代文学館を「誰でも簡単」に利用できるようにしてほしい。
- スイミングセンターの施設が全体的に老朽化している。気持ちよく利用できる施設にしてほしい。
- スイミングセンターの指導員に資格がない人が多く、不安を感じる。
- 体育館のカーテンが破れている学校がある。対応していただきたい。
- スクールバス利用の児童は、帰りも必ずスクールバスに乗らなければいけない。習い事等をしたくてもできない子どもがいる。

【第2章 健やかで安心なまちづくり】

保健・医療・高齢者福祉・地域福祉・障害者福祉・子育て支援

主な意見

- 保育所の受入れ体制を整備してほしい。
- 保育所の預かり延長保育の時間をさらに延長してほしい。
- 子育ての人材育成・確保について、町民会議と子供育成会との連携はと

られているか。

- 保育所に入所希望していた孫が入所できなかった。保育所の増設をお願いしたい。
- 北浦公園は、遊具等が小さい子供向けのもので充実し、町外からも遊びに来ている方がいる。もっとPRしてはどうか。
- 保育所に入っていない子どもの一時保育について、回数や場所を増やしてほしい。
- 乳児から高校生までの医療費無料を検討してほしい。
- 働きながら子育てができるよう支援してほしい。
- 子どもの生活に対するケアが必要
- 女性が子育てしながら働ける支援が必要
- 子育て関係施設の利用促進や利便性向上が必要
- 地域で高齢者を支える仕組みをつくる。
- 検診を受けやすい環境づくりが必要
- 子供への健康対策拡充が必要
- 子供への精神的ケアが必要
- 親世代の交流を活発にしてほしい。
- 一人暮らし高齢者への対策が必要
- 地区の高齢化へ向けた対策が必要
- 子育て世代が住みたくなる街づくり環境（保育所の増設）を整備してほしい。
- 医療保険について、一定期間使用しない元気な方への表彰を考えてはどうか。
- 住民が積極的に参加できる健康・スポーツ会議の開催や、参加しやすい環境整備を。
- 一人暮らしの高齢者だけではなく、日中独居となる高齢者への対策も必要ではないか。
- 様々な種類の介護施設等があるが、行政からの指導は行き届いているのか不安である。
- 人間ドック費用の無償化を実施し、人間ドックの受診率を上げることでより医療費抑制につなげてほしい。

【第3章 力強い産業がいきづつまちづくり】

農業・工業・商業・サービス業・雇用

主な意見

- 若者の雇用の充実
- 就労の場を増やしてほしい
- 就農者への支援拡充を。
- 北浦梨について、知名度のある商品開発・販売促進に力を入れてほしい。
- 農産物等を運搬する流通産業の企業を誘致してはどうか。
- 農産物が消費者の手元に届くまで携わりたい。そのサポートをお願いしたい。
- 体験農業の受け入れについて、農業を教える方々の確保や、空き家等の賃貸支援を行い、自立できるまで世話をしてはどうか。
- 若者の雇いを充実するために、町全体での企業誘致をしてはどうか。
- 企業誘致について前向きに誘致活動をしてほしい。
- レジャー施設を充実してほしい。
- 南郷地域のバラをもっと積極的にPRし、人が集まる施設等を設置してはどうか。
- 大型ショッピングモール等、若い人が働ける企業誘致をしてほしい。
- 企業誘致について、住民主体の検討委員会を設置し、意見を反映してはどうか。
- 町内の雇用環境整備のために企業誘致をお願いしたい。
- サービス業等の企業を誘致してほしい。
- 若者が定住するよう魅力ある企業誘致をしてほしい。
- 美里らしさを打ち出せるような特産物の育成支援
- 町内に人が集まる場所をつくってほしい。
- 地域の特産品をつくってほしい。
- 農家の法人化のための人材育成が必要
- 町の基幹産業としての農業政策を期待する。
- 若い世代が集まる場が必要
- 商店街がシャッター通り化しているなど、町に活気がなくなっている。
- 農林高校や普及センター、高齢の農業者等の人材を生かした新規就農者の受入れ態勢を整備する。
- 町の資源の活用（特に農業や田園風景）と新たなビジネス展開を希望

- 農業関連の大学校を誘致してはどうか。
- 美里産のコメを町内の食堂や病院で使用してはどうか。
- 花野果市場について、現在の規模がとても利用しやすい。下手に規模拡大しないほしい。
- J Rと提携し、近隣沿線の名産品・観光スポットを町外へ紹介する。
- 陸羽東線、東北本線、石巻線でS Lを定期的に運行し町内の産業発展を促進してほしい。
- 交通の要衝として発展してきた歴史を活かし、鉄道発達の歴史、写真等の展示館やコーナーを併設した道の駅等の物産館を作り、集客・販売に努めてはどうか。

【第4章 ぐらしやすさを実感できるまちづくり】

地域基盤・生活安全・環境・景観・居住環境

主な意見

- 小牛田駅周辺発展のための環境整備を。
- 子供を遊ばせる場所を整備してほしい。
- 空き家調査による今後の方策・支援策は。
- 住みたい・歩きたいと思うまちづくりのために環境整備してほしい。後藤江の悪臭がひどい。
- 側溝の汚泥について、震災から4年が経過しているがいまだ手を付けられない。何とかしてほしい。
- 後藤江の悪臭について、水の無い状態（悪臭がひどい時期）のときに現状確認してほしい。
- 蜂谷森・小牛田公園等を整備し、若者がバーベキュー等に利用できるなど、利用促進を考えては。
- 排水用の土管の中に土が入り排水できていない箇所がある。パトロール強化等により、現状を改善してほしい。
- 中埠地区の美女川について、大雨が降ると周辺が冠水するので改善してほしい。
- 町内の空き家情報をホームページに載せてはどうか。
- 環境美化について、美観向上活動は具体的にはどのようなものか。
- 地域内に子供が遊べる環境がないので、遊具等の整備をお願いしたい。
- 町内の絶好のロケーションを活かし売り込む予定は。

- 街灯が少なく感じる。整備してほしい。
- 住民バスの本数を増やしてほしい。
- 環境に関するイベント等を開催し、住民に環境整備を啓発してほしい。
- 公共交通の利便性の向上
- 人口減少による空き家の増加や地域空洞化対策が必要
- 美里町のまちづくりに美化活動が位置付けられていない。美化はまちづくりの基本である。
- 美里町では美化活動がまだまだ下火である。
- 「まち美化サポーター」を募集し、町から認定されて活動できるような制度をつくる。
- 町をあげた「まち美化」活動への取組が必要
- 住民バスの運行見直しが必要
- 地域のコミュニケーションを活性化し、孤独死防止を。
- 道路、線路沿いの草刈りを促進し、景観を保全してほしい。
- 近年町内でアメリカシロヒトリが大発生したが駆除対応が遅かった。
- 道路脇に花を植えるのもいいが、樹木の剪定等、今あるものを整備することから始めてほしい。
- 災害時のためのインフラ整備が必要である。

【第5章 自立をめざすまちづくり】

定住化・住民活動・交流・平和行政・男女共同参画・健全な行財政

主な意見

- 人口を増やす施策も重要だが、減らさない施策も必要ではないか。後継者を残す工夫が必要では。
- 行政に住民一人ひとりの知恵と力を取込んでどうか。長期的な視野でそのような町にしなければならない。
- 他県からの転入者について優遇措置を検討してはどうか。
- ふるさと納税について、お礼の品を再考してはどうか。米だけでなく誘致した企業の製品等
- 土田畑村をリニューアルし積極的に県内外にPRしては。
- 町外で開催されるイベント等で積極的に町をPRしてはどうか。
- 活動や団体の担い手の確保
- 住民同士や官民がまちづくりについて対話する機会・集まる場所の確保

- 若者の地域活動への参加機会を設ける。
- 地域活動の後継者が欲しい。
- 転入者と地域との関係づくりが必要
- 地域運営の後継者確保が必要
- 地域内のつながりの強化が必要
- 地域の中心としてのコミュニティセンターをつくる。
- 他地区との情報共有や交流をしたい。
- 行政からの情報を積極的に流してほしい。
- 南郷地域をまとめるコミュニティ組織が欲しい。
- 地域内の住民がみんなで話せる場を設けたい。
- 地域のためになりたいと思っている高齢者が多くいるのに、参加の機会が少ない。
- 若者が集まるイベント等を行う等、若者を核としたまちづくりが必要。
- 平和行政の一環として「長崎から学ぶ」があるが、広島からは学べないのか。
- 行政区長は男性のみである。女性の登用も検討してはどうか。
- 町外で生活している。美里町に戻りたいと思っているが町内にアパートが少ない。空き家情報等を充実してほしい。
- 女性を対象とした模擬議会の設立を希望する。町政に女性の意見をもっと取り入れてほしい。

(2) パブリックコメントの実施内容

ア 平成27年7月21日から8月20日まで実施したパブリックコメントの提出意見について、一部抜粋して紹介いたします。

意見等の概要(抜粋)	町の回答
「人口ビジョン」は、本町の人口の現状と将来見通しを示すもので、一種の研究レポートです。裏付け資料として、付録の形にすることも考えられますが、期間も異なるものですから、独立させた方が扱いやすいと思います。	独立させた方がわかりやすく、また、期間も異なり、独立させた方が扱いやすいので、独立した章立てに変更します。
「美里町総合計画」と「美里町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を一つのものとするのは不適切だと思います。	人口減少対策や地域の活性化は、今後の町の重要課題であり、当然に次期の美里町総合計画(以下「総合計画」という。)においても、また、「美里町まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「地方総合戦略」という。)においても共通した重要な課題です。従前から作成しようとしている総合計画と

	<p>地方総合戦略の課題が一致することから、別々に策定するよりも一つの計画として作成する方が効率的であります。</p>
<p>人口の現状については、単に総人口の推移、自然増減、社会増減や出生率がどうであったというだけでなく、移動先や定住の傾向などを分析するとともに今後どのように推移する可能性があるという将来見通しが必要です。</p>	<p>詳細なデータの収集、分析が必要と考えることから、今後さらに様々な角度から将来見直しを行っていきます。</p>
<p>住民基本台帳人口による推移も示すべきです。</p>	<p>現行の総合計画では住民基本台帳を採用してきました。しかし、国勢調査人口と住民基本台帳のいずれにおいても一長一短があります。</p> <p>国勢調査人口の長所としては次のようなものが考えられます。住民の暮らしの実態を反映していること、及び国立社会保障・人口問題研究所をはじめ全国規模のデータの集計・分析が国勢調査人口で行われていることです。国勢調査人口には住民基本台帳人口に比べてこうした優位性があります。一方で、国勢調査人口は5年に一度しか数値が調査されないという欠点があります。しかし、国勢調査人口を基に、住民基本台帳の人口動向を加減し算出している毎月の「宮城県推計人口」を活用すれば、中間の実績を把握することが可能です。</p>
<p>東日本大震災以降の人口動向が大きく変わっています。一時的現象だとはいえ、この影響を加味した人口見通しの提案が必要です。</p> <p>平成25年3月の国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研という）による推計は、平成22年の国勢調査結果をもとにしたものですから、平成23年3月に発生した東日本大震災の影響は反映されていません。</p> <p>また、住民基本台帳人口を基準にした推計とするのがよいです。</p>	<p>平成27年10月に実施の国勢調査2015年版の人口が明らかになりしだい、修正を行います。これによって東日本大震災以降の町の人口動向が反映できます。</p> <p>東日本大震災後の人口動向については、一時的な特殊要因であることには違いありません。この扱いについては、今年10月に実施する2015国勢調査の速報値（来年2月公表予定）を確認した上で、再度、推計を行う予定です。</p>
<p>基本構想、基本計画も含めた総合計画を策定する趣旨、目的を明確にする必要があります。</p>	<p>計画の策定の経緯についても、御指摘のとおり基本構想、基本計画の中に入れずに、その前段の序章として独立させることが必要と考えます。今後、構成を見直します。</p>
<p>総合計画の期間としては、5年でなくもっと長いほうが良いと思います。</p>	<p>計画期間については、2、3年では短く、6年から10年といった長期間の設定ではなく、5年間という期間を設定しました。</p> <p>総合計画の計画期間に基準は特にありません。</p>
<p>現行の美里町の将来像がどの程度達成されたかを検証しないで、新たな美里町の将来像を設けることには反対です。</p>	<p>総合計画の将来像は、町の状況、時代の流れの時々に見直す必要があります。</p>

<p>総合計画（創生総合戦略）の推進体制とスケジュールを明確にする必要があります。</p>	<p>詳細な推進体制については実施計画等 示していきます。</p>
---	---------------------------------------

イ 平成28年1月15日から2月15日まで実施したパブリックコメントの提出意見について、一部抜粋して紹介いたします。

意見等の概要（抜粋）	町の回答
<p>総合計画を策定する法的根拠がありません。</p>	<p>総合計画の策定はまちづくりを行う上での方向性を表すことであり、必要不可欠です。 今後は条例改正を行い、議会の議決事件とする予定です。</p>
<p>総合計画と地方版総合戦略とは別に作成すべきです。</p>	<p>「地方創生」については、計画では定義化していませんが、いわゆる国が目指す「地方創生」の地域振興、地域活性化などの方向性に沿う内容です。</p>
<p>地方版総合戦略としての政策分野と基本目標が明確ではありません。</p>	<p>産業振興施策、子育て支援施策等により「地方に仕事をつくり、安心して働けるようにする」を、産業振興策、移住及び定住施策等により「地方への新しい人の流れをつくる」を、子育て支援施策、保健施策等により「若い世代の結婚・出産・子育てへの希望をかなえる」を、さらにはその他の教育施策、生涯学習施策、地域コミュニティ施策によって「時代にあった地域を作り、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」などを目指すものとし、その個別の施策ごとに目標を定めています。</p>
<p>まちづくりの基本理念及び将来像は、現行と同じ「一人ひとりが輝き、ともに生きるまちづくり」及び「人つどい、共に築く、幸せと豊かさを実感できる町 美里町」にすべきです。</p>	<p>総合計画・総合戦略の策定にあわせて、建設計画との整合を図っていきます。</p>
<p>色々な計画においてその基礎指標となる人口推計は切っても切り離せないという理解し、幾ら推計をし直しても確実に人口は、減少していくのではないのでしょうか。 人口は減り続けることが現実視されており、その先を見え据えた計画の構築が必要だと思えます。 地に足の着いた計画をそろそろ打ち出すべきだと思えます。</p>	<p>身の丈に合った行政サービスの提供を行うとともに、町が持続して発展していけるよう、効果や優先度を勘案しながら実施していきます。 今後も、町は地域経済に潤いが生まれる地域振興策を実施する責務があることから町に合った振興策を実施していきます。</p>
<p>教育については、幾ら人口減になろうが目標の一つとして高く掲げる必要があること事実です。 今、教育に何が求められるのか、地域社会が何を求めているのか、しっかりと把握する必要があるのではないのでしょうか。 本来の教育に立ち戻り、教育に携わる全員の力を結集し学力の底上げをさせる</p>	<p>児童生徒の基礎学力の向上に関しては、学校、地域、教育委員会は連携を密にして、真剣に取り組んでいます。少人数による指導を進めていくために、町独自で学力向上支援員を配置し、また、児童生徒の一人ひとりが家庭で学習する習慣を身につけることができるように学び支援コーディネーターを配置し、教師、家庭、教育委員会が協</p>

<p>計画として同時に、どうしても力量不足の学校や学級には、『学力の向上等に、学力向上支援員及び学び支援コーディネーターを配置する』を入れることが、計画達成の近道だと思います。</p>	<p>力して、児童生徒の学力向上に努めております。</p>
<p>(仮称)産業活性化拠点施設整備には賛同できません。</p>	<p>購買機会の多様化等、更にはライフスタイルの多様化や生活行動の広範化など、地域経済は、様々な構造的な変化に直面しています。</p> <p>産業活性化拠点施設は、こうした課題に対処するため、ヒトの流れ、モノの流れに変化を生み、好循環を生むことを狙っています。</p> <p>拠点施設の整備に当たっては、新たな財政負担が生じることも事実ですので、町の財政事情を考慮しながら事業推進することが不可欠です。</p> <p>なお、産業活性化拠点施設については、現在、基本計画の策定を進めております。詳細については、方針が決まり次第、順次、お知らせする予定です。</p>
<p>「いじめと不登校」は、それぞれ「いじめ」と「不登校」とに切り離して処理してください。</p>	<p>いじめにたいする特別な取り組み、不登校に対する特別な取り組みを行うのではなく、子どもたちを取り巻く環境を良くすること、さらには人に優しく、思いやりを持った人に育てるという目的を学校、保護者、行政、地域が共有することが一番大切です。</p> <p>施策を展開するうえでは、それぞれ個別に考え対応していきます。</p>
<p>「教員補助員及び学力向上支援員を配置し」は、「特別支援教育支援員の増員を図り」に改めてください。</p>	<p>「特別な支援を必要とする幼児児童生徒が増加していることから、特別支援教育支援員及び教員補助員を配置し、幼児児童生徒の一人ひとりのニーズに合ったきめ細かな教育を行っていきます。」と改めます。</p>
<p>「子どもたちの実情に応じたきめ細かい指導」を「一人一人のニーズに合った教育」に改めてください。</p>	<p>「特別な支援を必要とする幼児児童生徒が増加していることから、特別支援教育支援員及び教員補助員を配置し、幼児児童生徒の一人ひとりのニーズに合ったきめ細かな教育を行っていきます。」に変更します。</p>
<p>アレルギーに対する子どもへの教育を徹底したほうが良いと思います。アレルギーを持つ子自身がある程度危機管理ができなければ、事故は防げないと思います。そのためにも、子どもへの教育が必要だと感じました。</p>	<p>学校現場でのアレルギーへの配慮、さらには子どもが自らケアができるよう子どもたちへのアレルギーの理解を深める教育は必要です。</p>
<p>この関連事業の中に、町民登山の復活をお願いします。</p>	<p>平成29年度以降の実施計画書作成の段階で検討します。</p>
<p>「まちづくり」は新たに町をこしらえるということではなく、あらたに街路や橋梁など街並みをつくる「街造り」でもなく、議会の運営や行政の仕組みを考える「町づ</p>	<p>「まちづくり」については、御意見のとおりであり、現在の生活をより良くするため、住民、行政、議会、関係団体などが、自主的に、さらには共に行動することだと</p>

<p>くり」でもなく、「地域における住民を主体とした環境改善のための活動」ということになると思います。</p>	<p>とらえています。</p>
<p>高齢化に伴い医療や介護、看取りが必要になった時の地縁や血縁や会社縁などの助け合い、「地域力」という「身近な共助」をどう再構築していくかを取り上げたほうが望ましい。介護という分野が家族扶助では依存できなくなり、社会全体で担うことになったことから共助の精神、住民同士が助け合う地域の形成、「地域力」に今後の活路を見出ししていきたい。そのためには、地域づくり、まちづくりの取り組みをつくりだす「雰囲気」と「行動力」が必要になります。</p>	<p>地域コミュニティの衰退による住民同士の関係の希薄化などは事実です。 意見にある課題については、計画書に追記しないものの、今後の事業実施の際に町が抱える課題であることに違いはありません。 なお、今後は地域福祉社会形成のための、地域福祉計画の策定を予定しています。その中で具体的な施策を盛り込んでいきます。</p>
<p>「高齢者等を地域で支える地域福祉力の向上と地域で支え合う福祉社会の形成」のため、具体的な施策を明示したほうがよいと思います。</p>	<p>総合計画は、施策の方向性を示しているものであり、さらに詳細な事項は実施計画書で定めておりますので、御了解ください。なお、実施計画書は年度初めの予算と同時に作成し、公表しております。</p>
<p>行政が、計画を考えるのではなく、農家が、自分で考え、成果を実現できる計画を提案させてそのことについてサポートする手法に代えるべきだと思います。</p>	<p>地方での人口減少、経済情勢から地方の財政状況の悪化はさらに進むことが予想されます。今後、資金面による支援は一層困難な状況になると見込まれます。 自主自立した農業経営をいかにして実現していくかといった視点が大切であり、そのためには、法人化の促進による経営体の強化、収益率の高い農産物への転換、更には付加価値を高めるための六次産業化や農商工連携の取組に転換していく必要があると考えております。</p>
<p>電車時間を配慮した運行をお願いします。JR利用者にとって不便ですので、時刻改正をお願いします。</p>	<p>住民バスの路線及び運行ダイヤの不断の見直しを継続していきます。</p>
<p>国際交流については、ウイノナ市のみで、外に記載は有りませんが、本当に無くなったのでしょうか。それとも、記述しないだけですか。</p>	<p>本町の姉妹都市交流事業の相手先はアメリカ合衆国のウイノナ市だけです。</p>
<p>核戦争だけが、平和な社会を壊す事象ではないはず。 講演会の開催でも立派な、社会平和の構築に有意義な事業に考えます。再考をお願いいたします。</p>	<p>戦争を語り継ぐ体験者が減る中で、被爆地である長崎へ派遣し、派遣者がその体験を発表することによって、同世代間で平和の大切さを心に誓う事業としています。 また、過去には北朝鮮による拉致被害者家族の講演会も本町で行われたこともあることから、核以外からも平和を学ぶ機会を作っていきます。</p>
<p>政策評価委員会に関する記述をはじめ、現状と課題は具体的な記述にしてください。</p>	<p>政策評価委員会からの指摘が十分に生かされなかった原因は組織マネジメントと政策形成能力の不足だったと考えています。 政策評価委員会からの指摘に応えるため、組織のマネジメント強化と職員の政策形成能力の向上を記載しています。</p>

<p>まちづくりを考えるに「町民の 町民による 町民のためのまちづくり」であって、そのためには町民すべてによる情報の共有化が必要であり、まちづくりへの町民参加と相俟ってはじめて町民自治が実現できるものと思われます。</p> <p>町民自治によるまちづくりの推進・現実のためには、自治基本条例の制定が必要ということにつながります。</p>	<p>町民自治によるまちづくりの推進・実現と自治基本条例の制定が直接的につながるものとは考えておりません。また、自治基本条例について住民の理解は少なく、必ずしも自治基本条例の制定が必要とは断定できません。</p>
<p>住民の立場に立った行政サービスを安定的、持続的に受けるために自治基本条例の項目を追加してください。</p>	<p>行政サービスの安定的で持続的な提供に自治基本条例の制定の有無は関係していません。行政サービスの安定的で持続的な提供は法に定められたものです。</p>
<p>この計画を推進する組織を明確にしてください。</p>	<p>計画を推進していくためには、各事務事業を担当する部署及び担当者が関係部署と連携を図って、責任を持って遂行していくことが基本です。</p>

3 . 美里町総合計画審議会

(1) 美里町総合計画審議会条例

美里町総合計画審議会条例

(設置等)

第 1 条 町長の諮問に応じ、美里町総合計画の策定・推進及び町長が必要と認める重要事項を調査審議するため美里町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織等)

第 2 条 審議会は、委員 30 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が任命する。

- (1) 一般住民
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係行政機関の委員又は職員
- (4) 町の公共団体及び公共的団体の役員又は職員
- (5) その他

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 審議会に、専門の事項を調査させるため、町長又は審議会が必要があると認めるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験を有する者、町の公共団体及び公共的団体の職員又は関係行政機関の職員のうちから、町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたとき

は、その職務を代理する。

(部会)

第6条 審議会に、町長又は審議会が、必要があると認めるときは、次に掲げる部会を置くことができる。

(1) 総務行政部会

(2) 教育文化部会

(3) 産業振興部会

(4) 生活環境部会

(5) 保健医療福祉部会

(6) 前各号に掲げるもののほか、町長又は審議会が必要と認める部会

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によって定める。

4 部会長は、部会の事務を総理し、部会を代表する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長のあらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

6 部会に幹事を置き、町の職員のうちから町長が指名する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成25年12月24日条例第57号)

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 美里町総合計画審議会委員名簿

【敬称略】

	役職	氏名	所属部会	選出区分	所属機関等
1	会長	徳永 幸之	生活環境部会	学識経験者	宮城大学 事業構想学部 教授
2	副会長	渡邊 新美	産業振興部会	町の公共(的)団体	遠田商工会 会長
3	委員	古川 隆	総務行政部会	学識経験者	宮城大学地域連携センター地域振興事業部 部長
4	委員	小野 俊次	総務行政部会	町の公共(的)団体	美里町行政区長会 会長
5	委員	岩本 智志	総務行政部会	その他	七十七銀行小牛田支店 支店長
6	委員	櫻井 均	総務行政部会	一般住民	
7	委員	栗野 敏夫	総務行政部会	一般住民	
8	委員	手島 牧世	教育文化部会	一般住民	
9	委員	羽生 安美	教育文化部会	一般住民	
10	委員	佐々木 勝男	教育文化部会	学識経験者	前美里町教育委員会 委員長
11	委員	長岡 力男	教育文化部会	一般住民	
12	委員	青木 英治	教育文化部会	一般住民	
13	委員	阿部 雅良	産業振興部会	町の公共(的)団体	みどりの農業協同組合 専務理事
14	委員	西川 正純	産業振興部会	学識経験者	宮城大学 食産業学部 教授
15	委員	今野 良寿	産業振興部会	一般住民	
16	委員	大友 雅志	産業振興部会	関係行政機関	古川労働基準監督署 署長
17	委員	日塔 明広	産業振興部会	関係行政機関	宮城県美里農業改良普及センター 所長
18	委員	涌井 良宜	産業振興部会	町の公共(的)団体	美里町認定農業者連絡協議会 会長
19	委員	渡部 直喜	産業振興部会	一般住民	
20	委員	曾根 昭夫	生活環境部会	一般住民	
21	委員	松田 攻治	生活環境部会	一般住民	
22	委員	東瀬 賢治	生活環境部会	その他	J R東日本小牛田駅 駅長
23	委員	古内 世紀	生活環境部会	一般住民	
24	委員	引地 豊	生活環境部会	一般住民	
25	委員	山口 保広	保健医療福祉部会	町の公共(的)団体	美里町社会福祉協議会 地域福祉課長
26	委員	塩野 悦子	保健医療福祉部会	学識経験者	宮城大学 看護学部 教授
27	委員	澤村 美香子	保健医療福祉部会	一般住民	
28	委員	多田 志穂	保健医療福祉部会	一般住民	
29	委員	手島 捺希	保健医療福祉部会	一般住民	

(は部会の部会長、 は部会の部会長代理)

(3) 美里町総合計画審議会の開催状況

諮問日 平成27年 9月13日(日)

答申日 平成27年11月24日(火)

美里町総合計画審議会の審議状況

ア. 美里町総合計画審議会

第1回 平成27年 9月13日(日)

第2回 平成27年10月 1日(木)

第3回 平成27年11月 1日(日)

第4回 平成27年11月15日(日)

会長・副会長・部会長会議 平成27年11月24日(火)

イ. 美里町総合計画審議会 各部会開催日

【教育文化部会(部会長:手島 牧世 委員)】

第1回 平成27年 9月13日(日)

第2回 平成27年10月 1日(木)

第3回 平成27年10月 5日(月)

第4回 平成27年10月11日(日)

第5回 平成27年10月18日(日)

第6回 平成27年10月25日(日)

第7回 平成27年11月 1日(日)

第8回 平成27年11月 8日(日)

第9回 平成27年11月15日(日)

第10回 平成27年11月21日(土)

【保健医療福祉部会(部会長:山口 保宏 委員)】

第1回 平成27年 9月13日(日)

第2回 平成27年10月15日(木)

第3回 平成27年10月21日(水)

第4回 平成27年11月12日(木)

【産業振興部会(部会長:渡邊 新美 委員)】

第1回 平成27年 9月13日(日)

第2回 平成27年10月 1日(木)

第3回 平成27年10月 8日(木)

第4回 平成27年10月20日(火)

第5回 平成27年11月 1日(日)

【生活環境部会(部会長:曾根 昭夫 委員)】

第1回 平成27年 9月13日(日)

第2回 平成27年 9月25日(金)

第3回 平成27年10月 1日(木)

第4回 平成27年10月13日(火)

第5回 平成27年10月23日(金)

第6回 平成27年11月 5日(木)

【総務行政部会(部会長:古川 隆 委員)】

第1回 平成27年 9月13日(日)

第2回 平成27年10月 1日(木)

第3回 平成27年10月14日(水)

第4回 平成27年11月 1日(日)

4．美里町総合計画等策定委員会

(1) 美里町総合計画等策定委員会規程

美里町総合計画等策定委員会規程

(設置)

第1条 美里町総合計画、美里町国土利用計画その他町長が必要と認める計画の案(以下「計画案」という。)を策定するため、美里町総合計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、町長の職にある者をもって充てる。

3 副委員長は、副町長の職にある者をもって充てる。

4 委員は、教育委員会教育長、美里町行政組織規則(平成18年美里町規則第3号。以下「規則」という。)第3条に規定する本庁(以下単に「本庁」という。)の課長又は課長に相当する職にある者及び規則第4章に規定する出先機関(以下単に「出先機関」という。)に所属する職員並びに地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第1項に規定する執行機関(以下単に「執行機関」という。)に所属する職員のうちから町長が指名する者をもって充てる。

5 委員会に事務局長を置くものとし、美里町課設置条例(平成18年美里町条例第6号)第2条に掲げる企画財政課(以下単に「企画財政課」という。)の長の職にある者をもってこれに充てる。

(職務)

第3条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 委員は、委員会に出席し、計画案について審議する。

4 事務局長は、委員会の事務を掌理する。

(委員会の会議)

第4条 委員会の会議は、委員長において必要があると認める都度これを開催するものとする。

- 2 会議は、委員長が招集する。
- 3 会議の議長は、委員長が当たる。

(幹事会)

第5条 委員会に付議すべき事項に関し、資料収集、調査・分析、検討、委員会議案作成等の事務を処理するため、委員会の下に幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、本庁の課長補佐、技術補佐若しくは係長又はこれらに相当する職にある者及び出先機関に所属する職員並びに執行機関に所属する職員のうちから町長が指名する者をもって充てる。
- 3 幹事会に幹事長を置くものとし、企画財政課長補佐の職にある者をもってこれに充てる。
- 4 幹事長は、委員会の会議に出席し、委員会の会議に関する事務を処理する。

(幹事会の会議)

第6条 幹事会の会議は、事務局長が招集及び主宰するものとし、事務局長において必要があると認める都度、これを開催するものとする。

(任期)

第7条 委員会委員及び幹事会幹事の任期は、一つの計画案の策定が完了するまでとする。

(部会)

第8条 美里町総合計画審議会条例(平成18年美里町条例第28号。以下「審議会条例」という。)第6条第1項の規定に基づき、審議会に部会が設置された場合においては、委員会における部会は、次の各号に掲げる部会ごとに、おおむね当該各号に掲げる課等の所属職員のうち、委員として指名された者をもって構成する。

(1) 総務行政部会

総務課、企画財政課、税務課、徴収対策課、会計課、まちづくり推進課

(2) 教育文化部会

教育総務課、生涯学習課

(3) 産業振興部会

産業振興課、農業委員会事務局

(4) 生活環境部会

町民生活課、防災管財課、建設課、水道事業所

(5) 保健医療福祉部会

健康福祉課、子ども家庭課、町立南郷病院

- 2 委員会における部会に部会長を置くものとし、各部会の構成員の互選によって定める。

3 部会長は、部会会務を掌理するとともに、審議会条例第6条第6項に規定する審議会の部会の幹事となる。

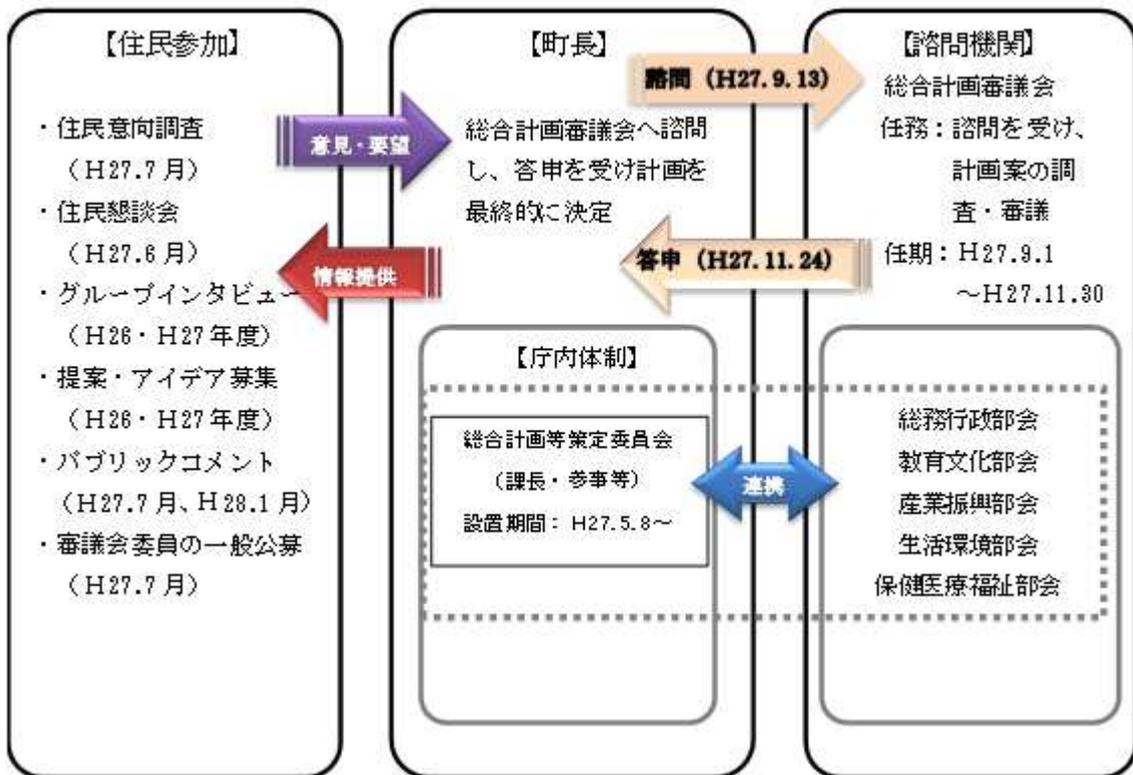
(事務局)

第9条 委員会及び幹事会の事務局は、企画財政課に所属する職員が当たる。

(その他)

第10条 この訓令に定めるもののほか、委員会及び幹事会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(参考資料) 美里町総合計画策定体制



(2) 美里町総合計画等策定委員会委員名簿

	職名	氏名	策定委員会役職	所属部会
1	町長	相澤 清一	委員長	-
2	副町長	佐々木 守	副委員長	-
3	教育長	佐々木 賢治		-
4	総務課長	伊勢 聡		総務行政部会
5	企画財政課長	須田 政好	事務局長	総務行政部会
6	税務課長	及川 一		総務行政部会
7	徴収対策課長	菅井 清		総務行政部会
8	会計管理者・会計課長	佐藤 孝		総務行政部会
9	まちづくり推進課長	高橋 章一		総務行政部会
10	町民窓口室長	加藤 庄市		総務行政部会
11	秘書室長	相澤 直子		総務行政部会
12	教育次長兼教育総務課長	渋谷 芳和		教育文化部会
13	教育総務課参事	大友 義孝		教育文化部会
14	こごた幼稚園長	佐々木 めぐみ		教育文化部会
15	ふどうどう幼稚園長	田中 由喜子		教育文化部会
16	なんごう幼稚園長	鈴木 一子		教育文化部会
17	産業振興課長	佐藤 淳一		産業振興部会
18	農業委員会事務局長	佐藤 吉則		産業振興部会
19	町民生活課長	後藤 康博		生活環境部会
20	防災管財課長	櫻井 英治		生活環境部会
21	建設課長	沼津 晃也		生活環境部会
22	下水道課長	佐々木 信幸		生活環境部会
23	水道事業所長	早坂 由紀夫		生活環境部会
24	水道事業所参事	佐藤 孝裕		生活環境部会
25	健康福祉課長	青木 正男		保健医療福祉部会
26	健康福祉課分室長	千枝 則夫		保健医療福祉部会
27	子ども家庭課長	安部 直司		保健医療福祉部会
28	子ども家庭課参事	奥山 俊之		保健医療福祉部会
29	小牛田保育所長	鈴木 恵美子		保健医療福祉部会
30	南郷病院事務長	大橋 浩二		保健医療福祉部会

(3) 美里町総合計画等策定委員会の開催状況

第 1 回

- 日 時 平成 2 7 年 5 月 8 日 (金)
内 容 ・ 美里町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定方針について
・ 策定までのスケジュール

第 2 回

- 日 時 平成 2 7 年 7 月 6 日 (月)
内 容 ・ 美里町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び総合計画の構想案について

第 3 回

- 日 時 平成 2 7 年 9 月 8 日 (火)
内 容 ・ 美里町総合計画 (案) について
・ 美里町総合計画審議会の開催について
・ 美里町総合計画審議会における各部会の設置運営について

第 4 回

- 日 時 平成 2 7 年 1 2 月 9 日 (水)
内 容 ・ 美里町総合計画審議会の審議結果・答申について
・ 美里町総合計画・美里町総合戦略 (案) について

第 5 回

- 日 時 平成 2 8 年 2 月 1 6 日 (火)
内 容 ・ 美里町総合計画・美里町総合戦略に係るパブリックコメントの実施結果について
・ 美里町総合計画・美里町総合戦略 (最終案) について

5 . 国勢調査人口と住民基本台帳人口について

これまでの総合計画は、住民基本台帳人口を基準人口としてきましたが、今回から国勢調査人口を基に目標人口を設定しています。

ここでは、住民基本台帳人口と国勢調査人口の関係について、整理いたします。

(1) 国勢調査人口・住民基本台帳人口について

国勢調査人口) 5年に一度、10月1日時点での所在地、職業、家族等の詳細の調査による人口

住民基本台帳人口) 町内に住所を置く住民基本台帳上の人口

(2) それぞれの特徴について

【国勢調査人口】

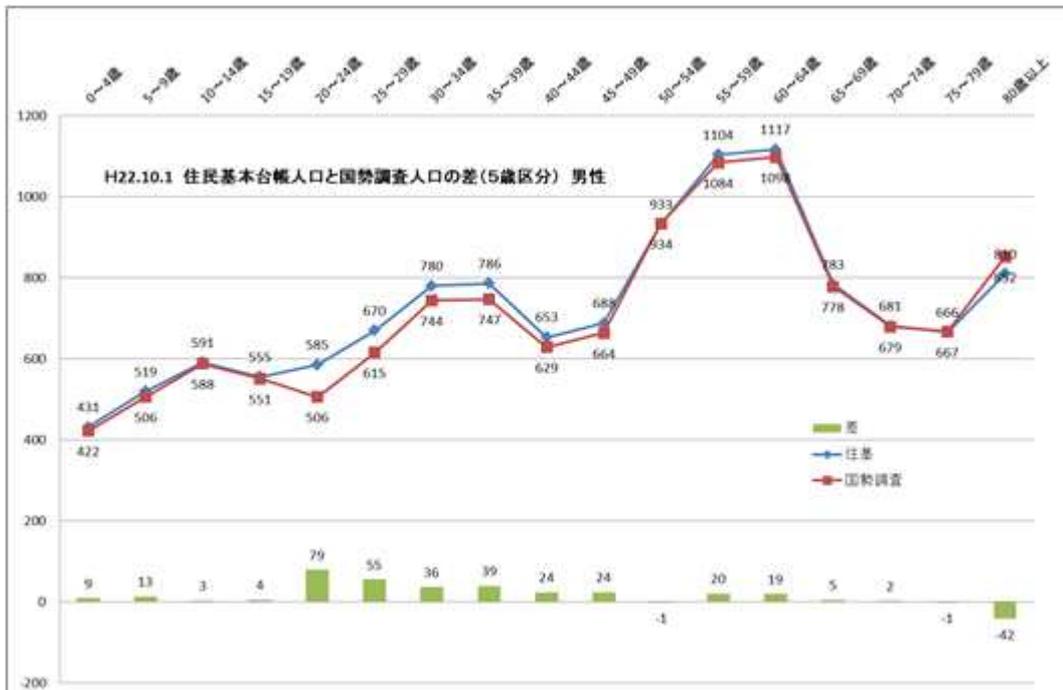
- ・多くの自治体で目標人口又は人口ビジョンを定める中で、国勢調査人口を用いていることから、他自治体との比較検討が容易です。
- ・10年に一度の大規模調査、5年に一度の簡易調査を行い、その地域内の人口の動向をより詳細に把握することが可能である。
(例) 人口、年齢、世帯構成、職業(詳細)、配偶関係、職業・配偶に係る居住状況、勤務先調査、建物別人口 など
- ・国の機関である社会保障・人口問題研究所 で作成する将来推計人口が国勢調査人口を対象としていることから、人口減少緩和が図れた等の長期的な検証に使用できます。
一方で、
- ・5年毎の調査であることから、その調査時点間の人口増減が把握できない。
- ・国勢調査内の詳細分析結果も年々古びた結果となります。

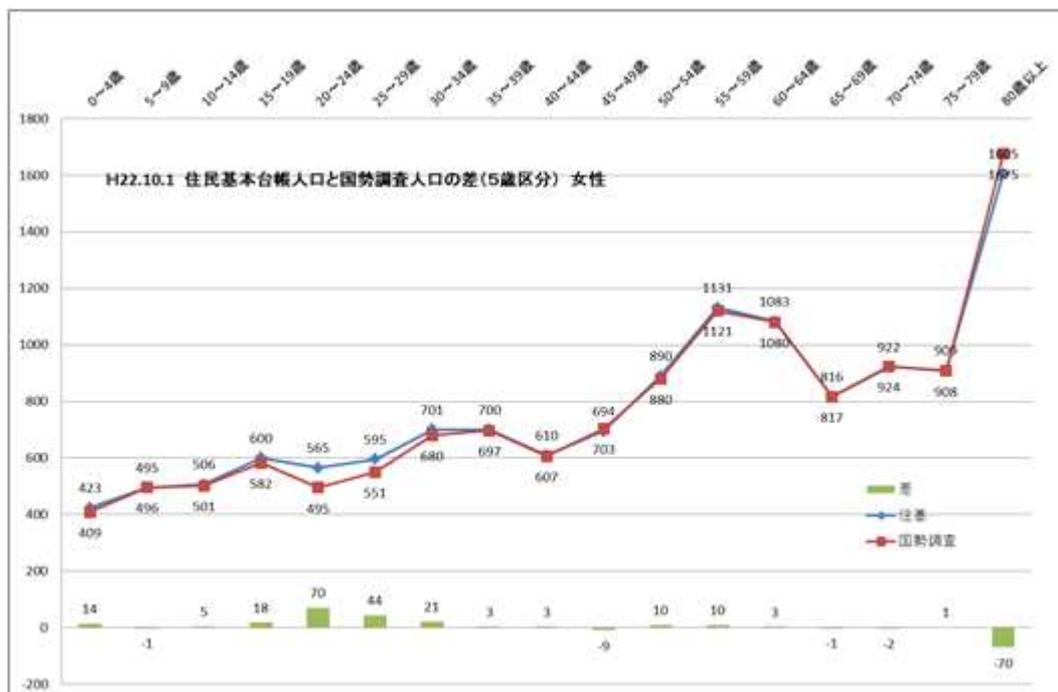
【住民基本台帳人口】

- ・庁舎内において、いつの時点においても数値の把握は可能です。
 - ・町内の行政区ごとなど、詳細なデータの収集が可能です。
一方で、
 - ・人口の職業体系、世帯の詳細、建物別詳細等暮らしの状況の詳細な状況の把握が難しい。
 - ・他の自治体との詳細なデータの比較が難しい。
- など国勢調査人口、住民基本台帳人口の双方に長所と短所があります。

(3) 国勢調査人口と住民基本台帳人口との差異の状況について

平成22年10月1日における国勢調査人口と住民基本台帳人口の差異を表します。(全体、男性及び女性)





20代を中心に国勢調査人口と住民基本台帳人口に差異が発生しています。その内容はいずれも国勢調査人口より住民基本台帳が上回っていることです。

その多くは若者を中心に住所を異動せずに、住居だけを町外に移し、就学・就労していることが影響していると思われます。

よって、国勢調査人口のほうが住民基本台帳人口よりも町内における人口の実態に合っていると判断いたしました。

その差異は、男性100人に対し2から3人、女性100人に対し1人以下、男女合わせても100人に1から2人の乖離であることから、住民基本台帳人口による基準人口を国勢調査人口による目標人口に置き換えることはその内容を大きく損ねるものでないと判断いたしました。

6 . 用語集

(五十音順)

	用語	説明
あ行	アカバネ病	アカバネウイルスに感染した妊娠牛が異常産を起こす病気のこと。ウイルスの感染を受けた妊娠母牛は流産、早産のほか関節湾曲や内水頭症を伴う体型異常子牛を分娩する。
	空き家バンク	空き家情報を集め、移住希望者らにインターネットなどで発信する仕組みのこと。
	アグリビジネス	農業を中心に農産物加工、貯蔵、流通販売、農機具・肥料製造等まで含めた産業としての農業のこと。また、それらの産業のこと。
	アレルギー	異物が生体に侵入すると免疫反応が起こる。この防衛反応が過剰に働き、自己の組織にも障害を及ぼす状態のこと。呼吸困難等、命に関わる重篤なアナフィラキシー症状になることもある。
	入込み客	その地域を訪れた客のこと。観光客をいうことが多い。
	インターネット	共通の通信を用いて全世界の膨大な数のコンピューターや通信機器を相互につないだ、巨大なコンピューター通信網のこと。
	枝肉	皮・血・内臓を取り除いた後の骨付きの肉のこと。
	大崎圏域地域公共交通検討研究会	大崎圏域における地域公共交通の効率的な運行体系の確立による生活の質の向上を目的に設置された研究会のこと。
	大崎定住自立圏構想	圏域全体で連携・協力し、住みよいまちづくりを進め、大都市圏からの人の流れをつくるための構想のこと。大崎圏域では、大崎市、色麻町、加美町、涌谷町及び美里町で定住自立圏形成に向けた協議を進めている。
	音訳資料	視覚に障害がある方などのために、図書資料などを音声化したカセットテープやCDなどの資料のこと。
か行	核家族	社会における家族の形態のひとつ。夫婦や親子だけで構成される家族のこと。
	外国語指導助手(ALT)	外国語を母国語とする外国語指導助手のこと。小中学校・高等学校に配置され、児童生徒の英語発音や国際理解教育の向上を目的に授業を補助する。ALTはAssistant Language Teacherの略
	学力向上委員会	基礎学力の底上げを図ることを目的に、各小中学校の教務主任により組織されている委員会のこと。町内の学校が共通で取り組む事項について方針をたてるとともに、町内各校の学力向上の取組について情報共有を図っている。
	学力向上支援員	授業の学習補助、放課後・長期休業中での学習指導等、児童・生徒への学習の充実を図ることを目的に小中学校に配置される支援員のこと。
	家族経営農家	家族労働力を基幹として農業生産を営む農業経営のこと。経営と家計とが未分離である

	ため、その目標が家族の生活の維持、向上に置かれる。
学校支援ボランティア	様々な段階の学校において行われるボランティア活動、またはそれを担う人材をいう。 この場合その活動が無償か有償かは問われない。
学校評議員	学校運営に関して意見を述べる人員のこと。学校評議員の制度は、学校教育法施行規則に定められている。
学校保護者緊急連絡システム	学校が発信する重要な情報等について、携帯電話のメール機能や掲示板等を利用し、保護者にその情報等を伝えるシステムのこと。
合併処理浄化槽	トイレ・台所・風呂等から出た汚水を処理する浄化槽のこと。
家庭教育	家庭内で親が子に、言葉や生活習慣、コミュニケーションなど生きていく上で必要な技術を身につける援助をすること。
カントリーウォーク	一般の農村や山村の道を地図で確認しながら、自分なりにルートをつくり、周りの自然を楽しみながら散策するレクリエーションのこと。
環境保全米	豊かな自然環境を復活させ、安全・安心の証でもある水生昆虫や動物等がたくさん住む田んぼで育てられる米のこと。
観光農園	農産物の収穫体験ができる個人農家の経営する農園、又は農業法人のこと。
教育人材バンク	学習指導、部活動指導等の学校教育活動の支援を目的に、大学生や講師経験者等、様々な人材を登録し、その人材情報を学校等に提供する制度のこと。
共助	互いに助け合うこと。互助ともいう。
強度行動障害	本人の身体・健康を損ねる行動や他人をたたいたり物を壊したりするなど、周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと。
行政改革	行政の機構・人事・予算・管理手法等に関する諸改革のこと。
行政評価システム	行政の活動を数値化した指標等で評価し、各施策の方向性を明確にするとともに、事業実施の見直し・改善を図る手法のこと。
緊急時防護措置を準備する区域	原子力施設からおおむね半径30kmの範囲で防災対策を重点的に行う区域のこと。「UPZ」ともいう。
緊急遮断弁	地震発生時に機器が揺れを感知・作動し、配水池元弁が自動的に閉まり、水の流出を防止するための弁のこと。
口コミ	物事の評判等に関する噂のこと。
グリーン・ツーリズム	都市住民が農家などにホームステイして農作業を体験したり、その地域の歴史や自然に親しんだりする長期滞在型余暇活動のこと。
グリーンセラピー	植物の緑によって心身を癒す方法のこと。植物の緑にはリラックス効果や心を落ち着ける効果がある。
グループホーム	保護者のいない児童、障害者等が援助を受けながら共同生活を営む施設のこと。

	介護の必要な高齢者が共同生活をおくるため、個室と共用スペースを備えた小規模施設のこと。
グローバル化	社会的あるいは経済的な関連が、旧来の国家、地域等の境界を越えて、地球規模に拡大して様々な変化を引き起こす現象のこと。
グローバル化	ものごとの規模が国の枠を超えて、地球（外国）全体に拡大すること。
契約栽培	生産者と需要者との間に、あらかじめ売買契約を締結して農作物の生産を行うこと。
公共下水道	市街地等における各家庭等のトイレ・台所・風呂等から出た汚水を処理するために、地方公共団体が管理する下水道のこと。
公共施設等総合管理計画	公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点で更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現していくための計画のこと。
後継者対策	農業等の高齢化対策のひとつである。若い世代の育成や、地域による収穫期の協力体制を強めること、更には外国人労働者の採用などを推奨している。
公債費	公債の償還や利子の支払に要する経費のこと。
耕種農家	田畑を耕して、種をまいたり苗を育てたりする農家のこと。
公助	公的機関が援助すること。個人や地域では解決できない問題について、国や自治体が支援を行うこと。
口蹄疫	牛・豚などがウイルスによって感染する病気のこと。発熱や口・蹄（ひづめ）の付け根などに水疱ができる。伝染力が非常に強く、治療方法がないため感染防止が唯一の手段。2010年の宮崎県では30万頭が殺処分された。
コーディネーター	いろいろな要素を統合したり調整したりして、一つにまとめ上げる係のこと。また、そういう職業のこと。
高度情報化	パソコンやインターネット、モバイル通信機（携帯電話、スマートフォン、タブレット等）に代表される情報通信技術が世界規模で飛躍的に発展すること。
交流人口	その地域を訪れる人のこと。その地域に住んでいる人（常住人口・居住者・常住人口）に対する考え方のこと。
高齢化率	65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合のこと。
合計特殊出生率	人口統計上の指標で1人の女性が生涯のうちに産む子どもの平均数のこと。
5S活動	職場管理の基盤づくり活動のこと。「整理」「整頓」「清掃」「清潔」「しつけ」の頭文字の5つの「S」とったもの。
国立社会保障・人口問題研究所	厚生労働省の施設等機関のこと。昭和14年に厚生省人口問題研究所として設立され、平成8年12月に、特殊法人社会保障研究所との統合によって設立された。
志教育	小学校・中学校・高等学校の全時期を通じて、社会性や勤労観を養い、集団や社会の中で果たすべき自己の役割を考えさせながら、将来の社会人としてのよりよい生き方を主

		体的に求めさせていく教育のこと。
	個人番号カード	日本において発行される身分証明書の一つで、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、顔写真等を券面に表示し、これらをICチップに記録するICカードのこと。マイナンバーカードとも呼ばれる。
	子ども・子育て支援新制度	平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づく制度のこと。
	個別ケース検討会議	個別の要保護児童について、その児童に直接関わりを有している担当者や今後関わりを有する可能性がある関係機関等の担当者により、具体的な支援の内容等を検討するために適時開催される会議のこと。
	コミュニティプラント	自治体や公社、民間事業者の開発行為により整備された住宅団地等で、各家庭等のトイレ・台所・風呂等から出た汚水を処理する小規模な下水処理施設のこと。
	雇用促進奨励金	雇用機会の拡大を図るとともに、若年層の地域定住を促進することを目的に、工場等の新設又は増設に伴う新規雇用に対して、奨励金を交付する制度のこと。
	コンシェルジュ	アパートなどの管理人が本来の意味である。現在は特定分野、地域情報を紹介・案内する人をいう。
	コンビニ搬送	病状や症状が軽度であるにもかかわらず、救急車を要請し病院への搬送を要求するなど不適切な救急医療の利用のこと。
	コンプライアンス	法令遵守のこと。特に企業がルールに従って公正・公平に業務を遂行すること。
さ行	災害時応援協定	災害発生時における各種応急復旧活動に関する人的・物的支援について、自治体と民間事業者や関係機関との間、または自治体間で締結される協定のこと。
	債権管理条例	自治体における債権管理の適正を期するため、その管理に関する事務の処理について必要な事項を定めることにより、自治体の債権の適正な管理に資することを目的として設置された条例のこと。
	再生可能エネルギー	太陽・地球物理学的・生物学的な源に由来し、自然界によって利用する以上の速度で補充されるエネルギーのこと。
	在宅医療サービス	緩和医療などの医療者が通院困難な患者の自宅や老人施設等を訪問して医療を行うこと。広義には、病院外で行うすべての医療のこと。
	財政健全化計画	地方公共団体の財政状態が自治体財政健全化法で規定される早期健全化基準よりも悪化した場合に、その地方公共団体が策定を求められる財政を健全化するための計画のこと。
	サイト	インターネット上で、様々な情報を提供するページやその集合のこと。ホームページともいう。
	作物の団地化	農業経営の効率化を図るため、同一の作物を栽培している農地の集積を図ること。
	サプライチェーン	製品が原料の段階から消費者までに至るまでの全過程のつながりのこと。
	産学官金労言	産（民間企業）、学（教育・研究機関）、官（国・地方公共団体）、金（金融）、労（労働者・労働界）、言（地方の状況をよく知っているマスコミ）の6者のこと。

産学共同開発	民間企業と大学などの教育機関等が連携し、技術の研究開発や新事業の創出を図ること。
産業別就業者比率	第1次産業、第2次産業、第3次産業の産業別の就業者比率のこと。 (第1次産業) 農業・牧畜業・水産業・林業等の産業をいう。 (第2次産業) 製造業・鉱業・建設業・ガス電気事業等の産業をいう。 (第3次産業) 商業・運輸通信業・金融業・公務、サービス業等の産業をいう。
自主財源	自治体が自力で獲得している歳入のこと。町税等をいう。
自主防災組織	行政区等で組織する任意の防災組織のこと。国や自治体は巨大地震への住民自身による防災活動を重視し、その組織率100%を目指すとしている。
自助	他人の力によらず、自分の力だけでことを成し遂げること。
市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略	まち・ひと・しごと創生法の施行にあわせ、国が都道府県及び市町村に対して策定を求める地域の特性に合った必要な施策を総合的かつ計画的に実施する戦略のこと。
実質公債費比率	自治体の実質的な借金が財政規模に占める割合のこと。数値が高いほど返済の負担が重いことを示す。
指定管理者制度	公共施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO法人・市民グループなど法人その他の団体に代行させることができる制度のこと。
自閉症	乳幼児期に発症する発達障害のひとつである。言語発達の障害、対人関係・社会性の障害等の特徴がある。先天的な脳の障害によるとみられる。
社会福祉士	心身の障害や環境上の理由で日常生活に支障のある者の福祉に関する相談を受け、助言・指導を行う専門職のこと。社会福祉士及び介護福祉士法に基づく国家資格のこと。
主任介護支援専門員	介護支援専門員の業務について十分な知識・経験をもつ介護支援専門員で、各種介護サービス等を調整して適切かつ円滑に提供するために必要な知識・技術を修得した者のこと。主任ケアマネージャーともいう。
収納率	賦課した地方税、保険料等の金額に対して収納された金額の割合のこと。
集落営農組織	集落を基礎として、多様な農家が機械・施設の共同利用を通じて、農業生産の一部又は全部を行う組織のこと。
住民バス	公共交通機関の確保を図り地域住民の福祉向上に資するため運行される乗合バスのこと。
障害者差別解消法	障害を理由とする差別の解消を推進し、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする法律のこと。
商圈	ある商業施設が影響を及ぼす地理的な範囲のこと。
初期救急医療	初期患者を受け入れる救急医療のこと。
食育基本計画	地域特性を生かした食育の取組を総合的かつ計画的に推進するための計画のこと。
職員人材育成基本方針	職員の意識改革や職務遂行のために必要な能力の開発・向上を目的とした人材育成方針

		のこと。
食農教育		食と農と地域と自然の関わりを重視し、農作物が命を育み、成長していく過程を大切にしながら食への関心・興味を高めること。
食品品質表示		消費者の商品の選択の目安となる情報をくまなく正確に伝える必要があるため、平成11年のJAS法改正により、平成12年に一般消費者向けの全ての飲料品について義務付けられた品質表示のこと。
シルバー人材センター		高齢者等の雇用の安定等に関する法律に定められた、地域ごとに1つずつ設置されている団体で、臨時的・短期的又は軽易な業務を、請負・委任の形式で行う法人のこと。
新規就農		自営の農業に就農するケース、法人の農業経営に雇用され就農するケース、すべて初めての経営を立ち上げて就農するケースのこと。
心理的虐待		著しい心的外傷を与える言動や行為。激しい叱責や自尊心を傷つけるような言葉、軽蔑、脅迫、差別、拒否等の精神的虐待のこと。
人事評価		職員がその職務を遂行するに当たり、発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価のこと。人材育成の意義も有している。
スキルアップ		訓練によって身につけることができる技術上の能力の向上のこと。
ストーカー行為		特定の人物、その配偶者・親族等に対し、つきまとい、待ち伏せ、面会・交際の強要、連続した電話やファックス、性的羞恥心を害する行為等を繰り返すこと。
ストックマネジメント		既存の施設(ストック)を有効に活用し、長寿命化を図る体系的な手法のこと。
3R(スリーアール)		リデュース、リユース、リサイクルの3つの頭文字「R」を表したものである。 リデュース(ごみの発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)に努め、環境保護につなげること。
セーフティーネット		経済的な危機に陥っても、最低限の安全を保障してくれる社会的な制度や対策のこと。
石綿セメント管		セメントに石綿を混合して製造した繊維セメントの一種の石綿セメントを用いたコンクリート製の管のこと。水道管や灌漑用水をはじめとする導水管として用いられた。水道普及期に全国的に普及した。
セクシャルハラスメント		一般的にはセクハラと略される。労働や教育などの場において、他者を性的対象物おとしめるような行為を為すこと。性的いやがらせのこと。
センサス		調査対象のすべてを調べる統計調査のこと。(文中の経済センサスとは、経済的な側面における統計調査のこと。)
創業支援		公的機関等が起業を目指す方や起業して間もない方を対象に、人材育成や起業のための総合的な相談及び投融资機関等との交流の場の提供などを実施すること。
租税教育		児童・生徒が、租税の意義や役割を正しく理解し、社会の構成員として税金を納め、その使い道に関心を持ち、納税者として社会や国のあり方を主体的に考えるという自覚を育てることを目的とした教育のこと。

た行	大活字本	弱者（低視力者、高齢者など）にも読みやすいように、文字の大きさ、行間等を調整し、大きな活字で組み直した本のこと。大活字図書、大活字版ともいう。
	第二創業	既に事業を営んでいる中小企業・小規模事業者において、後継者が先代から事業を引き継いだ場合等に業態転換や新事業・新分野に進出すること。
	多文化共生社会	国籍、出身地、人種、文化などの違いに関わらず、相互承認と共存が可能になっている社会のこと。
	タブレット	ノートパソコンや携帯端末等において、画面やセンサーを指やペンでなぞって使う端末のこと。画面を直接触って操作する携帯情報端末をタブレット型端末のこと。
	男女共同参画社会	男女が社会の対等な構成員として、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、共に責任を担うべき社会のこと。
	地域ブランド	他地域にはない特徴や違いを売り物にしている銘柄（ブランド）の総称のこと。地域ブランドを核に地域振興、町おこし、集客・観光客増等に取り組むケースが多い。
	地域担当制	各行政区内の課題等を解決するため、各行政区の担当職員（地域担当）を決め、広報誌等の配布時に行政区長から行政区内の課題、情報を聞き取り、その課題等を解決するため実施している本町の取組のこと。
	地域福祉社会	地域住民自らの活動実践を通して、ともに支え合って生きる心や自分たちの住んでいる地域の生活・福祉課題を解決していく力を育てていく社会のこと。
	地域防災力	地域の防災行動力のこと。災害に備えて防災訓練を実施するなど、普段から地域において自主的に予防活動に取り組むことが重要である。
	地域力	地域社会の問題について住民や企業をはじめとした地域の構成員が、自らその問題の所在を認識し、地域問題の解決や地域としての価値を創造していくための力のこと。
	知育・徳育・体育	「知育」は知識を豊かにし知能を高めるための教育、「徳育」は人格や道徳心を育てる教育、「体育」は健全な身体をつくる教育をいう。「知徳体」とも表現され学校教育の基本と言われている。
	地産地消	地域で生産した農産物を、その地域の中で消費すること。
	地方交付税	地方自治体は、自治体の経済規模により税収や経費に格差がある。この格差を埋めるために、最初から国税の一定限度を地方用に確保し、経費に対して税収が不足している自治体に交付する地方交付税交付金制度による交付金のこと。
	地方債残高	普通地方公共団体が発行する公債である地方債の残高のこと。
	チャンネル	販売の経路、ルート、選択の幅のこと。
直売所	その直売所が立地する周辺の生産者、農家あるいは農業協同組合などが設置した、地元産の農産物を販売する施設のこと。	
定員適正化計画	職員等の効率的な配置により、行財政運営の効率化を図り、実行力ある組織体制を実現するための計画のこと。	

	低コスト化	目的のために要する費用（コスト）を低く抑えること。
	データベース	特定のテーマに沿ったデータを集めて管理し、容易に検索・抽出などの再利用ができるようにされたものをいう。データベース管理システムを用いて構築されるものを含む。
	デジタル	デジタルとは、デジタル時計のように一定の桁数の数字の組合せで何かを表示すること。対義語として使われるアナログは、数字ではなくアナログ時計のように別の物差しで表示すること。
	デマンドタクシー	自宅や指定の場所から目的地まで、利用者の希望時間帯、乗車場所などの要望に、バス並みの安価な料金で応える公共交通サービスのこと。
	電子書籍化	書籍の内容をデジタルデータ化して、コンピューターなどの電子通信機器を通して読めるようにした出版物のこと。
	電子媒体	映像・音響機器で映像・音楽を記録再生するなど電子計算機（コンピューター）での情報処理に使う記録媒体のこと。
	読書通帳	借りた図書資料の記録が、金融機関の通帳の記帳と同じ感覚で読書通帳機を用いて記録することができる通帳のこと。
	土地利用型農業	米、麦、大豆等に代表されるように反当収入は低いが大規模に経営できる経営形態のこと。
	ドメスティックバイオレンス	夫婦や恋人などパートナーから受ける心理的、性的、身体的、経済的、社会的等の虐待行為のこと。DVともいう。
	トレーサビリティ	生産、流通の履歴を管理し、追跡できる仕組みのこと。
な行	ナショナルブランド	全国で販売される製造業者の商品のブランドのこと。
	二次就農	農業以外の仕事に従事し、退職を迎えた後に、新たな仕事として農業を選択し、就農すること。
	二毛作	同じ土地で、1年に2回時期をずらして別の作物を栽培すること。また、同じ土地で1年に時期をずらして2回栽培する場合は「二期作」という。
	認可外保育施設	児童福祉法上の保育所に該当しない保育施設のこと。認可外保育所とも呼ばれる。
	認定子ども園	就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と、地域における子育て支援を行う機能を備える施設のこと。
	ネグレクト	親などが保護者として行わなければならない乳幼児や児童の養育を放棄すること。
	農業経営体	農産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い、経営耕地面積が30アール以上の規模の農業等一定の規定に該当する農業を行う者のこと。
	農業集落排水施設	農村世帯の生活環境の向上・農業用水の水質保全等を目的として、各家庭等のトイレ、台所、風呂等から出た汚水を処理するために、地方公共団体が管理する下水道のこと。
	農業水利施設	農業用に整備された用水・排水路、ダム、頭首工、用排水ポンプ場等の水利施設のこと。
	農業法人	農業を営む法人の総称

	農商工連携	農林水産業者と商工業者がそれぞれの有する経営資源を互いに持ち寄り、新商品・新サービスの開発等に取り組むこと。
	農村ワーキングホリデー	農村等に滞在し、地域住民と交流しながら、農作業や地域作り、環境保全活動等のボランティアやその作業を手伝い交流を深めること。
は行	配水池	上水道の配水量を調整するために、一時的に水を蓄えておくタンクのこと。
	発達障害	子供の発達途上において、生体の機能の一部が成熟しないでとどまっている状態のこと。
	パブリックコメント	行政による施策を原案段階で住民に公表し意見を募り、その上で意思決定を行う行為のこと。
	繁殖牛	子牛を出産させ繁殖させるために飼育している牛のこと。
	伴走型支援	支援者がマンツーマンで対象者を担当し支援すること。
	肥育素牛	主に食肉用として、肉質の向上を重視して飼育されている牛のこと。
	ピブリオトーク	自分が読んだ本を紹介し合うこと。ピブリオとは、「本の」という意味の古代ギリシア語の接頭語のこと。
	病後児	病气やけがの回復期にあつて、集団保育が困難な児童のこと。
	風評被害	災害、事件、事故の報道等によって、安全とされる食品、商品、土地、企業等が危険視され、消費を減らし、直接関係のない事業者や従業員にも経済的な被害がでること。
	フェイスブックページ	米国のフェイスブック社が提供するSNSのこと。
	付加価値	生産によって生み出した価値のこと。企業の総生産額から、その生産のために消費した財貨・用役の価額を差し引いた額のこと。
	ブックハロー	赤ちゃんとその保護者に絵本や子育てに関する情報等が入ったブックスタート・バックを手渡し、絵本を使い、心ふれあうきっかけをつくる活動のこと。ブックスタートともいう。
	プライベートブランド	ナショナルブランドとは別に独自に企画・開発し、生産を委託して製造された商品のブランドのこと。
	プラットフォーム	ものごとの基礎・基盤・土台のこと。最近では様々な分野の企業、団体、住民、自治体等の協議の場として用いられることがある。
	ふるさと納税	自分の故郷や応援したい自治体に寄付をすると、所得税や住民税の税額が下がる制度のこと。2008年度の税制改正で導入された。
	プロモーション	自分たちが提供する商品等について、その特長も含めて一般に知ってもらおうとする活動のこと。宣伝。
ベンチャービジネス	大企業が行っていない分野で、新たに興すビジネスのこと。	
放課後児童クラブ	仕事や傷病等により昼間保護する者が家庭にいない小学生の児童を、放課後、長期休業日等、必要なときに保護者に代わって適切な保育をする施設のこと。学童保育による放課後の子どもたちの活動の場のこと。	

	放課後児童支援員	2015年度から創設された学童保育の指導員のための専門資格を持つ者のこと。
	放射性セシウム	放射線を出す能力(放射能)を持つ放射性物質のこと。体内に入ると、将来がんになる心配がある。東京電力福島第一原発事故で広範囲に拡散し、汚泥等から高濃度の放射性セシウムが検出された。
ま行	マーケティング	商品、サービスを生産者から消費者へ円滑に移転するための活動のこと。
	マーケティングコミュニケーション	マーケティング活動全体を通じて行われる企業・流通業者・消費者間の情報伝達活動のこと。
	まち・ひと・しごと創生法	少子高齢化の進行に対応し人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために必要な施策を総合的かつ計画的に実施するための法律のこと。
	マッチング	種類の異なったものを組み合わせること。
	学び支援コーディネーター	児童生徒の放課後、週末、長期休業期間等の学習支援等の学習活動を調整しまとめる支援員のこと。
	マネジメントサイクル	仕事をどのような過程で回す事が効率よく業務を行えるようになるかという理論のこと。 P lan(計画)・ D o(実行)・ C heck(点検・評価)・ A ction(改善・処置)の頭文字を取ってPDCAサイクルとも呼ばれている。
	宮城県保育士人材バンク	宮城県内保育施設、保育士等がそれぞれ求人・求職の登録をし、雇用条件の調整や紹介により就職をサポートするために設置された人材バンクのこと。一般社団法人宮城県保育協議会が運営している。
や行	有効求人倍率	公共職業安定所への有効求人者数の有効求職者数に対する割合のこと。
	有収率	給水する水量と料金として収入のあった水量との比率のこと。有収率が低い場合は漏水等により無駄になっている水が多いと推察することができる。有収率の高低は直接水道事業の経営に影響する。
	遊休財産	具体的な使途が決まっていない土地、建物等のこと。
	要介護高齢者	寝たきりや認知症・虚弱のため、日常生活上で何らかの介護や支援を必要とする高齢者のこと。
	要介護・要支援認定者	介護保険制度で、寝たきり、認知症等で常時介護を必要とする状態や身支度・洗濯・買物等、身の回りのことができないなど日常生活に支障がある状態であると判定された人のこと。
	要保護児童対策地域協議会	虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るために、関係機関がその子どもなどに関する情報等を共有し、適切な連携の下で対応していくために設立された協議会のこと。
	養育支援訪問	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居

		宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うこと。適切な養育の実施を確保することを目的とする。
ら行	ライフサイクルコスト	施設の建設から廃棄までに要する総費用のこと。
	ライフステージ	人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期等、それぞれの段階のこと。家庭においては新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期等に分けられる。
	ライフライン	生活に不可欠な水道・ガス・電気などの供給路のこと。
	ローカリゼーション	地域化のこと。
	露地・施設園芸	露地園芸は、屋根等の覆いがなく直接太陽光や雨を受ける土地で野菜、果樹等を栽培すること。 施設園芸は、目的のために必要な建物や設備を整えている空間で野菜、果樹等を栽培すること。
アルファベット	BSE (牛海綿状脳症)	牛の脳がスポンジ状になって起立不能に陥り、2週間から半年で死に至る病気のこと。治療法はなく焼却が処分の方法。牛海綿状脳症又は狂牛病ともいわれる。
	CRTテスト	学力テストの一種である。児童生徒にとっては観点別にどれだけ理解しているのかが知ることができ、教師にとっては年間の指導目標の実現状況を確認するための客観的な資料が得られる。
	FBI戦略	2020年の東京オリンピックの開催や和食のユネスコ無形文化遺産登録が決まったことなどを受け、2020年までに和食の輸出額1兆円を目指すことを目的にした国別・品目別の輸出戦略のこと。
	ICT	I nformation and C ommunications T echnology の略。情報通信技術のこと。
	KPI (重要業績評価指標)	組織において、個人や部門の業績評価を定量的に評価するための指標のこと。
	M字カーブ就農	M字カーブとは、結婚・出産前等は就労割合が高く、子育て等が忙しい年代でその割合が低下し、子育てが落ち着くと再び仕事を始め、割合が上昇する曲線がM字になっていることからこう呼ばれる。よって、M字カーブ就農とは、子育てが落ち着いた年代における就農のこと。
	NPO	N on- P rofit O rganization の略で非営利団体のこと。
	OJT	O n the J ob T raining の略で、職場で実務をさせることで行う従業員のトレーニングのこと。企業内で行われるトレーニング手法、企業内教育手法の一種である。
SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。インターネット上の交流を通して社会的通信網を構築するサービスのこと。	